

平成十三年財務省令第一号

財務省組織規則

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びに財務省設置法及び財務省組織令を実施するため、財務省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房（第一条—第八条）

第二款 主計局（第九条—第十三条）

第三款 關稅局（第十四条—第十五条の二）

第四款 理財局（第十六条—第二十一条）

第五款 國際局（第二十二条—第三十一条）

第六款 施設等機関（第三十二条—第三十五条）

第一款 財務総合政策研究所（第三十六条—第六十三条）

第二款 会計センター（第六十四条—第七十六条）

第三款 關稅中央分析所（第七十七条—第八十二条）

第四款 稅關研修所（第八十三条—第一百一条）

第二節 削除

第四節 地方支分部局

第一款 財務局及び福岡財務支局

第一目 福岡財務支局の所掌事務等（第一百八十二条—第一百九十三条）

第二目 部の所掌事務等（第一百九十四条—第一百九十七条）

第三目 特別な職の設置等（第一百九十八条—第二百十条）

第四目 総務部の内部組織等（第二百一条—第二百十五条の四）

第五目 理財部の内部組織（第二百六十八条—第二百八十五条）

第六目 管財部、管財第一部及び管財第二部の内部組織（第二百三十五条—第二百五十二条）

第七目 財務事務所（第二百五十三条—第二百六十条）

第八目 出張所（第二百六十一条）

第二款 稅關

第一目 稅關情報監理官（第二百六十二条）

第一目の二部の所掌事務（第二百六十三条—第二百六十六条）

第二目 特別な職の設置等（第一百六十七条）

第三目 総務部の内部組織（第一百六十八条—第二百八十五条）

第四目 監視部の内部組織（第二百八十六条—第三百条）

第五目 業務部の内部組織（第三百一条—第三百二十三条）

第六目 調査部の内部組織（第三百二十四条—第三百四十二条）

第七目 支署、出張所及び監視署（第三百四十三条）

第三款 沖縄地区税關

第一目 部の所掌事務等（第三百四十四条—第三百四十八条）

第一目の二 特別な職の設置等（第三百四十九条の二）

第二目 総務部の内部組織（第三百四十九条—第三百五十七条の二）

第三目 監視部の内部組織（第三百五十八条—第三百六十三条の三）

第四目 業務部の内部組織（第三百六十四条—第三百七十四条の四）

第五目 調査部の内部組織（第三百七十五条—第三百八十九条の三）

第六目 支署、出張所及び監視署（第三百八十九条の四）

第二章 国税庁

第一節 内部部局

第一款 特別な職の設置等（第三百八十二条—第三百八十二条）

第二款 課の設置等

第一目 長官官房（第三百八十三条—第三百九十二条）

第二目 課税部（第三百九十二条—第三百九十七条）

第三目 徴収部（第三百九十八条—第四百条）

第四目 調査监察部（第四百一条—第四百三条）

第三款 課の内部組織等

第一目 長官官房（第四百四条—第四百六条）

第二目 課税部及び徵収部（第四百七条—第四百十条）

第三目 調査监察部（第四百十一条—第四百十三条）

第二節 施設等機関

第一款 削除

第二款 税務大学校（第四百一十五条—第四百四十二条）

第三節 地方支分部局

第一款 国税局

第一目 情報システム監理官（第四百四十三条）

第一目の二 部の設置等（第四百四十三条の二—第四百四十九条）

第二目 特別な職の設置等（第四百五十条—第四百五十二条）

第三目 総務部の内部組織（第四百五十三条—第四百六十六条の四）

第三目の二 情報システム部の内部組織（第四百六十六条の五—第四百六十六条の八）

第四目 課税部、課税第一部及び課税第二部の内部組織（第四百六十七条—第四百八十六条）

第五目 徵収部の内部組織（第四百八十七条—第四百九十八条）

第六目 調査监察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部の内部組織（第四百九十九条—第五百十八条）

第二款 沖縄国税事務所（第五百十九条—第五百四十三条）

第三款 税務署

第一目 国税局の管轄区域内に置かれる税務署（第五百四十四条—第五百五十六条）

第二目 沖縄国税事務所の管轄区域内に置かれる税務署（第五百五十七条—第五百六十九条）

第三章 財務省顧問、財務省特別顧問、財務省参与及び財務省参事（第五百七十条）

第四章 雜則（第五百七十二条）

附則

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房

（財政経済特別研究官、地域経済特別分析官、経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官）

第一条 大臣官房に、財政経済特別研究官一人、地域経済特別分析官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。

第二条 財政経済特別研究官は、命を受けて、財政経済政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び情報交換等を行い、財務省の所掌に関する重要な財政経済政策の企画及び立案の支援を行う。

第三条 地域経済特別分析官は、命を受けて、財政経済政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び情報交換等を行い、財務省の所掌に関する重要な財政経済政策の企画及び立案の支援を行う。

第四条 経済財政政策調整官は、命を受けて、財務省の所掌事務のうち経済財政に関する重要な事項についての調整に当たる。

第五条 企画官は、命を受けて、大臣官房の特定の課の所掌事務に係る重要な事項についての企画及び立案に当たる。

第六条 専門調査官は、命を受けて、財務省の所掌事務のうち重要な専門的事項を処理する。

（財務官室並びに首席監察官、監察官及び人事調査官）

第二条 秘書課に、財務官室並びに首席監察官一人、監察官八人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）及び人事調査官一人を置く。

財務官室は、財務官の事務を整理する。

首席監察官は、命令を受けて、本省の内部部局及び施設等幾箇所に属する職員の服務に關する監察を行ひ、並びに監察官の行う事務を総括する。

監察官は、命を受けて、前項に規定する監察を行う。人事調査官は、命を受けて、財務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務並びに榮典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務のうち専門的事務を処理する。

(企画調整室、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、広報室、政策評価室、情報管理室及び業務企画室並びに企画調整専門官、国連連絡調整官、広報企画専門官、行政相談官、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官)

企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 財務省の所掌事務に関する総合調整に関する事務（総合政策課の所掌に属するものを除く。）のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務と、財務省の行政の考査に関する事務。

情報公開・個人情報保護室は、次に掲げる事務（公文書監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二 公文書類の授受 発送 編集及び保存に関すること
財務省の呉百一の情報の公開に関すること

三 財務省の保有する個人情報の保護に関すること。

情報公開個人情報保護室に、室長を置く。

公文書監理室にて、宣長を置く。

広報室は、広報に関する事務をつかさどる。

広報室に室長を置く

政策評議室に、室長を置く。

情報管理室は、財務省の情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

業務企画室に、室長を置く。

企画調整専門官は、命を受け、財務省の所掌事務に関する総合調整に関する事務（総合政策課の所掌に属するものを除く。）のうち特に重要な個別事項についての調整に係る専門的事項を処理

国会車各閣僚官は、市を受けて、国会の車各事務に關する、開闢を行ひ、その也重要事項を凡理する。

広報企画専門官は、命を受けて、広報に関する事務のうち重要な事項についての調査及び企画その他専門的事項を処理する。

行政相談官は、命を受けてて、財務省の所掌事務に関する相談及び苦情に関する事務を処理する。行政相談官は、命を受けてて、財務省の所掌事務に関する相談及び苦情に関する事務を処理する。

びこ調整をその他専門的事項を処理する。

業務企画専門官は、命を受けて、財務省の行政情報化に関する事務の総合調整に関する事務のうち重要事項についての調査及び企画その他専門的事項を処理する。

監査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

財務省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関する」と

監査室に、室長並びに上席会計監査官一人及び会計監査官二人を置く。

上席会計監査官は、命を受けて、財務省の所掌に係る会計の監査を実施し、及び会計監査官の行う事務を整理する

会計監査官は、命を受けて、財務省の所掌に係る会計の監査を実施する。

一 財務省所管の国有財産の管理に関すること。

二 財務省の職員（財務省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること、
三 財務省所管の建築物の營繕に関すること。

管理室に、室長並びに技術専門官及び管理総括専門官それぞれ一人を置く。

技術専門官は、命を受けて、財務省所管の建築物の當繪に關する専門的事項を處理する。

管理総括専門官は、命を受けて、管理室の所掌事務のうち庁内の管理に関する事務に係る重要な事項についての総括その他専門的事項を処理する。

予算企画官は、命を受け、会計課の所掌事務のうち予算に関する事務についての企画その他専門的事項を処理する専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち契約に関する専門的問題を処理する専門官を几廻する。

(業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官)は、各課の業務を統括する組織として、各課の業務運営の監視・指導・評議等を行なう。また、各課の業務運営の監視・指導・評議等を行なう。

第五条 地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。

（註）本邦の軍事費は、主として軍事費と、軍事費に付随する事務のうち、各号に掲げるものの並びに、財務局及び沖縄総合事務局の行う地方経済に関する調査及び研究、国有財産の管理及び処分その他の事務に関する地方の運営を踏まえた統合的観点から、本邦の軍事費と見做して算入するものとする。

らの施策の調整に関する事務をつかさどる。」
トマス・リード博士は、このように述べた。

二 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的検査に関すること。

三 財務局の情報システムの整備及び管理に関すること。

並びに調整、財務局の情報システムの整備及び管理並びに財務局及び沖縄総合事務局の行つ地方経済に関する調査及び研究、国有財産の管理及び処分その他の事務に関する地方の実情を踏まえ、この

観点からの施策の調整に関する事務のうち専門的事項を処理する。

人事調整官は、命を受け、財務局の職員の人事に関する企画及び立案並びに該事務を処理する。

(政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官)

第六条 総合政策課に政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調査室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。
政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室及びデータ分析調査室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二三、財務省の所掌に関する政策案及び立案並びに調査及び研究の調整に関すること。

四、貿易政策等に関する調査及び研究に関すること、内外財政経済に関する調査及び研究に関すること。

五 準備預金制度に関する事。
六 金融機関の金利の調整と開拓する二三。

六七
金融審議会の金利調整分科会の庶務に関すること。
金融審議会の金利調整分科会の庶務に関すること。

政策調整室に、室長（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

一 安全保障政策室は次に掲げる事務（テータ分析調整室の所掌に属するものを除く）を（かさどむ）
財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち安全保障に関する事務。

二 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務のうち安全保障に関すること。

三、内外財政政策について、室長による調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務のうち安全保障に関する事務。

データ分析調整室は次に掲げる事務をつかさどる。
データ分析調整室は次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務省の所掌に関する政策の企画並びに立案並びに調査及び研究の調整に関する事務のうち、データ分析並びに消費者政策に関する事務。

三 内外財政経済に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること（外国で発行された刊行物に係るものを除く。）。

六五 内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する事務のうち地方財政経済に関することと財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。

データ分析調整室に、室長を置く。

総務調整官は、命を受けて、総合政策課の所掌事務のうち重要な事項の調整に関する事務を処理する。
総括調査統計官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査統計官の行う事務を総括する。

- 一 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。

二 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括すること。
(主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官)

研究分析官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務を処理する。

主任公庫等実地監査官は、命を受けて、内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する事務を処理する。

第七条 政策金融課に、主任公庫等実地監査官一人及び公庫等実地監査官一人を置く。

主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第五十九条第一項(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)第十七条、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十九号)第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第二十四条第二項、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九条の三十五第二項、造船法(昭和二十五年法律第一百二十九号)第二十七条第二項及び経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十二号)第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(第三十四条第二項、産業競争力強化法(平百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(第三十三条第一項、海上運送法(第三十九条の三十七第一項、造船法(第三十二条第一項、経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第一百三十六号)第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第二十二条第一項、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第一百二十八号)第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号)第二十六条第一項、独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)第六十四条第一項(独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。)並びに地方公共団体金融機関法(平成十九年法律第六十四号)附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。

3 公庫等実地監査官は、命を受けて、前項の監査を実施する。
(機構業務室並びに地震保険計理官及び地震保険監査官)

第八条 信用機構課に、機構業務室並びに地震保険計理官一人及び地震保険監査官三人以内を置く。

2 機構業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事。

二 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事。

三 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事。

四 金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する事務のうち加入者保護信託(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一条第十一項に規定する加入者保護信託をいう。)の適正な運営の確保に関する事。

五 機構業務室に、室長を置く。

六 地震保険計理官は、命を受けて、地震再保険事業及び地震再保険特別会計の経理に関する事務のうち地震保険の計理に関する事務を処理する。

七 地震保険監査官は、命を受けて、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第九条の規定に基づく監査を実施する。

(共済総括調整官)
第八条の二 厚生管理官の下に、共済総括調整官一人を置く。

2 共済総括調整官は、命を受けて、厚生管理官の所掌事務のうち重要事項についての調整その他の専門的事項を処理する。

第二款 主計局

(主計企画官、上席予算実地監査官及び予算実地監査官)
(主計企画室及び予算実地監査官)

第九条 主計局に、主計企画官二人以内並びに上席予算実地監査官一人(予算実地監査官をもつて充てられるものとする。)及び予算実地監査官五人以内を置く。

2 主計企画官は、命を受けて、主計局の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

3 上席予算実地監査官は、命を受けて、主計監査官のつかさどる職務を助け、及び予算実地監査官の行う事務を総括する。

4 予算実地監査官は、命を受けて、主計監査官のつかさどる職務を助ける。

(主計事務管理課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。)

第十条 総務課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。

2 主計事務管理室は、国の予算及び決算の作成事務の電子情報処理組織による処理に関する専門的事項をつかさどる。

主計事務管理室に、室長並びに上席主計事務専門官一人（主任主計事務専門官をもつて充てられるものとする。）及び主任主計事務専門官四人以内を置く。
上席主計事務専門官は、命を受けて、国の予算及び決算の作成事務の電子情報処理組織による処理に関する専門的事項を処理し、及び主任主計事務専門官の行う事務を総括する。
主任主計事務専門官は、命を受けて、前項に規定する事項を処理する。
主任主計事務専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（会計監査調整室並びに広域災害実地監査官及び予算執行調査官）

第十条の二 司計課に、会計監査調整室並びに広域災害実地監査官一人及び予算執行調査官十人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

会計監査調整室は、国の会計の監査に関する事務の調整その他専門的事項をつかさどる。

会計監査調整室に、室長及び会計監査調整官一人を置く。

会計監査調整官は、命を受けて、国のか会計の監査に関する事務の調整その他専門的事項を処理する。

広域災害実地監査官は、命を受けて、広域的な災害に関する災害復旧事業費の決定に係る実地監査その他専門的事項を処理する。

予算執行調査官は、命を受けて、予算の執行の効率化に係る調査に関する事務を処理する。

（法規調査官及び会計制度調査官）

第十一条 法規課に、法規調査官及び会計制度調査官それぞれ一人を置く。

法規調査官は、命を受けて、財政に関する制度の調査その他専門的事項を処理する。

会計制度調査官は、命を受けて、会計に関する制度の調査その他専門的事項を処理する。

（給与調査官、共済調査官、共済計理官及び共済監査官）

第十二条 紙与共済課に、給与調査官、共済調査官、共済計理官及び共済監査官それぞれ一人を置く。

給与調査官は、命を受けて、給与共済課の所掌事務のうち国家公務員等の給与に関する調査その他専門的事項を処理する。

共済調査官は、命を受けて、國家公務員共済組合制度の調査その他専門的事項を処理する。

共済計理官は、命を受けて、国家公務員共済組合制度に関する事務のうち給付に要する費用の算定方法その他共済の計理に関する事務を処理する。

共済監査官は、命を受けて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百六条第三項の規定に基づく監査又は同法第二百七十七条の規定に基づく検査を実施する。

（財政調査官）

第十三条 調査課に、財政調査官一人を置く。

2 財政調査官は、命を受けて、内外財政の制度及び運営に関する調査その他専門的事項を処理する。

第三款 主税局

（主税企画官）

第十四条 総務課に、主税企画官一人を、税制第一課及び税制第二課に、主税企画官それぞれ一人を置く。

2 主税企画官は、命を受けて、総務課、税制第一課又は税制第二課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（主税調査官）

第十五条 総務課に、主税調査官一人を置く。

2 主税調査官は、命を受けて、内国税に共通する重要な事項の調査その他内国税に関する専門的事項を処理する。

（国際租税総合調整官）

第十五条の二 参事官の下に、国際租税総合調整官一人を置く。

2 国際租税総合調整官は、命を受けて、参事官の所掌事務のうち重要な専門的事項についての調整その他専門的事項を処理する。

第四款 關稅局

（事務管理室及びシステム協力専門官）

第十六条 総務課に、事務管理室及びシステム協力専門官一人を置く。

2 事務管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
二 稅関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する調査、企画及び調整を行うこと。

事務管理室に、室長及び電算システム専門官二人を置く。

電算システム専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第二項第一号に掲げる事務その他の専門的事項を処理する。
システム協力専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち税関の電子情報処理組織に係る国際協力に関する事務その他の専門的事項を処理する。

（税関考査管理室）

第十七条 管理課に、税關考査管理室を置く。

2 稅關考査管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

理財調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務（金融庁並びに大臣官房及び国際局の所掌に属するものを除く。）のうち重要な事項についての調査その他専門的事項を処理する。

（通貨企画調整室並びに国庫企画官及びデジタル通貨企画官）

- 第二十四条** 国庫課に、通貨企画調整室並びに国庫企画官及びデジタル通貨企画官それぞれ一人を置く。

2 通貨企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通貨制度の企画及び立案に関する事務（デジタル通貨企画官の所掌に属するものを除く。）。

- 二 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券及びすき入紙製造の取締りに関する事務。

- 三 日本銀行券に関する事務。

- 四 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関する事務。

3 通貨企画調整室に、室長及び通貨連携調整官一人を置く。

4 通貨連携調整官は、命を受けて、通貨企画調整室の所掌事務のうち通貨に関する調整その他専門的事項を処理する。

5 5 通貨連携調整官は、命を受けて、通貨企画調整室の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（デジタル通貨企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6 5 5 国庫企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（デジタル通貨企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6 6 6 デジタル通貨企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち中央銀行デジタル通貨に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6 6 6 （国債政策情報室並びに国債企画官、国債調査官及び債務分析専門官）

- 第二十五条** 国債企画課に、国債政策情報室並びに国債企画官、国債調査官及び債務分析専門官それぞれ一人を置く。

2 国債政策情報室は、国債に関する情報の提供及び調査に関する事務をつかさどる。

3 国債政策情報室に、室長を置く。

4 3 3 国債企画官は、命を受けて、国債企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

4 4 4 国債調査官は、命を受けて、国債企画課の所掌事務のうち国債整理基金の管理及び運用に関する調査その他専門的事項を処理する。

5 5 5 債務分析専門官は、命を受けて、国債企画課の所掌事務のうち国債その他の国の債務の分析に関する事務を処理する。

（市場分析官）

第二十六条 国債業務課に、市場分析官一人を置く。

2 市場分析官は、命を受けて、国債業務課の所掌事務のうち国債市場の動向その他の国債の発行、償還及び利払の実施に影響を及ぼす事項についての調査及び分析に関する事務を処理する。

（資金企画室並びに財政投融資企画官、財政投融資調査官、財務企画調整官及び財政投融資連携調整官）

第二十七条 財政投融資総括課に、資金企画室並びに財政投融資企画官、財政投融資調査官、財務企画調整官及び財政投融資連携調整官それぞれ一人を置く。

2 資金企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 財政融資金の管理及び運用に係る資産及び負債に関する総合的な調査、企画及び研究を行うこと。

2 財政融資資金勘定の負担に係る融通証券及び一時借入金の調整に関する事務。

3 財政融資資金の運用としての有価証券の引受け、応募、買入れ、売却又は貸付けに関する事務。

4 財政融資資金預託金の受払に関する事務。

5 資金企画室に、室長を置く。

6 財政投融資企画官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

7 財政投融資調査官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち財政融資資金の管理及び運用に関する調査、財政投融資資金全体の執行関係に関する調査その他専門的事項を処理する。

6 財務企画調整官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち財政融資特別会計の適切な管理のための方針についての企画及び立案、並びにその方針に基づく措置の実施に関する事務を処理する。

7 財政投融資連携調整官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち地域経済の活性化に資する取組の推進に関する必要な調整その他専門的事項を処理する。

（政府出資室並びに国有財産企画官、企画調整官及び国有財産鑑定官）

第二十八条 国有財産企画課に、政府出資室並びに国有財産企画官及び企画調整官それぞれ一人並びに国有財産鑑定官二人以内を置く。

2 政府出資室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 国の出資（財政投融資特別会計の投資勘定及び国債整理基金特別会計からの出資を除く。）の実行及び管理に関する事務。

2 普通財産のうち有価証券の管理及び処分に関する事務。

3 普通財産である株式（財政投融資特別会計の投資勘定及び国債整理基金特別会計からの出資を除く。）に係る株主の権利の行使の企画及び立案に関する事務。

4 4 4 国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）別表第一に規定する政府出資等の増減、現在額及び現状を明らかにすること（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十三

条第二項に規定する国有財産増減及び現在額総計算書及び同法第三十五条第二項に規定する国有財産見込現在額総計算書の作成に係るもの）を除く。）。

5 4 3 3 政府出資室に、室長を置く。

4 3 3 国有財産企画官は、命を受けて、国有財産企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

3 3 3 企画調整官は、命を受けて、国有財産企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

- 6 国有財産鑑定官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理すること。
 一 国有財産企画課の所掌事務のうち国有財産の評価鑑定に関する事務。
 二 前号に掲げる国有財産の評価鑑定に関する事務に關し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。
- (国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官一人を置く。)
第二十九条 国有財産調整課に、国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官一人及び国有財産監査官九人以内（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
 1 国有財産有効活用室は、国有財産の管理及び処分に関する必要な調整に関する事務のうち国有財産の有効活用に関する事務をつかさどる。
 2 国有財産有効活用室に、室長及び国有財産有効活用企画調整官一人を置く。
 3 国有財産有効活用企画調整官は、命を受けて、国有財産有効活用室の所掌事務のうち国有財産の有効活用に関する調整その他の専門的事項を処理する。
 4 国有財産監査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 5 一 国有財産の監査に関する事務。
 6 二 国有財産の有効利用の推進に関する必要な調整に関する事務。
 7 国有財産監査室に、室長を置く。
 8 宿舎技術専門官は、命を受けて、国家公務員宿舎の設置に関する事務のうち宿舎の建設に関する技術的研究その他専門的事項を処理する。
- 国有財産監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十条第一項若しくは第四項又は国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第九項、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）第六条第二項（合同宿舎の監査を含む。）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第二百五十五号）第三条の二の規定に基づく監査を実施すること。
 二 前号に掲げる監査の実施に關し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。
- (国有財産審理室並びに業務企画調整官及び国有財産業務指導官)
- 第三十条** 国有財産業務課に、国有財産審理室並びに業務企画調整官一人及び国有財産業務指導官三人以内を置く。
- 国有財産審理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 財務省所管の普通財産並びに当該普通財産の管理及び処分に關連して発生し又は取得した物品の管理及び処分に関する必要な審理を行うこと。
 2 二 国有財産の評価鑑定に関する必要な審理を行うこと。
- 国有財産審理室に、室長を置く。
- 業務企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 国有財産業務課の所掌事務のうち普通財産の適正な方法による管理及び処分に関する企画及び立案を行うこと。
 2 二 前号に掲げる事務に關し、必要な調整を行うこと。
- 国有財産業務指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 国有財産業務課の所掌事務のうち普通財産の管理及び処分に関する専門的事項に關し、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の指導を行うこと。
 2 二 前号に掲げる事務に關し、必要な調整を行うこと。
- (国有財産審理室並びに電算システム管理官)
- 第三十一条** 管理課に、国有財産情報室並びに電算システム管理官一人、財政投融资監査官一人及び財政投融资実地監査官二十五人以内（うち二十一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
 1 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること（政府出資室及び電算システム管理官の所掌に属するものを除く。）。
 2 国有財産に関する情報の提供に關すること。
- 国有財産情報室に、室長を置く。
- 国有財産情報室に、室長を置く。
- 電算システム管理官は、命を受けて、管理課の所掌事務のうち電子情報処理組織による処理に關する調査その他の専門的事項を処理する。
- 財政投融资監査官は、命を受けて、財政投融资資金の融通先、財政投融资特別会計の投資勘定の投資先並びに債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約の保証先（以下この項目において「保証先」という。）における資金の使用状況の調査及び実地監査に關する事務（保証先にあつては、財政投融资計画の執行に關するものに限る。）を処理する。
- 財政投融资実地監査官は、財政投融资監査官の命を受けて、前項に規定する調査及び実地監査を実施する。
- 一 外国為替業務に関する調査及び研究に關すること（対外取引管理室の所掌に屬するものを除く。）。
- 第六款 国際局**
- (外国為替室 対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官)
- 第三十二条** 調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十二人以内（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
 1 一人及び為替実査官十二人以内（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
 2 外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 外国為替業務に関する調査及び研究に關すること（対外取引管理室の所掌に屬するものを除く。）。

二 財務省の所掌事務に係る外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関する制度の企画及び立案に關すること（対外取引管理室及び投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

三 國際局の所掌事務に係る法令及び外國との協定に關する資料の収集及び整備に關すること（対外取引管理室及び投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

四 対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に關すること（対外取引管理室及び投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

五 財務省の所掌事務に關する外國為替の取引の管理及び調整に關すること（為替実査室及び為替市場課の所掌に属するものを除く。）。

六 外国政府の不動産に關する権利の取得の審査に關すること。

七 外国為替に關する統計に關すること。

八 本邦からの海外投融資に關すること（対外取引管理室及び開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

九 犯罪による収益の移転防止に關する法律第二条第二項第三十八条に規定する両替業務を行う者に關すること（為替実査室の所掌に属するものを除く。）。

十 外国為替室に、室長を置く。

十一 対外取引管理室の所掌に属するものを除く。（為替実査室及び為替市場課の所掌に属するものを除く。）

十二 対外取引管理室は、外國為替及び外國貿易法第十六条第一項、第二十一条第一項及び第二十五条第六項の規定に基づく許可を受ける義務を課すことができる権限に關する事務（第二項第五号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

十三 対外取引管理室に、室長を置く。

十四 投資企画審査室の所掌事務のうち重要事項についての調査その他の専門的事項を処理する。

十五 投資企画審査室は、外國為替及び外國貿易法第五十五条の九の三の規定に基づく指導及び助言に關する事務並びに同法第六十八条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に關する法律第十六条第一項並びに資金決済に關する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の三十五第一項及び第二項の規定に基づく検査に關する事務をつかさどる。

十六 投資企画審査室に、室長及び検査情報専門官一人を置く。

十七 検査情報専門官は、命を受けて、為替実査室の所掌事務のうち重要事項についての調査及び調整その他の専門的事項を処理する。

十八 外国為替調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち国際間の資金移動に係る外國為替に關する調査その他の専門的事項を処理する。

十九 国際投資企画官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に當たる。

二十 為替実査官は、命を受けて、第九項に規定する指導及び助言並びに検査を実施する。

（資金移転対策室）

二十一 第三十一条の二 国際機構課に、資金移転対策室を置く。

二十二 資金移転対策室は、金融活動作業部会に關する事務をつかさどる。

二十三 資金移転対策室に、室長を置く。

（国際調整室及び地域協力企画官）

二十四 第三十二条の三 地域協力課に、国際調整室及び地域協力企画官一人を置く。

二十五 國際調整室は、外國為替並びに国際通貨制度及びその安定に關する国際会議に關する重要な事項に關する事務をつかさどる。

二十六 地域調整室に、室長を置く。

二十七 地域協力企画官は、命を受けて、地域協力課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に當たる。

（資金管理室並びに資金管理専門官及び国際收支専門官）

二十八 第三十三条 為替市場課に、資金管理室並びに資金管理専門官及び国際收支専門官を置く。

二十九 資金管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

三十 一 外國為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に關すること。

三十一 二 外國為替資金特別会計の經理に關すること。

三十二 三 外國為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に關すること。

三十三 資金管理室に、室長を置く。

三十四 資金管理専門官は、命を受けて、為替市場課の所掌事務のうち外國為替資金の管理及び運営に關する事務のうち重要な専門的事項についての調査その他の専門的事項を処理する。

三十五 二 開発金融専門官は、命を受けて、開発政策課の所掌事務のうち本邦からの海外投融資のうち經濟開發に關するものに關する調整その他の専門的事項を処理する。

三十六 一 開發金融専門官は、命を受けて、開發政策課の所掌事務のうち国際收支及び国際貸借に關する事務のうち重要な専門的事項についての調査及び調査その他の専門的事項を処理する。

三十七 三 國際保健専門官は、命を受けて、開發政策課の所掌事務のうち国際保健に關する調整その他の専門的事項を処理する。

(開発企画官)

第三十五条 開発機関課に、開発企画官一人を置く。

2

開発企画官は、命を受けて、開発機関課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第二節 施設等機関

第一款 財務総合政策研究所

(財務総合政策研究所の位置)

第三十六条 財務総合政策研究所は、東京都に置く。

(所長及び副所長)

- 第三十七条** 財務総合政策研究所に、所長及び副所長四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
- 2 所長は、財務総合政策研究所の事務を掌理する。
 - 3 副所長は、所長を助け、財務総合政策研究所の事務を整理する。
 - 4 所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。
 - 5 所長は、非常勤とすることができる。

(研究総務官)

第三十七条の二 財務総合政策研究所に、研究総務官一人を置く。

- 2 研究総務官は、命を受けて、財務総合政策研究所の所掌事務のうち重要な専門的事項を処理する。

(財務総合政策研究所に置く部)

第三十八条 財務総合政策研究所に、次の四部を置く。

総務研究部

資料情報部

調査統計部

研修部

(総務研究部の所掌事務)

第三十九条 総務研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び序印の保管に関する事務。

二 職員の人事に関する事務。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 会計に関する事務。

五 物品の管理に関する事務。

六 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びにこれらの成果の発表を行うこと。

七 前号の調査及び研究に係る国際交流に関する事務を行うこと。

八 財務省の所掌事務に係る国際協力をを行うこと。

九 財政経済理論に関し、職員の研修を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、財務総合政策研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

(総務研究部に置く課等)

第四十条 総務研究部に、次の二課及び総括主任研究官三人以内を置く。

総務課

国際交流課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十九条第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事務

二 第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務の総括に関する事務

(国際交流課の所掌事務)

第四十二条 国際交流課は、第三十九条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

3 2 国際交流課に、国際交流専門官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

国際交流専門官は、命を受けて、第三十九条第七号及び第八号に掲げる事務のうち専門的事項を処理する。

(総括主任研究官の職務)

第四十三条 総括主任研究官は、命を受けて、第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務を分掌する。

(主任研究官)
第四十四条 総務研究部に、主任研究官九人以内（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 主任研究官は、命を受けて、第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務を行う。

(資料情報部の所掌事務)

第四十五条 資料情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な資料及び情報の収集及び分析に関する事務を行うこと。
- 二 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計資料の収集整理並びに歴史的な資料の収集及び分析並びにこれらに関する印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 三 財務省の所掌事務に關し必要な図書の収集及び管理並びに国立国会図書館支部財務省図書館に關する事務を処理すること。

(総括主任調査官の職務)

第四十六条 資料情報部に、総括主任調査官一人を置く。

2 総括主任調査官は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。

(主任調査官)

第四十七条 資料情報部に、主任調査官三人以内を置く。

2 主任調査官は、命を受けて、第四十五条各号に掲げる事務を行なう。

(調査統計部の所掌事務)

第四十八条 調査統計部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計を作成すること。
- 二 法人企業統計を作成すること。
- 三 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な資料及び情報の電子情報処理組織による処理に関する事務を行なうこと。

第四十九条 調査統計課に、次の二課を置く。

調査統計課

統計企画課

(調査統計課の所掌事務)

第五十条 調査統計課は、第四十七条第一号及び第二号に掲げる事務（統計企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(統計企画課の所掌事務)

第五十一条 統計企画課は、第四十七条第一号及び第二号に掲げる事務に係る企画及び立案に関すること並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

2 統計企画課に、統計企画専門官一人を置く。

3 統計企画専門官は、命を受けて、統計企画課の所掌事務のうち専門的事項を処理する。

(研修部の所掌事務)

第五十二条 研修部は、本省及び財務局の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。以下この款において同じ。）に対して、本省及び財務局の所掌事務に従事するために行なう研修（総務研究部の所掌に属するものを除く。以下第五十三条及び第五十四条において「研修」という。）に関する事務をつかさどる。

(研修部に置く課)

第五十三条 研修部に、次の二課を置く。

企画課

教務課

(企画課の所掌事務)

第五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修施設（研修支所に係るもの除く。）の管理に関する事務を行なうこと。
- 二 研修（研修支所において行なうものを含む。次号において同じ。）の実施に関し、企画及び立案を行なうこと。
- 三 研修に必要な調査並びに資料の収集及び作成を行なうこと。
- 四 教科書及び教材の作成及び頒布を行うこと。
- 五 研修支所の運営に関する事務を行なうこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、研修部の所掌事務で他の所掌に属しないものを行なうこと。

(教務課の所掌事務)

第五十四条

教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修（研修支所において行うものを除く。）を行うこと。
- 二 研修支所の行う研修に関する指導及び監督を行うこと。

(教官)

第五十五条

研修部及び各研修支所を通じて、教官十四人以内を置く。

- 1 教官は、本省及び財務局の職員に対し、職務上必要な知識を教授し、及び指導を行う。
- 2 研修支所の名称及び位置

第五十六条

研修支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道研修支所	札幌市
東北研修支所	仙台市
関東研修支所	さいたま市
北陸研修支所	金沢市
東海研修支所	名古屋市
近畿研修支所	大阪市
中国研修支所	広島市
四国研修支所	高松市
北九州研修支所	福岡市
南九州研修支所	熊本市
沖縄研修支所	那覇市

(研修支所の所掌事務)

第五十七条 研修支所は、財務総合政策研究所の所掌事務のうち研修支所の所在地を管轄する財務局の職員の研修に関する事務を分掌する。

(研修支所長)

- 1 研修支所長は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、財務局の職員の研修に関し必要な資料又は情報の提供を求めることができる。
- 2 研修支所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。
- 3 研修支所長は、幹事十人以内を置く。

(幹事)

- 1 幹事は、研修支所長を助け、研修支所の事務を整理する。
- 2 研修支所に置く課

(研修支所に、研修課を置く。)

第六十条 研修課は、第五十七条に規定する事務をつかさどる。

(顧問)

(研修課の所掌事務)

第六十一条 研修課は、第五十七条に規定する事務をつかさどる。

(顧問)

(研修課の所掌事務)

第六十二条 財務総合政策研究所に、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、財務総合政策研究所の所掌事務のうち重要な施策に参画し、特に定める事項の処理に当たる。
- 2 顧問は、非常勤とする。
- 3 顧問は、所長及び次長

第六十三条 この規則に定めるもののほか、財務総合政策研究所に關し必要な事項は、所長が定める。

(会計センターの位置)

第六十四条 会計センターは、東京都に置く。

(所長及び次長)

第六十五条 会計センターに、所長及び次長二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

所長は、会計センターの事務を掌理する。

次長は、所長を助け、会計センターの事務を整理する。
所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。
(会計センターに置く部等)

第六十六条 会計センターに、総務室及び次の三部を置く。

管理運用部

会計管理部

研修部

(総務室の所掌事務)

第六十七条 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所長の官印及び庁印の保管に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 会計に関すること。
- 五 物品の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、会計センターの所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

(管理運用部の所掌事務)

第六十八条 管理運用部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電子情報処理組織(財務省組織令(以下「令」という。)第六十八条第一項第一号に規定する電子情報処理組織をいう。第七十条において同じ。)による国の会計事務の処理(以下この条において「会計処理」という。)の実施に関すること(会計管理部の所掌に属するものを除く。)。
- 二 会計処理のためのシステムの設計及びプログラムの作成を行うこと。
- 三 会計処理の実施に関する機器の操作及び管理を行うこと。
- 四 会計処理に係る機器の操作及び管理を行うこと。

(上席会計事務専門官及び主任会計事務専門官)

第六十九条 管理運用部に、上席会計事務専門官一人及び主任会計事務専門官二人以内を置く。

- 2 上席会計事務専門官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行い、及び主任会計事務専門官の行う事務を総括する。
- 3 主任会計事務専門官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行う。

(会計管理部の所掌事務)

第七十条 会計管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 会計事務調整官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行う。
- 2 会計事務調整官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行う。
- 3 電子情報処理組織を使用して処理する歳入の徴収に関する事務のうち納入告知書、納付書及び督促状の送付並びに日本銀行から送付される領収済通知書の受領に関する事務を行うこと。
- 4 電子情報処理組織を使用して処理する歳出金の支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務を行うこと。
- 5 前二号に規定する事務の処理に関する事務を行なう。

(会計事務調整官)

第七十一条 会計管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 会計事務調整官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行う。
- 2 会計事務調整官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行う。

(研修部の所掌事務)

第七十二条 研修部は、国の会計事務に從事する職員(政府関係機関の職員を含む。)の研修(以下第七十四条から第七十六条までにおいて「研修」という。)に関する事務をつかさどる。

(研修部に置く課)

第七十三条 研修部に、企画課及び教務課を置く。

(企画課の所掌事務)

第七十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 研修施設の管理に関すること。
- 2 研修の実施に関する企画及び立案を行うこと。
- 3 研修に必要な調査並びに資料の収集及び作成を行うこと。
- 4 教科書及び教材を作成し、及び頒布すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、研修部の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

(教務課の所掌事務)

第七十五条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研修を行うこと。

二 会計センターに研修のため入所する職員の入所及び退所並びに研修の修了に関する事務を処理すること。
(雑則)

第七十六条 研修の実施に関する細目は、所長が定める。

第三款 関税中央分析所

(関税中央分析所の位置)

第七十七条 関税中央分析所は、千葉県に置く。
(所長)

第七十八条 関税中央分析所に、所長を置く。

2 所長は、関税中央分析所の事務を掌理する。

3 所長は、税関長に対し、輸出入貨物の分析に関する資料又は情報の提供を求めることができる。

第七十九条 関税中央分析所に、総務課並びに首席分析官、分析指導官及び分析調整官それぞれ一人並びに分析官八人以内並びに主任研究官一人並びに研究官四人以内を置く。
(総務課の所掌事務)

第八十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 所長の官印及び印の保管に関する事務。

2 職員の人事に関する事務。

3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

4 会計に関する事務。

5 物品の管理に関する事務。

6 序内の管理に関する事務。

7 輸出入貨物の見本の整理及び保存すること。

8 前各号に掲げるもののほか、関税中央分析所の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。
(首席分析官、分析指導官、分析調整官の職務)

第八十一条 分析官は、命を受けて、次に掲げる事務(首席分析官、分析指導官及び分析調整官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

1 輸出入貨物に関する分析のうち高度の専門技術を要するものを行うこと。

2 税関における輸出入貨物の分析に関し、指導を行うこと。

3 分析調整官は、命を受けて、前項に規定する事務のうち重要な事項の調整に関するものとして所長が指定するものをつかさどる。

4 分析指導官は、命を受けて、第一項に規定する事務に係る指導を行い、同項各号に掲げる事務のうち特に処理を要するものとして所長が指定するものをつかさどる。

5 首席分析官は、命を受けて、第一項に規定する事務のうち特に重要なものとして、所長が指定するものをつかさどり、分析指導官、分析調整官及び分析官の事務を総括する。
(主任研究官及び研究官の職務)

第八十二条 研究官は、命を受けて、次に掲げる事務(主任研究官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

1 輸出入貨物の分析に必要な試験、研究及び調査を行うこと。

2 輸出入貨物の見本の採取方法に関する調査及び研究を行うこと。

3 主任研究官は、命を受けて、前項に規定する事務のうち特に重要なものとして、所長が特に指定するものをつかさどり、研究官の事務を総括する。

第四款 税関研修所
(税関研修所の位置)

第八十三条 税関研修所は、千葉県に置く。
(所長及び副所長)

第八十四条 税関研修所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、税関研修所の事務を掌理する。

3 副所長は、税関研修所の事務を整理する。

4 所長は、税関長に対し、次に掲げる事務に関する資料又は情報の提供を求めることができる。

5 一 財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと。
二 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力(以下この款において「国際協力」という。)を行ふこと。
所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。

(税関研修所に置く部等)

第八十五条 税関研修所に、総務課及び研修・研究部を置く。
(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所長の官印及び序印の保管に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 会計に関すること。
- 五 物品の管理に関すること。
- 六 序内の管理に関すること。

七 財務省の職員に対して行う税関行政に従事するため必要な研修（以下この款において「研修」という。）に関する、研修計画（第九十八条第一号に掲げるものを除く。）の作成その他の企画及び立案をすること。

八 研修に関する調査並びに資料の収集及び作成を行うこと。

九 研修に関する教科書及び教材を作成し、及び頒布すること。

十 前各号に掲げるもののほか、税関研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものを行なうこと。

（研修・研究部の所掌事務）

第八十七条 研修・研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修を行うこと（前条第七号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。）。
- 二 国際協力をを行うこと。

（研修・研究部に置く課等）

第八十八条 研修・研究部に、次の二課並びに主任教官一人及び教官を置く。

教務課

国際研修課

（教務課の所掌事務）

第八十九条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修に関する授業計画を作成し、試験を実施すること。
- 二 研修に関する記録を作成し、及び保管すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、研修・研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものを行なうこと。

（国際研修課の所掌事務）

第九十条 国際研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際協力の実施に関する計画を作成すること。
- 二 国際協力の実施に関する調査並びに資料の収集及び作成を行うこと。
- 三 国際協力に関する教材を作成し、及び頒布すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、国際協力の実施に関する事務で他の所掌に属しないものを行なうこと。

（教官の職務）

第九十一条 教官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第八十七条第一号に掲げる事務のうち職務上の知識を教授し、及びその研究を指導すること。
- 二 第八十七条第二号に掲げる事務のうち必要な知識を教授し、及びその研究を指導すること。

（主任教官の職務）

第九十二条 主任教官は、命を受けて、前条に規定する事務を分掌し、及び教官の事務を総括する。
(支所の名称及び位置)

第九十三条 税関研修所の支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横浜支所	横浜市
函館支所	函館市
東京支所	東京都

名古屋支所	名古屋市
大阪支所	大阪市
神戸支所	神戸市
門司支所	北九州市
長崎支所	長崎市
沖縄支所	那覇市

(支所の所掌事務)

第九十四条 支所は、税関研修所の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第八十六条第七号の研修計画で支所において実施することとされた研修を行うこと。
- 二 第九十条第一号の計画で支所において実施することとされた国際協力をを行うこと。

(支所長)

第九十五条 支所に、支所長を置く。

- 2 支所長は、税関長に対し、前条各号に掲げる事務に関する資料又は情報の提供を求めることができる。
- 3 支所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。

(幹事)

第九十六条 各支所を通じて、幹事九人以内を置く。

- 2 幹事は、支所長を助け、支所の事務を整理する。
- 3 支所に置く課等

(幹事)

第九十七条 支所に、研修課及び教官を置く。

(研修課の所掌事務)

第九十八条 研修課は、第九十四条各号に掲げる事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- 一 研修計画のうち支所において実施することとされた研修の細目に関する企画及び立案をすること。
- 2 研修に関する授業計画を作成し、試験を実施すること。
- 3 研修に関する記録を作成し、及び保管すること。
- 4 研修及び国際協力に関する調査並びに資料の収集及び作成を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

(教官の職務)

第九十九条 教官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 1 第九十四条第一号に掲げる事務のうち職務上の知識を教授し、及びその研究を指導すること。
- 2 第九十四条第二号に掲げる事務のうち必要な知識を教授し、及びその研究を指導すること。

(教官の数)

第一百条 第八十八条及び第九十七条の規定により置かれる教官の数は、研修・研究部及び各支所を通じて、十四人以内とする。

(雑則)

第一百一条 研修の実施に関する細目は、所長が定める。

第三節 削除

第一百二条から第一百八十二条まで 削除

第四節 地方支分部局

第一款 財務局及び福岡財務支局

第一目 福岡財務支局の所掌事務等

(福岡財務支局の所掌事務)

第一百八十二条 福岡財務支局は、財務局の所掌事務（金融庁の所掌事務に係るものと除く。）を分掌し、及び金融庁の所掌事務のうち法令の規定により福岡財務支局に属させられた事務をつかさどる。

(総務管理官)

第一百八十三条 北陸財務局に、総務管理官一人を置く。

- 2 総務管理官は、命を受けて、第二百二条第一項各号及び第二項各号、第二百四条第一項各号及び第二項各号、第二百六条の二各号並びに第二百八条に規定する事務を掌理するほか、財務局の所掌事務のうち特に重要なものについての企画及び立案に参画する。

関する法律第一百九十条第一項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第一項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)に関すること。

二 金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。

三 証券取引等副監視官は、命を受けて、前項第一号に掲げる事務を整理する。

(証券検査指導官)

第一百九十条の二 関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に、証券検査指導官それぞれ一人を置く。

2 証券検査指導官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第二項第一号に掲げる事務(統括証券調査官の所掌に属するものを除く。)のうち、検査及び調査(以下この条、第一百九十条の三及び第一百九十二条において「証券検査」という。)に従事する職員の訓練に関すること。

二 証券検査に関する事務の指導及び監督に関すること。

(統括証券検査官)

第一百九十条の三 関東財務局に、統括証券検査官十八人を、近畿財務局に、統括証券検査官三人を、東海財務局に、統括証券検査官二一人を、北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

2 統括証券検査官は、命を受けて、証券検査の実施に関する事務を分掌する。

(統括証券調査官)

第一百九十一条の四 関東財務局に、統括証券検査官二人を、東海財務局及び近畿財務局に、統括証券調査官それぞれ一人を置く。

2 統括証券調査官は、命を受けて、金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査(同法第一百九十四条の七第二項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)並びに同法第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二の二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二項及び第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定に基づく検査(同法第一百九十四条の七第三項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)(以下第一百九十二条の二において「課徴金調査等」という。)の実施に関する事務を分掌する。

(統括証券取引審査官)

第一百九十二条の五 関東財務局に、統括証券取引審査官二人を、東海財務局及び近畿財務局に、統括証券取引審査官それぞれ一人を置く。

2 統括証券取引審査官は、命を受けて、第一百九十条第二項第一号に掲げる事務(統括証券調査官の所掌に属するものを除く。)のうち、報告又は資料の徵取その他の情報の収集及び分析並びにこれら的内容の審査に関する専門的な事務(第一百九十二条において「証券取引審査事務」という。)を分掌する。

(統括証券取引特別調査官)

第一百九十三条の六 関東財務局に、統括証券取引特別調査官二人を、近畿財務局に、統括証券取引特別調査官一人を置く。

2 統括証券取引特別調査官は、命を受けて、第一百九十条第二項第二号に掲げる事務のうち、犯則事件の調査の実施に関する事務を分掌する。

(上席証券検査官及び証券検査官)

第一百九十四条の二 各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。

2 上席証券検査官は、命を受けて、証券検査を実施し、及び証券検査官の行う事務を総括する。

(証券検査官は、命を受けて、証券検査を実施する。

(上席証券調査官及び証券調査官)

第一百九十五条の二 関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官一人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十二人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

2 上席証券調査官は、命を受けて、証券調査等を実施する。

(上席証券調査官及び証券調査官)

第一百九十六条の二 関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官一人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十五人以内を置く。

2 上席証券取引審査官は、命を受けて、証券取引審査事務を行い、及び証券取引審査官の行う事務を総括する。

(上席証券取引審査官及び証券取引審査官)

第一百九十七条の二 関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三百七十二人以内を置く。

2 上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。

(上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官)

第一百九十八条の二 関東財務局に、上席証券取引特別調査官一人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官一百七十二人以内を置く。

2 上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。

(上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官)

第一回 部の所掌事務等

(福岡財務支局に置く部)

第一百九十四条 福岡財務支局に、次の二部を置く。

理財部

管財部

(総務部の所掌事務)

第一百九十五条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 公文書類の審査に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 財務局の行政の監査に関すること。

五 機密に関すること。

六 局長の官印及び序印の保管に関すること。

七 財務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

八 財務局の情報システムの整備及び管理に関すること。

九 財務局の保有する情報の公開に関すること。

十 財務局の保有する個人情報の保護に関すること。

十一 財務局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二 財務局所属の行政財産及び物品の管理に関すること(管財部、管財第一部及び管財第二部の所掌に属するものを除く。)。

十三 財務局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四 広報に関すること。

十五 行政相談に関すること。

十六 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。

十七 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。

十八 企業の経理の実態に関する統計を作成すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、財務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 関東財務局の総務部は、前項各号に掲げる事務のほか、財務局又は福岡財務支局の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち財務局長の指定するものに関する事務をつかさどる。

(理財部の所掌事務)

第一百九十六条 理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。

二 国の予算の作成に関すること。

三 国の予備費の管理に関すること。

四 各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十二条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関する事務を行ふこと。

五 国の予算の執行に関する報告の徵取、実地監査及び指示に関すること。

六 物品及び国債の管理に関する事務の総括に関すること。

七 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

八 国家公務員の旅費の制度に関すること。

九 国家公務員共済組合制度に関すること。

十 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に関する事務を行うこと。

十一 国債に関すること。

十二 日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。

十三 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券及びすき入紙製造の取締りに関すること。

十四 政府関係金融機関に関すること。

十五 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること。

- 十六 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人福祉医療機構に関すること。
- 十七 地方公共団体金融機関の行う公庫債権管理業務に関すること。
- 十八 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること（製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事を除く。以下同じ。）。
- 十九 財務局の所掌事務に関する外國為替の取引の管理及び調整に関すること。
- 二十 金の政府買入れに関する事。
- 二十一 外國為替及び外國貿易法に規定する外國投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する調査並びに資料及び情報の収集に関する事。
- 二十二 金融機関の金利の調整に関する事。
- 二十三 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関する事。
- 二十四 在外公館等借入金の返済に関する事。
- 二十五 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行なう者に関する事。
- 二十六 金融商品取引法第二章から第二章の四まで及び第二章の六の規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関する事。
- 二十七 金融商品取引法第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七条の二十二第一項及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定に基づく検査に関する事（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。
- 二十八 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人に関する事。
- 二十九 金融商品取引法第六章に規定する有価証券の取引等の規制に関する事。
- 三十 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する書類の受理に関する事。
- 三十一 金融機関経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）及び金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の施行に関する事。
- 三十二 次に掲げる者の検査その他の監督に関する事（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。
- イ 金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、リ及びヌに掲げる者をいう。第二百二十二条、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百五十三条、第二百五十八条及び第二百六十一条において同じ。）
- ロ 銀行持株会社
- ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百二十二条第一号ニ、第二百二十七条第一項第三号イ、第二百五十三条第十六号ハ、第二百五十八条第一項第一号ハ及び第二百六十二条第四項第十二号ロにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
- チ 电子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者
- ト 生命保険等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業協同組合（平成九年法律第二百四十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者へ、保険持株会社（少額短期保険持株会社（保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。第二百五十三条、第二百五十八条及び第二百六十一条において同じ。）を含む。第二百二十二条、第二百二十七条及び第二百二十七条において同じ。））を含む。第二百二十二条、第二百二十七条及び第二百二十七条において同じ。）
- トリ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- ヌ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 投資法人
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 金融商品取引行為者（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行なう者
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 証券金融会社
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 认可金融商品取引業協会、認定投資者保護団体
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下同じ。）
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 金融商品取引所
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 国外金融商品取引所
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の一第一項の登録を受けた者
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。以下同じ。）
- チ ト リ ネットワーカヨレタカカウルヌ
- 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をい
- う。以下同じ。）

			東北財務局 東海財務局 中国財務局 四國財務局 九州財務局
		総務課 会計課 経済調査課 財務広報相談室	
4	前項に掲げる課及び室のほか、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、近畿財務局、中国財務局、四國財務局及び九州財務局の総務部に、合同庁舎管理官それぞれ一人を置く。		
2	前項に掲げる課及び室のほか、北陸財務局及び福岡財務支局に、理財部及び管財部に置くもののほか、次に掲げる課及び室を置く。		
3	北陸財務局及び福岡財務支局に、理財部及び管財部に置くもののほか、次に掲げる課及び室を置く。	総務課 会計課 経済調査課 財務広報相談室	
4	前項に掲げる課及び室のほか、福岡財務支局に合同庁舎管理官一人を置く。 (総務課の所掌事務)		
第二百二条	総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	財務局又は福岡財務支局の所掌事務に関する総合調整に関すること。		
二	公文書類の審査及び進達に関すること。		
三	公文書類の接受及び発送に関すること。		
四	前各号に掲げるもののほか、財務局又は福岡財務支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。		
2	北陸財務局、四國財務局、九州財務局及び福岡財務支局の総務課は、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	公文書類の編集及び保存に関すること。		
二	財務局又は福岡財務支局の行政の監査に関すること。		
三	財務局又は福岡財務支局の事務能率の増進に関すること。		
四	機密に関すること。		
五	局長又は支局長の官印及び印の保管に関すること。		
六	財務局又は福岡財務支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。		
七	財務局又は福岡財務支局の情報システムの整備及び管理に関すること。		
八	財務局又は福岡財務支局の保有する情報の公開に関すること。		
九	財務局又は福岡財務支局の保有する個人情報の保護に関すること。		
4	北海道財務局、東北財務局、東海財務局及び中国財務局の総務課は、第一項各号に掲げる事務のほか、前項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。		
3	関東財務局及び近畿財務局の総務課は、第一項各号に掲げる事務のほか、第二項第一号、第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。 (人事課の所掌事務)		
第二百三条	人事課は、前条第二項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。 (会計課の所掌事務)		
第二百四条	会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	財務局又は福岡財務支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。		
二	払戻し及び過誤納金の還付に関する事務。		
三	財務局又は福岡財務支局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。(管財部、管財第一部及び管財第二部並びに合同庁舎管理官の所掌に属するものを除く。)		
四	財務局又は福岡財務支局所属の建築物の營繕に関する事務。		
五	府内の管理に関する事務。		
2	北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局、中国財務局、四國財務局、九州財務局及び福岡財務支局の会計課は、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	財務局又は福岡財務支局の職員に貸与する宿舎に関する事務。		
二	財務局又は福岡財務支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。		
三	国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に関する事務。(財務局又は福岡財務支局の職員に関するものに限る。) (厚生課の所掌事務)		
第二百五条	厚生課は、前条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。 (業務管理課の所掌事務)		
第二百六条	業務管理課は、第二百二条第二項第二号、第三号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。		

2 関東財務局の業務管理課は、前項に規定する事務のほか、財務局又は福岡財務支局の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち財務局長の指定するものをつかさどる。
 (経済調査課の所掌事務)

第二百六条の二 経済調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
- 二 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
- 三 地方経済に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
- 四 企業の経営の実態に関する統計を作成すること。

第二百七条 削除
 (財務広報相談室の所掌事務)

第二百八条 財務広報相談室は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務に係る広報、相談及び苦情に関する事務をつかさどる。

第二百九条 削除
 (合同庁舎管理官の職務)

第二百十条 合同庁舎管理官は、国有財産法第五条の二の規定に基づき、財務局長又は福岡財務支局長が管理する合同庁舎の管理に関する事務をつかさどる。

(合同庁舎管理室)

第二百十一条 北陸財務局の会計課に、合同庁舎管理室を置く。

第二百十二条 合同庁舎管理室は、第二百四条第一項第三号に掲げる事務のうち国有財産法第五条の二の規定に基づき、北陸財務局長が管理する合同庁舎の管理に関する事務をつかさどる。

3 合同庁舎管理室に、室長を置く。

(企画調整官)

第二百十三条 各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十人以内を置く。

2 地域連携推進官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務(関東財務局及び近畿財務局にあつては、地域連携推進官の所掌に属するものを除く。)を処理する。

(地域連携推進官)

第二百十四条 関東財務局及び近畿財務局の総務課に、地域連携推進官それぞれ一人を置く。

(考査専門官)

第二百十四条の二 北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の総務課並びに関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、考査専門官それぞれ一人を置く。

2 考査専門官は、命を受けて、財務局又は福岡財務支局の事務の運営に関する専門的事項についての考査に関する事務を処理する。

(情報管理官)

第二百十四条の二 北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の総務課に、情報管理官それぞれ一人を置く。

(人事専門官)

第二百十四条の二 近畿財務局の人事課に、人事専門官二人以内を、東北財務局、関東財務局、東海財務局及び中国財務局の人事課に、人事専門官それぞれ一人を置く。

(情報システム企画調整官)

第二百十五条の四 関東財務局の業務管理課に、情報システム企画調整官一人を置く。

2 情報システム企画調整官は、命を受けて、業務管理課の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(電算機専門官)

第二百十五条 関東財務局の業務管理課に、電算機専門官四人以内を置く。

2 電算機専門官は、命を受けて、第二百六条第二項に規定する事務を処理する。

(上席業務管理官及び業務管理官)

第二百十五条の二 関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官六人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

2 上席業務管理官は、命を受けて、第二百六条第一項に規定する事務を処理し、及び業務管理官の行う事務を総括する。

(上席調査官及び調査官)

第二百十五条の三 各財務局及び福岡財務支局を通じて経済調査課に、上席調査官十五人以内及び調査官三十九人以内を置く。

3 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第二百六条の二各号に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

第一項の調査官は、命を受けて、第二百六条の二各号に掲げる事務を処理する。

(合同庁舎管理専門官)

第二百五十五条の四 中国財務局及び四国財務局の総務部に、合同庁舎管理専門官それぞれ一人を置く。

2 合同庁舎管理専門官は、命を受けて、第二百十条に掲げる事務を処理する。

第五目 理財部の内部組織

(理財部に置く課等)

理財部に、

次の表に掲げる課を置く。

第二百六十六条		理財部に、次の表に掲げる課を置く。									
(理財部に置く課等)		理財部に、次の表に掲げる課を置く。									
財務局又は財務支局名		設置する課名									
関東財務局		主計第一課 主計第二課 主計第三課 理財第一課 理財第二課 理財第三課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課									
課 金融監督第四課 金融監督第五課 金融監督第六課 証券監督第一課 証券監督第二課 証券監督第三課 融資課		主計第一課 主計第二課 理財第一課 理財第二課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 金融監督第四課 証券									
近畿財務局		監督第一課 証券監督第二課 融資課									
東海財務局		主計第一課 主計第二課 理財課 檢査総括課 審査業務課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 金融監督第四課 融資課									
東北財務局		主計第一課 主計第二課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 金融監督第四課 融資課									
中国財務局		主計第一課 主計第二課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 金融監督第四課 融資課									
九州財務局		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 融資課									
北海道財務局		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 融資課									
北陸財務局		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 融資課									
福岡財務支局		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 融資課									
四国財務局		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 融資課									
2 前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び北陸財務局を除く。）を置く。		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 融資課									
3 特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。		主計課 理財課 檢査総括課 金融監督第一課 金融監督第二課 金融監督第三課 融資課									
財務局又は財務支局名		特別主計実地監査官 統括証券監査官 檢査指導官 特別金融証券検査官 統括金融証券検査官 金融調整官									
北海道財務局		一人									
東北財務局		一人									
関東財務局		一人									
北陸財務局		一人									
東海財務局		五人（うち三人は、その管轄区域を東京都とする。）									
近畿財務局		一人									
中国財務局		一人									
四国財務局		一人									
九州財務局		一人									
福岡財務支局		一人									
合計		七人									
(主計課、主計第一課、主計第二課及び主計第三課の所掌事務)		八人									
第二百七十七条		十四人									
主計課、主計第一課、主計第二課及び主計第三課の所掌事務		三十七人									
三四 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
四五 国の予算の翌年度への繰越使用の承認に関すること。		八人									
五六 緑明許費に係る翌年度にわたつて支出すべき債務の負担の承認に関すること。		八人									
二 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること。		八人									
三 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
四 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
五 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
一 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
二 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
三 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
四 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									
五 予算の概算要求又は予備費の使用要求に係る事項の調査に関すること。		八人									

第二百七十七条 主計課は、次に掲げる事務（特別主計実地監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国の予算（政府関係機関の予算を含む。以下同じ。）、決算（政府関係機関の決算を含む。第一百五十三条、第二百五十七条及び第二百六十二条において同じ。）及び会計に関する事務処理の統一に関すること。

二 国の予算の執行に関する報告の徵取、実地監査及び指示に関すること。

- 七 物品及び国の債権の管理に関する報告の徵取、実地監査及び措置の請求に関すること。
- 八 国家公務員の旅費の制度に関すること。
- 九 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、理財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 十一 主計第一課、主計第二課及び主計第三課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。
 (理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務)
- 第二百十八条** 理財課は、次に掲げる事務（統括証券監査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 国債に関すること。
 - 二 日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。
 - 三 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券及びすき入紙製造の取締りに関すること。
 - 四 政府関係金融機関に関すること。
 - 五 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること（株式会社商工組合中央金庫については、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に関すること。
 - 七 地方公共団体金融機構の行う公庫債権管理業務に関すること。
 - 八 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 九 財務局の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
 - 十 外国為替及び外国貿易法に基づく検査に関すること。
 - 十一 金の需給状況等の調査に関すること。
 - 十二 外国為替及び外国貿易法に規定する外国投資家による同法第二十六条第一項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。
 - 十三 金融機関の金利の調整に関すること。
 - 十四 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。
 - 十五 在外公館等借入金の返済に関すること。
 - 十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項並びに同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）に関すること。
 - 十七 金融商品による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項並びに同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）に関すること。
 - 十八 金融商品取引法第二章から第二章の四まで及び第二章の六の規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関する事項（金融商品取引法第二十六条第一項、第二十七条の二十二第一項及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定に基づく検査に関する事項（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものに限る。）に関すること。
 - 十九 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人に関する事項。
 - 二十 金融商品取引法第六章に規定する有価証券の規制に関する事項。
 - 二十一 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する書類の受理に関する事項。
 - 二十二 金融機関経営応急措置法及び金融機関再建整備法の施行に関する事項。
 - 二十三 金融商品取引所、外国金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社の監督に関する事項（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官、証券取引等監視官、検査総括課及び審査業務課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二十四 認可金融商品取引業協会の監督（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。）の取引に係るものに限る。）に関する事項（証券取引等監視官、検査総括課及び審査業務課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 理財第一課、理財第二課及び理財第三課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。
 (金融総括課の所掌事務)
- 第二百十八条の二** 関東財務局の金融総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、金融調整官、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務に関する事務の運営の統一及び調整に関する事務
 - 二 近畿財務局の金融総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融調整官、証券監督第一課及び証券監督第二課の所掌事務に関する事務の運営の統一及び調整に関する事務。

二 金融事情の調査に関する事務。

(検査総括課の所掌事務)

第二百十九条

検査総括課は、次に掲げる事務（金融総括課及び検査指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 金融検査（第二百二十七条第一項各号に掲げる検査（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）をいう。以下この条、第二百二十五条、第二百二十六条及び第二百三十二条において同じ。）の実施計画の作成に關すること。

二 金融検査に從事する職員の訓練に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、金融検査に關する事務のうち実施に關するものを除いた事務に關すること。

2 北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四國財務局、九州財務局及び福岡財務支局の検査総括課は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書（金融検査の結果を取りまとめて財務局長又は福岡財務支局長に報告するために作成される文書をいう。）の審査に關すること。

二 金融検査の結果に基づき、金融検査の相手方に對し必要な通知を行うこと。

三 金融検査の結果を分析し、統計その他の資料を作成すること。

(審査業務課の所掌事務)

第二百二十条

審査業務課は、前条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務)

第二百二十二条 金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ 金融機関

イロ 銀行持株会社

二 株式会社商工組合中央金庫

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第

百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ホ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ト 等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済

等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

チ 保険持株会社

トリ 船主相互保険組合

カワ ライ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヲル フルヌ 証券金融会社

投資法人

高速取引行為者
認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官、理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌に属するものを除く。）

ト リ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

特定金融会社等

前払式支払手段発行者
特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

不動産特定共同事業を営む者
確定拠出年金運営管理業を営む者

資金移動業を営む者
電子決済手段等取引業を行う者

暗号資産交換業を行う者

ウム ラナネツソレタヨ カカワ フルヌ

牛 認定経営革新等支援機関

- ノ 金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）
- 二 電子記録債権の電子記録に関すること。
- 三 金融事情の調査に関すること。

（融資課の所掌事務）

第二百二十二条

融資課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財政融資金の運用に関すること。
- 二 財政融資金の運用金の管理及び回収に関すること。
- 三 財政融資特別会計の財政融資資金勘定の債権の管理及び歳入金の徴収に関すること（支出済となつた歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。
- 四 財政融資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。
- 五 地方債の発行の協議における同意及びその発行の許可についての協議に関すること。
- 六 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
- 七 地方債その他地方財政に関する調査及び研究に関すること。

（特別主計実地監査官の職務）

第二百二十三条

特別主計実地監査官は、第二百十七条第一項各号に掲げる事務のうち特に重要なものとして財務局長又は福岡財務支局長の指定するものをつかさどる。

（統括証券監査官の職務）

- 一 第二百十八条第一項第十七号及び第二十号に掲げる事務（公衆縦覧に関する事務を除く。以下第二百三十一条において同じ。）並びに同項第二十一号に掲げる事務に関すること。
- 二 第二百十八条第一項第十八号に規定する検査の実施に関すること。

（検査指導官の職務）

第二百二十四条

統括証券監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 金融検査に從事する職員の訓練に関すること。
- 二 金融検査に関する事務の指導及び監督に関すること。

（特別金融証券検査官の職務）

- 一 特別金融証券検査官は、命を受けて、金融検査に関する事務のうち財務局長又は福岡財務支局長の指定する特に大規模な金融機関及び金融商品取引業者並びに特に重要なものとして財務局長又は福岡財務支局長の指定する銀行持株会社、保険持株会社及び金融商品取引業者を子会社とする持株会社の検査の実施に関する事務を分掌する。

（統括金融証券検査官の職務）

- 一 統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 金融機関並びに銀行持株会社及び保険持株会社の業務及び財産の検査

- 二 金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（同法第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九及び第一百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百一十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第一百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百一十七条第一項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）
- 三 次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）
 - イ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行なう者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに再編強化法代理業務を行なう農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
 - ロ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等取扱業を行なう者
 - ハ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者
 - 二 船主相互保険組合
 - ホ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
 - ホ 信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

- チリヌワヨタルカヨレタソツネラナラムウ独立行政法人福社醫療機構
- 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人農林漁業信用基金
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 株式会社商工組合中央金庫
- 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
- 株式会社日本政策投資銀行
- 独立行政法人奄美群島振興開発銀行
- 電子債権記録機関
- 資金移動業を営む者
- 電子決済手段等取引業を行う者
- 暗号資産交換業を行う者
- 前払式支払手段発行者
- 不動産特定共同事業を営む者
- 確定拠出年金運営管理業を営む者
- 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
- 第二百二十九条** 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、公庫等実地監査官三十五人以内を置く。
- 2 上席為替実査官は、命を受けて、外國為替及び外國貿易法第五十五条の九の三の規定に基づく指導及び助言並びに同法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあつては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項、同法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者に係る同条及び同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）を実施し、並びに為替実査官の行う事務を総括する。
- 3 主計実地監査官は、命を受けて、第二百十七条第一項各号に掲げる事務を遂行するための監査又は検査を実施し、及びその他財務局長又は福岡財務支局長が必要と認める事務を処理する。
- （上席為替実査官及び為替実査官）
- 第二百三十条** 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、公庫等実地監査官三十五人以内を置く。
- 2 公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第一百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一條第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発銀行）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機関法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。
- （公庫等実地監査官）

(主任投資調査官及び投資調査官)

第二百三十条の二 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官十七人以内を置く。

2 主任投資調査官は、命を受けて、第二百八十八条第一項第十二号に掲げる事務を処理し、及び投資調査官の行う事務を総括する。

3 投資調査官は、命を受けて、第二百八十八条第一項第十二号に掲げる事務を処理する。

(上席証券監査官及び証券監査官)

第二百三十二条 関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十一人以内を置く。

2 上席証券監査官は、命を受けて、第二百八十八条第一項第十二号に掲げる事務を処理するほか、同項第十八号に規定する検査を実施し、及び証券監査官の行う事務を総括する。

3 証券監査官は、命を受けて、第二百八十八条第一項第十七号、第二十号及び第二十一号に掲げる事務を処理するほか、同項第十八号に規定する検査を実施する。

(上席金融証券検査官及び金融証券検査官)

第二百三十三条 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十九人以内及び金融証券検査官五百十五人以内を置く。

2 上席金融証券検査官は、命を受けて、金融検査を実施し、及び金融証券検査官の行う事務を総括する。

3 金融証券検査官は、命を受けて、金融検査を実施する。

(貸金業調整官)

第二百三十二条の二 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、貸金業調整官十人以内を置く。

2 貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十二条第一項第一号タからウに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

(資金実地監査官)

第二百三十三条 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、資金実地監査官三十二人以内を置く。

2 資金実地監査官は、命を受けて、財政融資資金の融通先における資金の使用状況の調査及び実地監査を実施する。

(上席調査官及び調査官)

第二百三十四条 各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百二十八人以内を置く。

2 前項の上席調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

一 第二百十七条第一項各号に掲げる事務(上席主計実地監査官及び主計実地監査官の所掌に属するものを除く。)

二 第二百十八条第一項各号に掲げる事務(上席為替実査官、為替実査官、公庫等実地監査官、主任投資調査官、投資調査官、上席証券監査官及び証券監査官の所掌に属するものを除く。)

三 第二百二十二条各号に掲げる事務(上席金融証券検査官及び金融証券検査官の所掌に属するものを除く。)

四 第二百二十二条各号に掲げる事務(資金実地監査官の所掌に属するものを除く。)

3 第一項の調査官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務を処理する。

第六日 管財部、管財第一部及び管財第二部の内部組織

(管財部及び管財第一部に置く課等)

第二百三十五条 管財部(関東財務局)にあつては、管財第一部。次項において同じ。に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	管財総括第一課 管財総括第二課 管財総括第三課 管財総括第四課
近畿財務局	管財総括第一課 管財総括第二課 管財総括第三課 審理課 訟務課
北海道財務局	管財総括第一課 管財総括第二課 審理課
東北財務局	
東海財務局	
中国財務局	
四国財務局	
九州財務局	
福岡財務支局	
北陸財務局	管財総括第一課 管財総括第二課
2 前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官(北陸財務局を除く。)、特別国有財産管理官(中国財務局に限る。)、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官(関東財務局に限る。)、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官(北陸財務局を除く。)を置く。	
3 国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官(北陸財務局を除く。)を置く。	
財務局又は財務支局名	国有財産調整官
国有財產監査官	特別国有財産管理官
特別国有財産管理官	統括国有財産管理官
統括国有財産監査官	特別国有財産監査官
特别国有財産監査官	首席国有財産鑑定官

北海道財務局	一人	三人	一人										
東北財務局	一人	三人	一人										
関東財務局	一人	三人	一人										
北陸財務局	一人	三人	一人										
東海財務局	一人	三人	一人										
近畿財務局	一人	三人	一人										
中国財務局	一人	三人	一人										
四国財務局	一人	三人	一人										
合計	十一人	三十三人	一人										
福岡財務支局	一人	三人	一人										
九州財務局	一人	三人	一人										
詒務課	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
審理第一課	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
審理第二課	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

(管財第二部に置く課等)
第二百三十六条 管財第二部に、次に掲げる課を置く。

2 前項に掲げる課のほか、管財第二部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官四人及び首席国有財産鑑定官一人を置く。

(管財総括第一課、管財総括第二課、管財総括第三課及び管財総括第四課の所掌事務)

第二百三十七条 管財総括第一課、管財総括第二課、管財総括第三課及び管財総括第四課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（国有財産調整官及び統括国有財産管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部とする。第八号において同じ。）の事務並びに財務事務所及び出張所の分掌する管財部の事務（以下「管財部等の事務」という。）の運営の統一及び調整に関すること。

二 国有財産の管理及び処分に関する計画の作成に関すること（第七号に掲げる事務を除く。）。

三 国有財産法第十条第一項若しくは第四項又は国有財産法施行令第六条第九項、国家公務員宿舍法第六条第二項（合同宿舎の監査を含む。）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第三条の二の規定に基づく監査並びに各省各庁の所管に属する国有財産に係る財務局長又は福岡財務支局長が必要と認める調査（以下「監査等」という。）に関する計画の作成に関すること。

四 局直轄区域（財務局又は福岡財務支局の管轄区域（九州財務局にあっては、福岡財務支局の管轄区域を除く。）のうち財務事務所及び出張所の管轄区域を除く区域をいう。次号及び第二百四十四号において同じ。）に所在する各省各庁の所管に属する国有財産に関する協議事項の処理その他必要な措置に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

五 局直轄区域に所在する各省各庁が管理する国家公務員の宿舎に関する協議事項の処理その他必要な措置に関すること。

六 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

七 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎について）は、その設置及び管理）に関する計画の作成に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、管財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 前項に掲げる事務のほか、関東財務局、近畿財務局、中国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を、北海道財務局、東北財務局、東海財務局及び四国財務局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会の庶務に関する事務及び第二百四十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百三十八条 削除

(審理課、審理第一課及び審理第二課の所掌事務)

第二百三十九条 削除

(審理課、審理第一課及び審理第二課の所掌事務)

2 前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる（詒務課及び国有財産調整官の所掌に属するものを除く。）。

一 普通財産並びに普通財産の管理及び処分に関する審理に関する事務。

二 合同宿舎の管理に係る債権の管理に関する事務。

三 普通財産並びに普通財産の管理及び処分に関する審理に関する事務。

四 従前の定期貸債権及び据置貸債権の管理に関する事務。

五 国が従前の法令による公団から引き継いだ債権（経済産業省の所掌に属するものを除く。）、薪炭需給調節特別会計の廃止の際一般会計に帰属した債権の管理に関する事務。

六 財務局又は福岡財務支局の所掌に係る税外諸収入の徵収に関する事務（支出済となつた歳出の返納金及び財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の歳入金の徵収に関する事を除く。）。

七 保管金の取扱いに関する事務（会計課の所掌に属するものを除く。）。

九 管財部等の事務に係る訴訟及び非訟事件に関すること。

2 関東財務局の審理第一課及び審理第二課にあっては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項第一号から第八号までに掲げる事務を分掌する。
 (訟務課の所掌事務)

第二百四十二条 (国有財産調整官の職務)
 国有財産調整官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第二号から第五号まで及び第七号並びに第二百四十条第一項各号に掲げる事務のうち財務局長の指定する事項についての調整に關する事務を分掌する。

第二百四十三条 (特別国有財産管理官の職務)
 特別国有財産管理官は、次条各号に掲げる事務のうち特に重要なものとして財務局長の指定するものをつかさどる。

第二百四十四条 (統括国有財産管理官の職務)
 統括国有財産管理官は、命を受けて、次に掲げる事務（国有財産調整官及び特別国有財産管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

(特別国有財産管理官の職務)
 第二百四十三条 特別国有財産管理官は、次条各号に掲げる事務のうち特に重要なものとして財務局長の指定するものをつかさどる。

第二百四十五条 (特別国有財産監査官の職務)
 特別国有財産監査官は、監査等の実施に関する事務のうち特に處理困難なものとして、財務局長の指定するものをつかさどる。

第二百四十六条 (統括国有財産監査官の職務)
 (首席国有財産鑑定官の職務)
 統括国有財産監査官は、命を受けて、監査等の実施に関する事務（特別国有財産監査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第二百四十七条 (首席国有財産鑑定官の職務)
 (国有財産総括専門官)
 首席国有財産鑑定官は、国有財産の評価及び測量に関する事務並びにその審査に関する事務のうち財務局長又は福岡財務支局長の指定するものをつかさどる。

第二百四十八条 (各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部の職務)
 1 国有財産総括専門官は、命を受けて、第二百三十七条第一項に規定する事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理し、並びに当該事務で国有財産管理官の行う事務を総括する。

第二百四十九条 (近畿財務局の管財部の職務)
 1 上席国有財産証務官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第九号に掲げる事務を処理する。
 (上席国有財産証務官及び国有財産証務官)

第二百五十条 (各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部の職務)
 1 上席国有財産管理官は、命を受けて、第二百四十九条第一項第一号から第八号まで及び第二百四十四条各号に掲げる事務を処理し、並びに当該事務で国有財産管理官の行う事務を総括する。

第二百五十二条 (上席国有財産証務官の職務)
 1 上席国有財産証務官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第九号に掲げる事務を処理し、及び国有財産証務官の行う事務を総括する。

第二百五十三条 (上席国有財産管理官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第九号に掲げる事務を処理する。

第二百五十四条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百五十五条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百五十六条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百五十七条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百五十八条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百五十九条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百六十条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百六十二条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百六十三条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百六十四条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

第二百六十五条 (上席国有財産監査官の職務)
 1 上席国有財産監査官は、命を受けて、第二百三十七条第一項第一号から第八号まで並びに第二百四十四条第一号及び第三号から第九号までに掲げる事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を処理する。

(上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官)

第二百五十二条 関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十四人以内を置く。

上席国有財産鑑定官は、命を受けて、第二百四十七条に規定する事務を處理し、及び国有財産鑑定官の行う事務を総括する。

3 2 国有財産鑑定官は、命を受けて、第二百四十七条に規定する事務を處理する。

第七日 財務事務所

(財務事務所の所掌事務)

第二百五十三条 財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一　国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること。

二　国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること。

三　国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること。

四　企業の経理の実態に関する統計を作成すること。

五　国債に関すること。

六　たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。

七　財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関すること。

八　国内資金運用の調整に関すること。

九　地方債に関すること。

十　地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。

十一　地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。

十二　国有財産の総括に関すること。

十三　普通財産の管理及び処分に関すること。

十四　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。

十五　国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること。

十六　次に掲げる者の監督に関すること。

十七　金融機関

ハロイド ニホン フルヌリチトヘ
カワヲル カワヨレタソネツ

銀行持株会社

銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第

百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行ふ者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行ふ者

ホニホニ電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者

等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者

少額短期保険持株会社

生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

金融商品取引業を行う者

投資法人

高速取引行為者

信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

特定金融会社等

特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

前払式支払手段発行者

資金移動業を営む者

電子決済手段等取引業を行う者
暗号資産交換業を行う者

認定経営革新等支援機関

金融サービス仲介業を行う者

(次長)

第二百五十四条 東京財務事務所に次長三人を、千葉財務事務所、横浜財務事務所、京都財務事務所及び神戸財務事務所に次長それぞれ一人を置く。

2 次長は、財務事務所長を助け、財務事務所の事務を整理する。

(財務事務所に置く課等)

第二百五十五条 財務事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課

財務課

理財課

管財課

2 前項の規定にかかわらず、東京財務事務所にあつては、理財課に代え、理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置き、函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所及び帯広財務事務所にあつては、理財課を置かない。

3 第一項の規定にかかわらず、管財課に代え、東京財務事務所にあつては、管財第一課及び管財第二課を置く。

4 第一項に掲げる課のほか、東京財務事務所に、統括国有財産管理官八人を、横浜財務事務所に、統括国有財産管理官六人を、千葉財務事務所に、統括国有財産管理官五人を、神戸財務事務所に、統括国有財産管理官三人を、京都財務事務所に、統括国有財産管理官二人を、水戸財務事務所及び宇都宮財務事務所に、統括国有財産管理官それぞれ一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第二百五十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 事務所長の官印及び序印の保管に関すること。
- 六 財務事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 七 会計に関すること。
- 八 財務事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 九 財務事務所の保有する情報の公開に関すること。
- 十 財務事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 行政相談に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののが、財務事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二百五十七条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(財務課の所掌事務)

- 一 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること。
- 二 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること。
- 三 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること。
- 四 企業の経理の実態に関する統計を作成すること。
- 五 国債に関すること。
- 六 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 財政融資金の運用に関すること。
- 八 財政融資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。
- 九 地方債の発行の協議における同意及びその発行の許可についての協議に関すること。
- 十 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
- 十一 地方債その他地方財政に関する調査及び研究に関すること。
- 十二 地方経済に関する調査に関すること。
- 十三 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
- 十四 地方経済に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
- 十五 函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所及び帯広財務事務所の財務課は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(理財課、理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務)

第二百五十八条 理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第一次に掲げる者の監督に関すること。

イ 金融機関

銀行持株会社

ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ニ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ 电子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業

ヘ 少額短期保険持株会社

生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

チ 金融商品取引業を行う者

投資法人

信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関 指定信用情報機関及び指定試験機関

特定金融会社等

特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

前払式支払手段発行者

タ ネ ル ヌ リ チ オ フ ラ ヨ カ ワ フ ヲ レ ソ ツ ネ

高速取引行為者

電子決済手段等取引業を行う者

暗号資産交換業を行う者

認定経営革新等支援機関

金融サービス仲介業を行う者

ネ フ ヲ ル ヌ リ チ オ フ ラ ヨ カ ワ フ ヲ レ ソ ツ ネ

金融事情の調査に関すること。

（管財課、管財第一課及び管財第二課の所掌事務）

2 理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（管財課、管財第一課及び管財第二課の所掌事務）

2 理財総括課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（管財課、管財第一課及び管財第二課の所掌事務）

一 各省各庁の所管に属する国有財産に関する引継及び協議事項の処理その他必要な措置に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

二 各省各庁が管理する国家公務員の宿舎に関する協議事項の処理その他必要な措置に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）。

三 監査等の実施に関する事務（合同宿舎については、その設置及び管理）の実施に関する事務。

四 公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）の実施に関する事務。

五 普通財産等の管理及び処分の実施に関する事務。

六 用途指定財産に関する報告の徵取又は指示に関する事務。

七 国有財産の評価及び測量に関する事務並びにその審査に関する事務のうち財務局長又は福岡財務支局長の指定するものに関する事務。

八 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

九 合同宿舎の管理に係る債権並びに普通財産等の管理及び処分に係る債権の管理に関する事務。

十 財務事務所の所掌に係る税外諸収入の徵収に関する事務（支出済となつた歳出の返納金の徵収に関する事務を除く。）。

十一 保管金の取扱いに関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。

十二 東京財務事務所の管財第一課及び管財第二課にあっては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（統括国有財産管理官の職務）

第百六十条 統括国有財産管理官は、命を受けて、前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事務を分掌する。

第八日 出張所

第二百六十二条 出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。

2 出張所は、財務局、福岡財務支局又は財務事務所の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

- 二一 国有財産の総括に関すること。
 二二 普通財産の管理及び処分に関すること。
 二三 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。
 四前 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること。
 小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
 四国 の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること。
 五国 の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること。
 六企业 の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること。
 七企业 の経理の実態に関する統計を作成すること。
 八企业 の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること。

- 九たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
 十財融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関すること。
 十一国内資金運用の調整に関すること。
 地方債に関すること。
 十二地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。
 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
 十三次に掲げる者の監督に関すること。
 一四金融機関
 ロ銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第一項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行ふ者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
 ハ電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行ふ者
 ニ電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を行ふ者
 ハ少額短期保険持株会社等代行業又は水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者
 ニ少額短期保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
 ホ生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
 テ金融商品取引業を行う者
 チ投資法人
 リ高速取引行為者
 ル信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
 フカヨ特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
 ワ前払式支払手段発行者
 バ資金移動業を営む者
 フタルタ電子決済手段等取引業を行う者
 ネレ暗号資産交換業を行う者
 ツ認定経営革新等支援機関
 ッソ金融サービス仲介業を行う者
 ヅツ出張所の内部組織は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定める。
- 5
 第二款 税關
 第一目 税關情報監理官
 (税關情報監理官)
 第二百六十二条 東京税關に、税關情報監理官一人を置く。
 2 税關情報監理官は、命を受けて、關稅、とん稅及び特別とん稅、内國消費稅、國際觀光旅客稅並びに地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費稅の貨物割（以下「貨物割」という。）（以下この款及び次款において「關稅等」という。）の賦課及び徵收並びに關稅に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締り（以下この条にお

いて「取締り等」という。)に資するため、取締り等に関する情報の収集、管理及び分析並びに当該情報に係る取締り等の実施その他税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第一目の二 部の所掌事務

(総務部の所掌事務)

第二百六十三条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税関の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 本省と税関との事務の連絡調整に関すること。
- 三 公文書類の審査に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 税関の保有する情報の公開に関すること。
- 六 税関の保有する個人情報の保護に関すること。
- 七 税関の機構及び定員に関すること。
- 八 税関の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 税関長の官印及び序印の保管に関すること。
- 十 税関の職員の人事並びに教養及び訓練並びに福利厚生に関すること。
- 十一 税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十二 税関所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十三 開港及び税関空港に関すること。
- 十四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十一年法律第五十四号)第二条第一号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
- 十五 税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。
- 十六 広報(税関行政に関する広聴を除く。)に関すること。
- 十七 税関行政の考查に関すること。
- 十八 税関行政に関する広聴の総括に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、税関の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(監視部の所掌事務)

第二百六十四条 監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務(他の所掌に属するものを除く。)。
 - 二 とん税及び特別とん税の確定に関する事務。
 - 三 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関する事務(次条第一項第一号、第三号、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。)。
 - 四 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)に規定する製造工場に関する事務。
 - 五 コンテナーに関する通関条約の実施に関する事務。
 - 六 保税制度の運営に関する事務。
 - 七 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務(旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。)。
 - 八 金の輸出入の規制に関する事務(旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。)。
 - 九 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務(旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。)。
- 2 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
- (業務部の所掌事務)
- 第二百六十五条 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 関税等の賦課及び徴収に関する事務(次号及び第三号に掲げる事務並びに監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。)。
 - 二 関税等の滞納処分に関する事務。
 - 三 輸入貨物の課税価格の算定に関する事務。
 - 四 税関の所掌に係る税外諸収入の徴収に関する事務(支出済となつた歳出の返納金の徴収に関する事務を除く。)。
 - 五 関税率表の品目分類に関する事務。
 - 六 貨物の輸出入その他輸出入貨物に係る許可及び承認に関する事務(旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るもの並びに調査部の所掌に属するものを除く。)。

- 八 輸出入貨物の分析に関する事。
- 九 郵便物の輸出手続に関する事。
- 十 犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関する事。
- 十一 通関業の監督及び通關士に関する事。
- 十二 税關行政に関する不服申立て及び訴訟に関する事。
- 十三 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事。
- 十四 税關の所掌事務に関する外國為替の取引の管理及び調整に関する事（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 金の輸出入の規制に関する事（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 外國為替及び外國貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の規定による貨物の輸出の取締りに関する事。
- 2 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税關長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
- （調査部の所掌事務）
- 第二百六十六条** 調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関する事。
 - 二 輸出された貨物に関する調査及び検査に関する事。
 - 三 関税に関する法令、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関する事。
 - 四 関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関する事。
 - 五 税關統計に関する事。
- 2 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税關長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
- 第二百六十七条** 各税關の総務部に、次長それぞれ一人を、東京税關及び大阪税關の監視部に、次長それぞれ三人を、横浜税關、名古屋税關、神戸税關及び門司税關の監視部に、次長それぞれ二人を、門司税關の業務部に、次長三人を、横浜税關、名古屋税關、大阪税關及び神戸税關の業務部に、次長それぞれ二人を、門司税關の業務部に、次長一人を、東京税關の調査部に、次長三人を、横浜税關、名古屋税關、大阪税關、神戸税關及び門司税關の調査部に、次長それぞれ二人を置く。
- 2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
- 第三日** 総務部の内部組織
- （総務部に置く課等）
- 第二百六十八条** 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。
- 会計課
人事課
総務課
- 企画調整室（函館税關及び長崎税關を除く。）
A I・D X 推進センター室（東京税關に限る。）
システム企画調整室（函館税關及び長崎税關を除く。）
税關広報広聴室（函館税關及び長崎税關を除く。）
- 2 前項に掲げる課及び室のほか、東京税關、横浜税關、名古屋税關、大阪税關、神戸税關及び門司税關の総務部に厚生管理官それぞれ一人を、東京税關の総務部に総括システム企画調整官一人を置く。
- （総務課の所掌事務）**
- 第二百六十九条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 税關の所掌事務の総合調整に関する事。
 - 二 公文書類の審査及び進達に関する事。
 - 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 四 税關の保有する情報の公開に関する事。
 - 五 税關の保有する個人情報の保護に関する事。
 - 六 税關の所掌事務に係る国際協力に関する事。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、税關の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(人事課の所掌事務)
第二百七十条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 税関長の官印及び序印の保管に關すること。
三 税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

2 函館税関及び長崎税関の総務部人事課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二百七十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第二百七十二条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

二 税関所属の行政財産及び物品の管理に關すること。

三 還付金及び諸払戻金の支払に關すること。

四 税関所属の建築物及び船舶の營繕に關すること。

五 庁内の管理に關すること。

(企画調整室の所掌事務)

第二百七十三条 企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務部の所掌事務のうち特に重要なものとして、税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に關すること。

二 開港及び税関空港に關すること。

(A I・D X推進センター室の所掌事務)

第二百七十二条の二 A I・D X推進センター室は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一 税関の所掌事務に係る先端技術の導入及び活用に關すること。

二 税関の所掌事務に係る高度情報化の推進に關すること。

(システム企画調整室の所掌事務)

第二百七十三条 システム企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に關する法律第一条第一号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に關すること。

二 税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に關する事務のうち税関長の指定するもの。

(税関広報広聴室の所掌事務)

第二百七十四条 税関広報広聴室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報（税関行政に関する広聴を除く。）に關すること。

二 税関行政に関する広聴の総括に關すること。

(厚生管理官の職務)

第二百七十五条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 税関の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

二 国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に關すること（税関の職員に關するものに限る。）。

三 税関の職員に貸与する宿舎に關すること。

(総括システム企画調整官の職務)

第二百七十六条 総括システム企画調整官は、第二百七十三条各号に掲げる事務のうち税関長の指定するものをつかさどる。

(企画調整官)

第二百七十七条 函館税関、東京税関及び長崎税関の総務部に、企画調整官それぞれ一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、第二百七十二条各号に掲げる事務を處理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(システム企画調整官)

第二百七十八条 東京税関の総務部に、システム企画調整官十人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官一人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2 システム企画調整官は、命を受けて、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を處理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(税関広報広聴官)

第二百七十九条 函館税関及び長崎税関の総務部に、税関広報広聴官それぞれ一人を置く。

2 税関広報広聴官は、命を受けて、第二百七十四条各号に掲げる事務を処理する。

(税関監察官)

- 第二百八十条** 各税関を通じて総務部に、税関監察官二十一人以内を置く。
 2 税関監察官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び税関長の指定する事務を処理する。

(首席税関監察官)

- 第二百八十二条** 東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、首席税関監察官それぞれ一人を置く。
 2 首席税関監察官は、命を受けて、前条第二項に規定する考査を行い、及び税関監察官の行う事務を整理する。

(税関監察官)

- 第二百八十二条** 各税関を通じて総務部に、税関監察官十四人以内を置く。
 2 税関監察官は、命を受けて、税関の職員の服務に関する監察を行う。

(首席税関監察官)

- 第二百八十三条** 東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、首席税関監察官それぞれ一人を置く。
 2 首席税関監察官は、命を受けて、前条第二項に規定する監察を行い、及び税関監察官の行う事務を整理する。

(人事専門官)

- 第二百八十四条** 東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、人事専門官それぞれ一人を置く。
 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条第一項第三号に掲げる事務のうち税関長の指定するものを処理する。

(上席調査官及び調査官)

- 第二百八十五条** 各税関を通じて総務部に、上席調査官六十人以内及び調査官百八人以内を置く。
 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条第一項第三号に掲げる事務のうち税関長の指定するものを処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

- 3 第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理する。

第四回 監視部の内部組織

(監視部に置く課等)

- 第二百八十六条** 監視部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

監視取締センター室（横浜税関に限る。）

密輸対策企画室

麻薬探知犬訓練センター室（東京税関に限る。）

麻薬探知犬管理室（名古屋税関、大阪税関及び門司税関に限る。）

- 3 前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官を置く。

統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	函館税関	東京税関	横浜税関	名古屋税関	大阪税関	神戸税関	門司税関	長崎税関	合計	統括監視官		特別監視官		保税地域監督官									
										三人	十八人	十七人	八人	十三人	十七人	五人	五人	八十六人	二十二人	二十二人	二十二人	二十二人	

(管理課の所掌事務)

- 第二百八十七条** 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 第二百六十四条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務。

2 支署、出張所及び監視署の分掌する第二百六十四条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関する事務。

(監視取締センター室の所掌事務)

- 第二百八十八条** 監視取締センター室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の広域的な取締りに係る調整に関する事務。

- 二 前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

三 第二百九十二条第一号に掲げる事務のうち税関長が必要があると認めた特定事項の調整に関すること。

(密輸対策企画室の所掌事務)

第二百八十九条 密輸対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

 - 一 第二百六十四条第一項第一号に掲げる事務の実施に関する企画及び立案に関すること。
 - 二 第二百六十四条第一項第一号に掲げる事務に必要な機器の導入に関する企画及び立案並びに当該機器の運用に関する事務（密輸対策企画室の所掌事務）

第二百九十条 麻薬探知犬訓練センター室は、次に掲げる事務をつかさどる。

 - 一 麻薬探知犬の統一的な訓練及び運用に関する事務。
 - 二 麻薬探知犬の育成、訓練及び運用に関する事務。

(麻薬探知犬管理室の所掌事務)

第二百九十二条 麻薬探知犬管理室は、麻薬探知犬の訓練及び運用に関する事務をつかさどる。

(統括監視官の職務)

第二百九十三条 統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

 - 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 とん税及び特別とん税の確定に関する事務。
 - 三 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関する事務並びに統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 保税工場、総合保税地域並びに閑税定率法及び閑税暫定措置法に規定する製造工場の製造歩留りの調査及び査定に関する事務。
 - 五 コンテナーに関する通関条約の実施に関する事務。
 - 六 保税地域外における外国貨物の蔵置の許可に関する事務。
 - 七 輸入貨物の運送に関する承認に関する事務（情報管理室の所掌に属するものを除く。）。
 - 八 税関職員を派出させる保税地域（閑税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第二十九条の三の規定による派出の申請があつたものに限る。）における第三百三条第一項第一号及び第三百六条第一項各号に掲げる事務のうち税関長が定めるものに関する事務。
 - 九 税関の所掌事務に関する外國為替の取引の管理及び調整に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。
 - 十 金の輸出入の規制に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。
 - 十一 外國為替及び外國貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

(特別監視官の職務)

第二百九十三条 特別監視官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

(保税地域監督官の職務)

第二百九十四条 保税地域監督官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

 - 一 保税制度の運営に関する事務。
 - 二 閑税定率法及び閑税暫定措置法に規定する製造工場に関する事務。

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事務のうち税関長の指定する保税制度の運営に係るものについては、総括認定事業者管理官及び認定事業者管理官において行わせることができる。

第二百九十五条 横浜税關の監視部に、取締企画調整官一人以内を置く。

2 取締企画調整官は、命を受けて、第二百八十八条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の行う事務を総括する。

(密輸対策管理官)

第二百九十六条 神戸税關の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税關の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税關及び門司税關の監視部に、密輸対策管理官一人を置く。

2 東京税關監視部麻薬探知管理官は、命を受けて、第二百九十条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の行う事務を総括する。

名古屋税關及び大阪税關監視部麻薬探知管理官は、命を受けて、第二百九十二条第一項第一号に掲げる事務のうち税關長の指

3 2 第二百九十七条 東京税關の監視部に、密輸対策管理官九人以内を、大阪税關の監視部に、密輸対策管理官二人以内を、名古屋税關の監視部に、密輸対策管理官一人を置く。

2 東京税關監視部麻薬探知管理官は、命を受けて、第二百九十条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の行う事務を総括する。

(密輸対策管理官)

(上席監視官及び監視官)

第二百九十八条 各税関を通じて監視部に、上席監視官三百三十九人以内及び監視官三百九十三人以内を置く。

2 上席監視官は、命を受けて、第二百八十八条各号、第二百八十九条各号、第二百九十条各号、第二百九十二条各号及び第二百九十三条に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

3 監視官は、命を受けて、第二百八十八条各号、第二百八十九条各号、第二百九十二条各号及び第二百九十三条に規定する事務を処理する。

(上席調査官及び調査官)

第二百九十九条 各税関を通じて監視部に、上席調査官四十四人以内及び調査官三十九人以内を置く。

2 前項の上席調査官は、命を受けて、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

第三百条 削除

第五日 業務部の内部組織

(業務部に置く課等)

第三百一条 業務部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課 (函館税関及び長崎税関を除く。)

税関相談官室 (函館税関、門司税関及び長崎税関を除く。)

税関証務室 (東京税関に限る。)

2 前項に掲げる課及び室のほか、業務部に統括審査官、特別審査官、統括分析官 (函館税関及び長崎税関を除く。)、特別分析官 (函館税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関を除く。)、通関業監督官、首席通関業監督官 (函館税関、門司税関及び長崎税関を除く。)、総括原産地調査官 (東京税関に限る。)、総括認定事業者管理官 (東京税関に限る。)、総括知的財産調査官 (東京税関に限る。) 及び総括閑税鑑査官 (東京税関に限る。) を置く。

		統括審査官	特別審査官	統括分析官	特別分析官	通関業監督官	首席通關業監督官	総括閑税鑑査官	総括原产地調査官	総括認定事業者管理官	総括知的財産調査官	総括閑税評価官
	函館税関	二人										
	東京税関	三十人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	横浜税関	十一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	名古屋税関	十人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	大阪税関	七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	神戸税関	八人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	門司税関	四人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
	長崎税関	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	
合計		七十七人	十二人	七人	四人	八人	五人	一人	一人	一人	一人	一人

(管理課の所掌事務)

第三百二条 管理課は、次に掲げる事務 (税関証務室の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。

- 一 第二百六十五条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 支署、出張所及び監視署の分掌する第二百六十五条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。
- 三 税関の所掌事務に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

2 函館税関及び長崎税関の業務部管理課は、前項各号に掲げる事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。

(収納課の所掌事務)

第三百三条 収納課は、次に掲げる事務 (統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。

- 一 関税等の納付又は徵収に関する事務。
- 二 関税等の滞納処分に関する事務。
- 三 関税等に係る滯納処分費の徵収に関する事務。
- 四 関税等の確定に関する文書の送達に関する事務 (支出済となつた歳出の返納金の徵収に関する事務を除く。)。

六 関税等に係る担保に關すること。
 七 輸出差止申立て（本邦から外国に向けて行う外國貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）及び輸入差止申立てに係る認定手続に關する供託に關すること。

八 輸入貨物に關する申告書及び申請書並びにこれらの附屬書類の整理及び保存に關すること（総括関税評価官、統括調査官及び特別閑税調査官の所掌に属するものを除く。）。

九 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務のうち税関長の指定する貨物に係るものについては、統括審査官において行わせることができる。

（税関相談官室の所掌事務）
第三百四条 税関相談官室は、閑税に關する法律の解釈及び適用並びに申告及び申請の手続その他の税関の所掌事務に係る相談及び苦情に關する事務をつかさどる。

（税関訟務室の所掌事務）

第三百五条 税関訟務室は、第三百二条第一項第三号に掲げる事務のうち税関長の指定するものをつかさどる。

第三百六条 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（情報管理室、統括監視官、特別監視官、特別審査官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一 輸出貨物及び積戻貨物並びに輸入貨物（以下「輸出入貨物等」という。）に關する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附屬書類の受理及び審査に關すること。

二 前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に關すること。

三 輸出入貨物等の統計上の分類に關すること。

四 輸入貨物の閑税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に關すること。

五 輸入貨物の閑税、内国消費税及び貨物割の確定に關すること（収納課、統括調査官及び特別閑税調査官の所掌に属するものを除く。）。

六 輸出貨物及び積戻貨物（以下「輸出貨物等」という。）に關する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附屬書類の整理及び保存に關すること。

七 輸出貨物等に關する申告書及び申請書並びにこれからの附屬書類の整理及び保存に關すること。

八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に關すること。

九 輸入貨物の閑税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類並びに内国消費税の適用上の税率の教示に關すること。

十 輸出貨物及び積戻貨物（以下「輸出貨物等」という。）に關する検査及び鑑定に必要な調査に關すること。

十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に關すること。

十二 輸出入貨物等に關する開港時間外の事務の執行を求める届出に關すること。

十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に關すること。

十四 輸出貨物等の申告書及びその附屬書類による価格資料の作成に關すること。

十五 閑税の免除、軽減若しくは輕減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた貨物の用途確認に關すること。

十六 輸入貨物の閑税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金の査定に關すること。

十七 閑税暫定措置法の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は製造工場の承認に關すること。

十八 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に關すること。

十九 税関の所掌事務に關する外国為替の取引の管理及び調整に關すること。

二十 金の輸出入の規制に關すること。

二十一 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに關すること。

二十二 輸出入取引法の規定による貨物の輸出に關する承認、確認その他の処分に關すること。

二十三 函館税関及び長崎税関の統括審査官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百八条に規定する事務を分掌する。

二十四 第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び第二十一号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、収納課において行わせることができる。

二十五 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号（承認に係る部分に限る。）及び第十三号に掲げる事務については、税関長の定めるところにより、監視部の職員又は統括審理官において行わせることができる。

二十六 第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。

二十七 特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（情報管理室、統括監視官、特別監視官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（特別審査官の職務）
第三百八条 統括分析官は、命を受けて、輸出入貨物及び犯則物件の分析に關する事務（特別分析官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

(特別分析官の職務)

第三百九条 特別分析官は、前条に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものをつかさどる。

(通関業監督官の職務)

第三百十条 通関業監督官は、通関業の監督及び通関士に関する事務（首席通関業監督官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(首席通関業監督官の職務)

第三百十一条 首席通関業監督官は、前条に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものをつかさどる。

(総括関税鑑査官の職務)

第三百十二条 総括関税鑑査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入貨物に係る関税率表の統一的な解釈及び適用に關すること。

二 輸出入貨物等に係る統計品目表の統一的な分類を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に關すること。

(総括原産地調査官の職務)

第三百二十二条 総括原産地調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入貨物等に係る原産地認定の統一的な解釈及び適用に關すること。

二 輸出入貨物等に係る原産地認定の統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に關すること。

(総括認定事業者管理官の職務)

第三百二十二条 総括認定事業者管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に關する統一的な解釈及び適用に關すること。

二 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に關する統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に關すること。

(総括知的財産調査官の職務)

第三百二十三条 総括知的財産調査官は、知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物に係る統一的な輸出差止申立て及び輸入差止申立ての審査並びに認定手続を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に關する事務をつかさどる。

(総括関税評価官の職務)

第三百二十四条 総括関税評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入貨物の課税価格の算定の統一的な解釈及び適用に關すること。

二 輸入貨物の課税価格の算定の統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に關すること。

(税関相談官)

第三百十五条 各税関を通じて業務部に、税関相談官二十人以内を置く。

2 税関相談官は、命を受けて、第三百四条に規定する事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(税関訟務官)

第三百十六条 東京税関の業務部に、税関訟務官二人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

(関税鑑査官)

第三百十七条 東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、大阪税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

2 税関訟務官は、命を受けて、第三百二条第一項第三号に掲げる事務のうち税関長の指定するものを処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(関税鑑査官)

第三百十八条 東京税関の業務部に、関税鑑査官九人以内を、神戸税関の業務部に、関税鑑査官八人以内を、横浜税関及び名古屋税関の業務部に、関税鑑査官一人を置く。

2 関税鑑査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものを処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括する。

(税関鑑査官)

第三百十九条 東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

2 原産地調査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、及び関税鑑査官の行う事務を整理する。

(原産地調査官)

第三百十九条 東京税関の業務部に、原産地調査官六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

2 原産地調査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、及び関税鑑査官の行う事務を整理する。

(原産地調査官)

第三百十九条 東京税関の業務部に、原産地調査官六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

2 原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(原産地調査官)

第三百十九条 東京税関の業務部に、原産地調査官六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

2 原産地調査官は、命を受けて、前号に掲げる事務に關する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に關すること。

3 東京税関業務部原産地調査官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百十二条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。
 (首席原産地調査官)

第三百十九条の二 東京税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、首席原産地調査官それぞれ一人を置く。

(認定事業者管理官)

2 首席原産地調査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を整理する。

第三百十九条の三 東京税関の業務部に、認定事業者管理官四人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、認定事業者管理官それぞれ三人以内を、函館税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、認定事業者管理官それぞれ一人を置く。

2 認定事業者管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

1 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関すること。

2 前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

3 東京税関業務部認定事業者管理官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百十二条の二各号に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(知的財産調査官)

第三百二十条 東京税関の業務部に、知的財産調査官九人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、知的財産調査官それぞれ一人を置く。

2 知的財産調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

1 第三百六条第一項第一号、第二号及び第十号に掲げる事務のうち知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物に係る輸出差止申立て及び輸入差止申立ての審査並びに認定手続に関すること。

2 前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

3 東京税関業務部知的財産調査官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百十三条に規定する事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

(関税評価官)

第三百二十条の二 東京税関の業務部に、関税評価官六人以内を、横浜税関の業務部に、関税評価官二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、関税評価官それぞれ一人を置く。

2 関税評価官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものを処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括すること。

1 輸入貨物の課税価格の算定の解釈及び適用に関すること。

3 東京税関業務部関税評価官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百四十四条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括すること。

(首席関税評価官)

第三百二十条の三 東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、首席関税評価官それぞれ一人を置く。

2 首席関税評価官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、及び関税評価官の行う事務を整理する。

(上席審査官及び審査官)
第三百二十二条 各税関を通じて業務部に、上席審査官二百七十一人以内及び審査官二百七十六人以内を置く。

2 上席審査官は、命を受けて、第三百六条第一項各号、第三百七条、第三百十一条各号、第三百四十四条各号、第三百十七条第二項各号及び第三百二十条の二第二項各号に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。

3 審査官は、命を受けて、第三百六条第一項各号、第三百七条、第三百十一条各号、第三百四十四条各号、第三百十七条第二項各号及び第三百二十条の二第二項各号に規定する事務を処理する。

(上席調査官及び調査官)

第三百二十二条 各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百十九人以内を置く。

2 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百四条、第三百五条、第三百十条、第三百十二条の二、第三百十二条各号、第三百十三条规定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3 第一項の調査官は、命を受けて、第三百四条、第三百十五条、第三百十条の二、第三百十二条各号、第三百十二条の二各号、第三百十三条、第三百十九条第二項各号及び第三百二十条の二各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を処理する。

(上席分析官及び分析官)

第三百二十三条 東京税関の業務部に、上席分析官四人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官二十人以内を置く。

2 上席分析官は、命を受けて、第三百八条及び第三百九条に規定する事務を処理し、並びに分析官の行う事務を総括する。

3 分析官は、命を受けて、第三百八条及び第三百九条に規定する事務を処理する。

第六日 調査部の内部組織

(調査部に置く課等)

第三百二十四条 調査部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

調査統計課

犯則調査センター室（東京税関に限る。）
国際情報センター室（東京税関に限る。）
経済安全保障情報分析センター室（東京税関に限る。）

経済安全保障情報分析センター室（東京税関に限る。）

情報管理室（函館税関及び長崎税関を除く。）

前項に掲げる課及び室のほか、調査部に統括調査官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

3 2 統括調査官、特別閑税調査官、統括審理官及び特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別閑税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	三人	一人	一人	一人	一
東京税関	四十三人	十人	十五人	二人	一人
横浜税関	二十人	六人	十一人	四人	
名古屋税関	十三人	五人	五人	三人	
大阪税関	十七人	八人	九人	二人	
神戸税関	十五人	七人	五人	五人	
門司税関	六人	一人	六人	二人	
長崎税関	四人	一人	一人	一人	
合計	百二十一人	三十九人	五十三人	二十人	一人

(管理課の所掌事務)

第三百二十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第二百六十六条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 支署、出張所及び監視署の分掌する第二百六十六条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

(調査統計課の所掌事務)

第三百二十六条 調査統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国貿易に関する統計及び諸表の作成に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、税関業務に関する統計の作成に関すること。

第三百二十七条 犯則調査センター室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 広域的かつ組織的に行われる犯則事件に関する必要な調査及び助言並びに調整に関すること。
- 二 特に重大な犯則事件で、税関長の指定する事件に関する必要な調査及び助言並びに調整に関すること。
- 三 前二号に掲げる事務に必要な資料及び情報の収集及び整理に関すること。

(国際情報センター室の所掌事務)
第三百二十八条 国際情報センター室は、第三百三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる事務のうち外国の資料及び情報に関する事務（情報分析室、経済安全保障情報分析センター室、情報管理室及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(情報分析室の所掌事務)
第三百二十九条 情報分析室は、次に掲げる事務（経済安全保障情報分析センター室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 犯則事件に関する情報の総合的な分析に関すること。
- 二 関税等の賦課及び徴収並びに閑税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な分析に関すること。

(経済安全保障情報分析センター室の所掌事務)
第三百三十一条 経済安全保障情報分析センター室は、前条各号及び第三百三十四条各号に掲げる事務のうち外国為替及び外国貿易法の規定による輸出入貨物の取締りに関する事務をつかさどる。

(情報管理室の所掌事務)
第三百二十九条 情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯則事件に関する情報の管理及び分析に関すること。
- 二 関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。
 (統括調査官の職務)
- 第三百三十九条** 統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務(総括関税評価官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。
- 一 輸入貨物に係る仕入書その他の課税価格に関する資料の調査、整理及び保存に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、貨物の価格調査に関すること(統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。)。
- 三 輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。
- 四 前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。
- 五 相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に関すること。
- 六 輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。
- 七 國際観光旅客税に係る帳簿(国外事業者に係るものに限る。)の整理及び保存に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事務のうち税関長の指定する輸入された貨物に係るものについては、統括審査官において行わせることができる。
- 第三百三十二条** 統括審査官は、命を受けて、前条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事務(総括関税評価官の所掌に属するものを除く。)のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。
- (統括審査官の職務)
- 第三百三十三条** 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務(犯則調査センター室、国際情報センター室、情報分析室、経済安全保障情報分析センター室、情報管理室、特別審査官及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。
- 一 犯則事件の調査及び処分に関すること。
- 二 領置物件、差押物件及び記録命令付差押物件の保管及び処分に関すること。
- 三 犯則事件に属するものを除く。のうち特に重大なものとし
 四 犯則事件に関する関係機関との連絡に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事務のうち税関長の指定する犯則事件に係るものについては、統括監視官において行わせることができる。
- 第三百三十四条** 総括情報管理官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務(犯則調査センター室、国際情報センター室、情報分析室、経済安全保障情報分析センター室、情報管理室及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。)のうち特に重大な犯則事件で、税関長の指定する事件に係るものとし
 (総括情報管理官の職務)
- 第三百三十五条** 総括情報管理官は、次に掲げる事務(経済安全保障情報分析センター室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 一 犯則事件に関する情報の総合的な管理に関すること。
- 二 関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な管理に関すること。
 (犯則調査官)
- 第三百三十六条** 東京税関の調査部に、犯則調査官四人以内を置く。
- 2 犯則調査官は、命を受けて、第三百二十七条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括する。
- (情報管理官)
- 第三百三十七条** 各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百四十七人以内を置く。
- 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百二十八条、第三百二十九条の二各号、第三百二十九条各号、第三百三十一条第一項各号、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。
- 3 第一項の調査官は、命を受けて、第三百二十八条、第三百二十九条各号、第三百三十一条第一項各号、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条各号に規定する事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。
- (上席審査官及び調査官)
- 第三百三十八条** 各税関を通じて調査部に、上席審査官百二十三人以内及び審査官百六十五人以内を置く。
- (上席審理官及び審査官)

上席審理官は、命を受けて、第三百二十七条各号、第三百三十二条第一項各号及び第三百三十三条に規定する事務を処理し、並びに審理官の行う事務を総括する。
 審理官は、命を受けて、第三百二十七条各号、第三百三十二条第一項各号及び第三百三十三条に規定する事務を処理する。

第三百三十九条から第三百四十二条まで 削除

第七目 支署、出張所及び監視署

第三百四十三条 税関支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。

税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置は、別表第五のとおりとする。

税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、税関の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関する事。

二 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事。

三 保税制度の運営に関する事。

四 通関業の監督に関する事。

五 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事。

六 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事。

七 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関する事。

八 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関する事。

九 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事。

前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

税関監視署及び税関支署監視署は、関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務を分掌する。

第三百四十四条 税関長は、税関監視署又は税関支署監視署を指定して、前項に規定する事務のほか、第四項に規定する事務を行わせることができる。
 東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、名古屋税関中部空港税関支署に、次長四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び門司税
 関福岡空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関東京外郵出張所、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、名古屋税関清瀬水税
 支署、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税關下関税
 支署及び門司税關博多税
 関支署に、次長それぞれ二人を、函館税關札幌税
 関支署、函館税關千歳税
 関支署、東京税關新潟税
 関支署、横浜税關鹿児島税
 関支署、横浜税關仙台鹽釜税
 関支署、横浜税關鹿島税
 関支署、横浜税關川崎税
 関支署、横浜税關大黒
 埠頭出張所、名古屋税關四日市税
 関支署、名古屋税關中部外郵出張所、名古屋税關西部出張所、大阪税關堺税
 関支署、大阪税關大阪外郵出張所、神戸税關姫路税
 関支署、神戸税關境税
 関支署、門司税關田野浦出張所及び長崎税
 関鹿児島税
 関支署に、次長それぞれ一人を置く。

第三百四十五条 次長は、税関支署又は税関出張所長を助け、税関支署又は税関出張所の事務を整理する。
 第八項及び第九項に規定するもののほか、税関支署の内部組織並びに税関出張所、税
 関監視署及び税
 関支署監視署の管轄区域及び内部組織並びに税
 関監視署及び税
 関支署監視署の監視区域は、財務大臣の承認を受けて、税
 関長が定める。

第一目 部の所掌事務等

(沖縄地区税関に置く部)

第三百四十六条 沖縄地区税關に、次の四部を置く。

総務部

監視部

業務部

調査部

(総務部の所掌事務)

第三百四十五条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

沖縄地区税關の保有する情報の公開に関する事。

本省と沖縄地区税關との事務の連絡調整に関する事。

公文書類の審査に関する事。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

沖縄地区税關の保有する個人情報の保護に関する事。

沖縄地区税關の機構及び定員に関する事。

- 八 沖縄地区税関の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 沖縄地区税関長の官印及び序印の保管に関すること。
- 十 沖縄地区税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練並びに福利厚生に関すること。
- 十一 沖縄地区税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十二 沖縄地区税関所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十三 開港及び税関空港に関すること。
- 十四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
- 十五 沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。
- 十六 広報（税関行政に関する広聴を除く。）に関すること。
- 十七 税関行政の考查に関すること。
- 十八 税関行政に関する広聴の総括に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、沖縄地区税関の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- （監視部の所掌事務）
- 第三百四十六条** 監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 とん税及び特別とん税の確定に関する事務。
- 三 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものを除く。）。
- 四 号及び第十号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関する事務。
- 六 コンテナーに関する通関条約の実施に関する事務。
- 七 保税制度の運営に関する事務。
- 八 沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。
- 九 金の輸出入の規制に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。
- 一〇 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。
- 一一 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。
- 第三百四十七条** 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 関税等の賦課及び徴収に関する事務（次号及び第三号に掲げる事務並びに監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 関税等の滞納処分に関する事務。
- 三 関税等に係る滞納処分費の徴収に関する事務。
- 四 沖縄地区税關の所掌に係る税外諸収入の徴収に関する事務（支出済となつた歳出の返納金の徴収に関する事務を除く。）。
- 五 関税率表の品目分類に関する事務。
- 六 貨物の輸出入その他輸出入貨物に係る許可及び承認に関する事務（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るもの並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 輸入貨物の課税価格の算定に関する事務。
- 八 輸出入貨物の分析に関する事務。
- 九 郵便物の輸出入手続に関する事務。
- 一〇 犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関する事務。
- 一一 税関行政に関する不服申立て及び訴訟に関する事務。
- 一二 制造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事務。
- 一三 沖縄地区税關の所掌事務に関する外國為替の取引の管理及び調整に関する事務（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 一四 金の輸出入の規制に関する事務（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 一五 外国為替及び外國貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 一六 輸出入取引法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務（監視部の所掌に属するものを除く。）。
- 一七 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税關長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

(調査部の所掌事務)

第三百四十八条 調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に關すること。
- 二 輸出された貨物に關する調査及び検査に關すること。
- 三 関税等の賦課及び徵收並びに關税に關する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに關する情報に關すること。
- 四 税関統計に關すること。

2 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に關するものについては、沖縄地区税関長は、国税府長官の指揮を受けるものとする。

第一目の二 特別な職の設置等

(次長)

- 2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

第二目 総務部の内部組織

(総務部に置く課)

第三百四十九条 総務部に、次に掲げる課を置く。

(会計課)

(総務課の所掌事務)

第三百五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 沖縄地区税関の所掌事務の総合調整に關すること。
- 二 公文書類の審査及び進達に關すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。
- 四 沖縄地区税関の保有する情報の公開に關すること。
- 五 沖縄地区税関の保有する個人情報の保護に關すること。
- 六 沖縄地区税関の所掌事務に係る國際協力に關すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、沖縄地区税関の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

(人事課の所掌事務)

第三百五十二条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 沖縄地区税関長の官印及び印の保管に關すること。
- 三 沖縄地区税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 四 沖縄地区税関の職員の衛生、醫療その他の福利厚生に關すること。
- 五 国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に關すること（沖縄地区税関の職員に關するものに限る。）。
- 六 沖縄地区税関の職員に貸与する宿舎に關すること。

(会計課の所掌事務)

第三百五十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 沖縄地区税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
- 二 沖縄地区税関所属の行政財産及び物品の管理に關すること。
- 三 還付金及び諸払戻金の支払に關すること。
- 四 沖縄地区税関所属の建築物及び船舶の營繕に關すること。
- 五 庁内の管理に關すること。
- 六 沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十九条の規定による税関貨物取扱人等に対する給付金（第三百六十八条において「転職等給付金」という。）の支払に關すること。

(企画調整官)

- 2 第三百五十三条 沖縄地区税関の総務部に、企画調整官一人を置く。
- 企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を總括する。

- 一 総務部の所掌事務のうち特に重要なものとして、沖縄地区税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 開港及び税関空港に関すること。

(システム企画調整官)

- 第三百五十四条** 沖縄地区税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。
- 2 システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。
 - 一 沖縄地区税関の所掌事務に係る先端技術の導入及び活用に関すること。
 - 二 沖縄地区税関の所掌事務に係る高度情報化の推進に関すること。
 - 三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。
 - 四 沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

- 第三百五十五条** 沖縄地区税関の総務部に、税関広報広聴官一人を置く。
- 2 税関広報広聴官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
 - 一 広報（税関行政に関する広聴を除く。）に関すること。
 - 二 税関行政に関する広聴の総括に関すること。

- 第三百五十六条** 沖縄地区税関の総務部に、税関考査官一人を置く。
- 2 税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。
 - 一 税関行政の考査を行うこと。
 - 二 沖縄地区税関長の指定する事務に関すること。

- 第三百五十七条** 沖縄地区税関の総務部に、税関監察官一人を置く。
- 2 税関監察官は、命を受けて、沖縄地区税関の職員の服務に関する監察を行う。
 - (上席調査官及び調査官)

- 第三百五十七条の二** 沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官四人以内を置く。
 - 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに当該事務で次項の調査官の行う事務を総括する。
 - 3 第一項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理する。

第三回 監視部の内部組織

(監視部に置く課等)

- 第三百五十八条** 監視部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

- 密輸対策企画室
 - 2 前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官七人及び保税地域監督官一人を置く。
- (管理課の所掌事務)

- 第三百五十九条** 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第三百四十六条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
 - 二 支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十六条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

- 第三百六十条** 密輸対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第三百四十六条第一項第一号に掲げる事務の実施に関する企画及び立案に当該機器の運用に関する企画及び立案並びに当該機器の運用に関すること。
 - 二 第三百四十六条第一項第一号に掲げる事務に必要な機器の導入に関する企画及び立案並びに当該機器の運用に関する企画及び立案に当該機器の運用に関すること。

- 第三百六十二条** 統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
 - 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 とん税及び特別とん税の確定に関する事務。
 - 三 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物税並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関する事務（第三百六十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 保税工場、総合保税地域並びに閑税定率法及び閑税暫定措置法に規定する製造工場の製造歩留りの調査及び査定に関する事務。

コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。

六 保税地域外における外国貨物の蔵置の許可に関すること。

七 輸入貨物の運送に関する承認に関すること。

八 税関職員を派出させる保税地域（関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請があつたものに限る。）における第三百六十六条第八号及び第三百六十七条第一項各号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が定めるものに関すること。

九 沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十 金の輸出入の規制に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十一 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十二 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項（同法第一百五十五条の二において準用する場合を含む。次条第一項第三号及び第三百六十七条第一項第二十五号において同じ。）の規定により旅客が携帶して移出し、又は輸出する指定物品の確認に関すること。

（保税地域監督官の職務）

第三百六十二条 保税地域監督官は、次に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 保税制度の運営に関すること。

二 関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関すること。

三 関税暫定措置法第十四条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条に規定する小売業者の承認及び承認を受けた小売業者の取締りに関すること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事務のうち、沖縄地区税関長の指定する保税制度の運営に係るものについては、認定事業者管理官において行わせることができる。（密輸対策管理官）

第三百六十三条 沖縄地区税関の監視部に、密輸対策管理官一人を置く。

2 密輸対策管理官は、命を受けて、第三百六十条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の事務を統括する。

第三百六十三条の二 沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十六人以内及び監視官四十二人以内を置く。（上席監視官及び監視官）

2 上席監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を統括する。

3 監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理する。（上席調査官及び調査官）

第三百六十三条の三 沖縄地区税関の監視部に、上席調査官二人以内及び調査官一人を置く。

2 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を統括する。

3 第一項の調査官は、命を受けて、第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理する。

第四回 業務部の内部組織

（業務部に置く課等）

第三百六十四条 業務部に、次に掲げる課を置く。

管 球

收 納 課

2 前項に掲げる課のほか、業務部に統括審査官三人、特別審査官二人及び通関業監督官一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第三百六十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三百四十七条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二 支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十七条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

三 沖縄地区税関の所掌事務に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

（収納課の所掌事務）

第三百六十六条 収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 関税等の確定に関する文書の送達に関すること。

二 関税等の納付又は徴収に関すること。

三 関税等に係る滞納処分費の徴収に関すること。

四 関税等の確定に関する税外諸収入の徴収に関すること（支出済となつた歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。

五 沖縄地区税關の所掌に係る税外諸収入の徴収に関すること（支出来済となつた歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。

- 八 輸入貨物に関する許可、承認、証明その他の処分に関する事務（統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 九 輸入貨物に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関する事務（統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）。
- 第三百六十七条** 統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- 一 輸出入貨物等に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらに附屬する書類の受理及び審査に関する事務。
- 二 前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関する事務。
- 三 輸出入貨物等の統計上の分類に関する事務。
- 四 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関する事務。
- 五 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関する事務（収納課及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 輸出貨物等に関する許可、承認、証明その他の処分に関する事務。
- 七 輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらに附屬する書類の整理及び保存に関する事務。
- 八 採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関する事務。
- 九 輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関する事務。
- 十 輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関する事務。
- 十一 第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関する事務。
- 十二 輸出入貨物等に関する開港時間外の事務の執行を求める届出に関する事務。
- 十三 犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関する事務。
- 十四 輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関する事務。
- 十五 関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた貨物の用途確認に関する事務。
- 十六 輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金の査定に関する事務。
- 十七 関税暫定措置法の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は製造工場の承認に関する事務。
- 十八 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事務。
- 十九 沖縄地区税關の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務。
- 二十 金の輸出入の規制に関する事務。
- 二十一 外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事務。
- 二十二 輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分に関する事務。
- 二十三 輸出入貨物及び犯則物件の分析に関する事務。
- 二十四 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第二項及び第八十四条第一項の規定による減税又は免税を受けることができる事業場又は卸売業者の承認に関する事務。
- 二十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の規定に基づく関税、内国消費税及び貨物割の払戻金に関する文書の受理及び審査並びに払戻金の査定に関する事務。
- 二 前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び第二十一号に掲げる事務のうち沖縄地区税關長の指定する輸入貨物に係るものについては、収納課において行わせることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号（承認に係る部分に限る）、第十三号及び第二十五号に掲げるものについては、沖縄地区税關長の定めるところにより、監視部の職員又は統括審理官において行わせることができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち沖縄地区税關長の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。
- （特別審査官の職務）**
- 第三百六十七条の一 特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税關長が指定するものを分掌する。**
- （通関業監督官の職務）**
- 第三百六十八条 通関業監督官は、通関業の監督及び通関士に関する事務並びに転職等給付金に関する事務（会計課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。**
- （税関相談官）**
- 第三百六十九条 沖縄地区税關の業務部に、税関相談官一人を置く。**
- 1 関税鑑査官は、命を受けて、税関相談官一人を置く。
- 2 税関相談官は、命を受けて、税関相談官一人を置く。
- （税関相談官）**
- 第三百七十条 沖縄地区税關の業務部に、税関相談官一人を置く。**
- 1 関税鑑査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税關長が指定するものを処理する。
- 2 輸入貨物に係る関税率表の解釈及び適用並びに申告及び申請の手続その他の沖縄地区税關の所掌事務に係る相談及び苦情に関する事務を処理する。
- 3 輸出入貨物等に係る統計品目表の分類についての調査及び研究に関する事務。

(原産地調査官)

第三百七十二条 沖縄地区税関の業務部に、原産地調査官一人を置く。

- 2 原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び上席調査官の行う事務を総括する。
 - 一 輸出入貨物等に係る原産地認定の解釈及び適用に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

(認定事業者管理官)

第三百七十三条 沖縄地区税関の業務部に、認定事業者管理官一人を置く。

- 2 認定事業者管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
 - 一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

(知的財産調査官)

第三百七十四条 沖縄地区税関の業務部に、知的財産調査官一人を置く。

- 2 知的財産調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び上席調査官の行う事務を総括する。
 - 一 第三百六十七条第一項第一号、第二号及び第十号に掲げる事務のうち知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物に係る輸出差止申立て及び輸入差止申立ての審査並びに認定手続に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

(関税評価官)

第三百七十五条 沖縄地区税関の業務部に、関税評価官一人を置く。

- 2 関税評価官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理する。
 - 一 輸入貨物の課税価格の算定の解釈及び適用に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

(上席審査官及び審査官)

第三百七十六条の二 沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官四人以内を置く。

- 2 上席審査官は、命を受けて、第三百六十七条第一項各号及び第三百六十七条の二に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。
- 3 審査官は、命を受けて、第三百六十七条第一項各号及び第三百六十七条の二に規定する事務を処理する。

(上席調査官)

第三百七十七条の三 沖縄地区税関の業務部に、上席調査官一人以内を置く。

- 2 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十二条第一項第二項各号及び第三百七十三条第二項各号に規定する事務を処理する。

(分析官)

第三百七十八条の四 沖縄地区税関の業務部に、分析官一人を置く。

- 2 分析官は、命を受けて、第三百六十七条第一項第二十三号に掲げる事務を処理する。

(調査部に置く課等)

第三百七十九条 調査部に、次に掲げる課を置く。

(管理課)

第三百七十六条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三百四十八条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十八条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

(調査統計課の所掌事務)

第三百七十七条 調査統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国貿易に関する統計及び諸表の作成に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、税関業務に関する統計の作成に関すること。
- 三 外国貿易の調査に関すること。
- 四 第一号に掲げる統計の公表に関すること。

五 輸出入貨物等の証明に關すること（收納課、統括審査官及び特別審査官の所掌に屬するものを除く。）。

（統括調査官の職務）

第三百七十八条 統括調査官は、次に掲げる事務を分掌すること。

一 輸入貨物に係る仕入書その他課税価格に關する資料の調査、整理及び保存に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、貨物の価格調査に關すること（統括審査官及び特別審査官の所掌に屬するものを除く。）。

三 輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに國際觀光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、國際觀光旅客税及び貨物割に關すること。

四 前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、國際觀光旅客税及び貨物割の確定に關すること。

五 相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に關すること。

六 輸出された貨物に關する調査及び検査に關すること。

七 國際觀光旅客税に係る帳簿（国外事業者に係るものに限る。）の整理及び保存に關すること。

八 前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入された貨物に係るものについては、統括審査官において行わせることができる。

（統括審理官の職務）

第三百七十九条 統括審理官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別審理官の所掌に屬するものを除く。）を分掌する。

（情報管理官）

第一 犯則事件の調査及び処分に關すること。

第二 領置物件、差押物件及び記録命令付差押物件の保管及び処分に關すること。

第三 犯則事件に關する關係機関との連絡に關すること。

第四 犯則事件に關する資料及び情報の収集及び整理並びに通報に關すること。

第五 前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する犯則事件に係るものについては、統括監視官において行わせることができる。

第六 特別審理官は、前条第一項各号に掲げる事務のうち特に重大な犯則事件で、沖縄地区税関長の指定する事件に係るものをつけさどる。

（情報管理官）

第三百八十一条 沖縄地区税関の調査部に、情報管理官二人以内を置く。

二 情報管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一 犯則事件に關する情報の管理及び分析に關すること。

二 關稅等の賦課及び徵收並びに關稅に關する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに關する情報に關すること。

（上席調査官及び調査官）

第三百八十二条 沖縄地区税關の調査部に、上席調査官五人以内及び調査官八人以内を置く。

二 前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十八条第一項各号及び前条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

三 第一項の調査官は、命を受けて、第三百七十八条第一項各号及び前条第二項各号に規定する事務を処理する。

（上席審理官及び審理官）

第三百八十三条 沖縄地区税關の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官七人以内を置く。

二 上席審理官は、命を受けて、第三百七十九条第一項各号及び第三百七十九条の二に規定する事務を処理し、並びに審理官の行う事務を総括する。

三 審理官は、命を受けて、第三百七十九条第一項各号及び第三百七十九条の二に規定する事務を処理する。

（上席審理官及び審理官）

第三百八十四条 沖縄地区税關の支署の名称及び位置は、別表第六のとおりとする。

二 沖縄地区税關の出張所及び支署の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。

三 沖縄地区税關の出張所及び支署の名称及び位置は、別表第八のとおりとする。

（第六目 支署、出張所及び監視署）

第三百八十五条 沖縄地区税關の支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第六のとおりとする。

二 沖縄地区税關の出張所及び支署の名称及び位置は、別表第八のとおりとする。

三 沖縄地区税關の出張所及び支署の名称及び位置は、別表第九のとおりとする。

（沖縄地区税關の監視署の名称及び位置）

第三百八十六条 沖縄地区税關の監視署の名称及び位置は、別表第十のとおりとする。

二 沖縄地区税關の監視署の名称及び位置は、別表第十一のとおりとする。

三 沖縄地区税關の監視署の名称及び位置は、別表第十二のとおりとする。

（沖縄地区税關の監督に關すること）

第三百八十七条 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に關すること。

二 沖縄地区税關の所掌事務に關すること。外国為替の取引の管理及び調整に關すること。

三 金の輸出入の規制に關すること。法令の規定によりその権限に屬させられた内国税の賦課及び徵收に關すること。

四 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに關すること。

（通関業の監督に關すること）

第三百八十八条 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に關すること。

二 沖縄地区税關の所掌事務に關すること。外国為替の取引の管理及び調整に關すること。

三 金の輸出入の規制に關すること。法令の規定によりその権限に屬させられた内国税の賦課及び徵收に關すること。

四 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに關すること。

- 十 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関する事務。
- 九 前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税府長官の指揮を受けるものとする。
- 八 沖縄地区税関の支署の監視署は、関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務を分掌する。
- 七 沖縄地区税関長は、沖縄地区税関の支署の監視署を指定して、前項に規定する事務のほか、第四項に規定する事務を行わせることができる。
- 六 沖縄地区税關那覇空港税関支署に、次長一人を置く。
- 五 次長は、沖縄地区税關の支署長を助け、沖縄地区税關の支署の事務を整理する。
- 四 第八項及び第九項に規定するもののほか、沖縄地区税關の支署の内部組織並びに沖縄地区税關の出張所、支署の出張所及び支署の監視署の監視署の監視区域は、財務大臣の承認を受けて、沖縄地区税關長が定める。
- 三 第二章 国税府
- 二 第一節 内部部局
- 一 第一款 特別な職の設置等
- (審議官)
- 第三百八十二条** 長官官房に、参事官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
- 第二款 課の設置等**
- 第一目 長官官房
(長官官房に置く課等)
- 第三百八十三条** 長官官房に、次の五課並びに厚生管理官及び首席国税府監察官（国税府監察官のうち国税府長官の任命するものをもつて充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。
- 一 総務課
- 二 人事課
- 三 会計課
- 四 企画課
- 五 國際業務課
- (総務課の所掌事務)
- 第三百八十四条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税府の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
 - 二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務。
 - 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
 - 四 国税府の保有する情報の公開に関する事務。
 - 五 国税府の機構及び定員に関する事務。
 - 六 国税府の所掌事務の監察に関する事務。
 - 七 国税府の所掌事務の監察に関する事務。
 - 八 広報（税務に関する広聴を除く。）に関する事務。
 - 九 国税府の庶務（酒類分科会に係るものと除く。）に関する事務（人事課の所掌に属するものを除く。）。
 - 十 税理士制度の運営に関する事務。
 - 十一 納税環境の整備に関する事務の総括に関する事務。
 - 十二 税務に関する広聴の総括に関する事務。
 - 十三 国税府の事務能率の増進に関する事務。
 - 十四 国税府の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。
 - 十五 税務大学校の組織及び運営一般に関する事務。
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、国税府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。（人事課の所掌事務）
- 第三百八十五条** 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に関する事務。

- 二 長官の官印及び序印の保管に関すること。
 - 三 国税庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務（国税庁監察官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 質問検査章その他の証票の管理に関する事務。
 - 五 国税審議会税理士分科会の庶務のうち税理士試験に関する事務。
- （会計課の所掌事務）

第三百八十六条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国税庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。
- 二 国税庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。
- 三 国税庁所属の建築物の營繕に関する事務（厚生管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 印紙の形式に関する企画及び立案に関する事務。
- 五 庁内の管理に関する事務。

（企画課の所掌事務）

第三百八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国税庁の所掌に関する長期的な運営方針に関する事務。
- 二 国税庁の所掌に関する調査及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
- 三 国税庁の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
- 四 国税庁の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関する事務。
- 五 国税庁の情報システムの整備及び管理に関する事務。
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関する事務。

（国際業務課の所掌事務）

第三百八十八条 国際業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国との租税に関する協定の実施についての協議に関する事務。
- 二 国税庁の所掌に関する国際的に処理を要する事項に関する事務。
- 三 国税庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

（厚生管理官の職務）

第三百八十九条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国税庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
- 二 国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に属するものに限る。（国税庁及び独立行政法人酒類総合研究所の職員を除く。）。
- 三 国税庁の職員（独立行政法人酒類総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関する事務。
- 四 国税庁所属の事務所その他の施設における高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）の円滑な利用の確保に関する方針についての企画に関する事務。

第三百九十条 削除

（首席国税庁監察官の職務）

第三百九十二条 首席国税庁監察官は、国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。）についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、財務省設置法第二十七条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとることをつかさどる。

（第二日 課税部）

（課税部に置く課）

第三百九十三条 課税部に、次の五課を置く。

（課税部）

個人課税課

資産課税課

法人課税課

酒税課

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条 課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の基本的な運営方針の企画及び立案に関する事務。
- 二 課税部の所掌事務の総括に関する事務。

三 内国税の賦課に関する資料及び情報に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関するこ（調査査察部及び酒税課の所掌に属するものを除く。）。

四 内国税の賦課に関する法令の解釈に関する事務のうち法定資料に係るものに関するこ（調査査察部及び酒税課の所掌に属するものを除く。）。

五 所得税 法人税（法人に対する再評価税を含む。以下同じ。）、地方法人税、相続税等（相続税、贈与税、地価税、登録免許税及び財産税をいう。以下同じ。）、消費税及び印紙税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の所得の金額、事業の規模及び態様又は取得した財産の価額その他の状況に照らし、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

六 たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、電源開発促進税及び国際観光旅客税（以下「たばこ税等」という。）の賦課に関する事務のうち、たばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

七 たばこ税等の課税標準の調査並びにたばこ税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

八 消費税及びたばこ税等の賦課に関する法令の解釈に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

九 たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税及び石油石炭税の課税物件の分析及び鑑定に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

十 印紙の模造の取締りを行うこと（酒税課の所掌に属するものを除く。）。

十一 内国税の賦課に関する法令の解釈に関する事務の総括に関するこ（酒税課の所掌に属するものを除く。）。

十二 内国税の賦課に関する法令の適用に関するこ（調査査察部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

十三 内国税の賦課に関する不服申立てに関するこ（調査査察部及び酒税課の所掌に属するものを除く。）。

十四 内国税の賦課に関する訴訟に関するこ（酒税課の所掌に属するものを除く。）。

十五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十二条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

十六 前各号に掲げるもののほか、課税部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ（個人課税課の所掌事務）。

第三百九十四条 個人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所得税並びに個人事業者の資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（同法第四条第一項に規定する特定仕入れをい。以下同じ。）に係る消費税（以下「所得税等」という。）の賦課に関する事務のうち、所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 所得税等の課税標準の調査並びに所得税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務の所掌に属するものを除く。）。

三 所得税の賦課に関する法令の解釈に関するこ（調査査察部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四 所得税の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関するこ（調査査察部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、所得税等の賦課に関する事務のうち、所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で他の所掌に属しないものに関するこ（資産課税課の所掌事務）。

第三百九十五条 資産課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条第一項に規定する山林所得及び同法第三十三条第一項に規定する譲渡所得に係る所得税並びにこれらとの所得の基因となる資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税をい。以下同じ。）の賦課に関する事務のうち、相続税等に係る事務の管理に関するこ（課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

二 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に係る課税標準の調査並びに相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関するこ（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

三 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する法令の解釈に関するこ（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

四 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する事務の指導及び監督に関するこ（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等（所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得及び同法第三十三条第一項に規定する譲渡所得をい。以下同じ。）を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達（課税総括課の所掌に属するものを除く。）に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、相続税等の賦課に関する事務のうち、相続税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で他の所掌に属しないものに関するこ（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

(法人課税課の所掌事務)

第三百九十六条 法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法人税並びに地方法人税並びに法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税（以下「法人税等」という。）の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること（課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

二 法人税等の課税標準の調査並びに法人税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

三 法人税及び地方法人税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税の賦課に関する法令の解釈に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること（前各号に掲げるもののほか、法人税等の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること）。

四 法人税及び地方法人税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関する事務（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達（課税総括課の所掌に属するものを除く。）に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関する事務（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、法人税等の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事務（酒税課の所掌事務）。

第三百九十七条 酒税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）の管理に関する事務。

二 酒税の課税標準の調査並びに酒税に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

三 酒税の賦課に関する法令の解釈及び適用に関する事務。

四 酒税の賦課に関する不服申立て及び訴訟に関する事務（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）。

五 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する事務（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）。

六 蘭造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関する事務。

七 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する事務。

八 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関する事務（酒類製造業に係るものに限る。）。

九 国税審議会酒類分科会の庶務に関する事務。

十 前各号に掲げるもののほか、酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事務（酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものを除く。）。

第三目 徵収部

(徵収部に置く課)

第三百九十八条 徵収部に、次の二課を置く。

一 管理運営課

(徵収課)

(管理運営課の所掌事務)

第三百九十九条 管理運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内国税の徵収に関する事務の管理に関する事務（徵収課の所掌に属するものを除く。）。

二 内国税の徵収に関する法令の解釈及び適用に関する事務（徵収課の所掌に属するものを除く。）。

三 内国税の徵収に関する不服申立て及び訴訟に関する事務（徵収課の所掌に属するものを除く。）。

四 内国税收入の概算に関する事務。

五 内国税の還付に関する事務。

六 国税庁に係る国税収納金整理資金の管理事務に関する事務。

七 納税時蓄組合に関する事務。

八 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関する事務（前各号に掲げるもののほか、徵収部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務）。

(徵収課の所掌事務)

第四百条 徵収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内国税の滞納処分、納税の猶予及び外国との租税に関する協定に基づく徴収の共助の要請による徴収（以下「徴収の共助の要請による徴収」という。）に関する事務の管理に関すること。
- 二 内国税の滞納処分及び納税の猶予に必要な調査及び検査並びに内国税の滞納処分に必要な検索に関する事務の指導及び監督に関すること。
- 三 内国税の滞納処分、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収に関する法令の解釈及び適用に関すること。
- 四 内国税の滞納処分及び納税の猶予に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- 五 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）に基づく更生事件に関すること。
- 六 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 物価統制令（昭和二十一年勅令第二百十八号）第二十条に規定する割増金の徴収に関すること。
- 八 保険料等の徴収（令第九十一条第五号から第十号までに掲げる事務をいう。以下同じ。）に関すること。
- 第四百四条 調査査察部**
- （調査査察部に置く課）
- 第四百一条 調査査察部に、次の二課を置く。**
- 調査課
査察課
- （調査課の所掌事務）**
- 第四百二条** 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 所得その他の内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもののうち國税局の調査査察部の行うものに關すること（査察課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 所得その他の内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもののうち國税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部並びに沖縄國税事務所の調査課の行うものに關する事務の指導及び監督に関する事務（査察課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 内国税の賦課に関する法令の適用に関する事務のうち令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに關すること（査察課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 内国税の賦課に関する不服申立てに関する事務のうち第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに關すること。
- （査察課の所掌事務）**
- 第四百三条** 査察課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分並びに外国の犯則事件に関する外國との租税に関する協定の実施のために行う調査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもののうち國税局の調査査察部の行うものに關すること。
- 二 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分並びに外國の犯則事件に関する外國との租税に関する協定の実施のために行う調査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもののうち國税局の調査査察部及び査察部並びに沖縄國税事務所の査察課の行うものに關する事務の指導及び監督に関する事務（査察課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分並びに外國の犯則事件に関する外國との租税に関する協定の実施のために行う調査をするために必要な資料及び情報の収集及び整理に関する事務。
- 四 内国税の賦課に関する法令の解釈及び適用に関する事務のうち第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、調査査察部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。
- 第三款 課の内部組織等**
- 第一目 長官官房**
- （企画官及び税務相談官）
- 第四百四条** 長官官房に、企画官一人及び税務相談官三人を置く。
- 2 監督評価官室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 企画官は、命を受けて、國税庁の所掌事務のうち重要な事項についての企画及び立案に当たる。
- 2 税務相談官は、命を受けて、税務一般に関する相談及び苦情に関する事務を行う。
- （監督評価官室及び国税企画官）
- 第四百五条** 総務課に、監督評価官室及び国税企画官一人を置く。
- 2 監督評価官室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税庁の所掌事務の監察（実績の評価に関する事務を除く。）に関する事務。
- 2 実績の評価に関する事務の実施に関する事務。
- （監督評価官室に、室長（監督評価官をもつて充てられるものとする。）及び監督評価官三十八人以内を置く。）
- 監督評価官は、命を受けて、第二項に規定する事務を処理する。
- 第一項の国税企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

(国税企画官、デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官)

- 第四百五条の二** 企画課に、国税企画官一人、デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官それぞれ一人を置く。
 2 国税企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（デジタル化・業務改革企画官及びデータ活用企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
- 3 デジタル化・業務改革企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち業務改革及び高度情報化に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。
- 4 データ活用企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち統計及びデータ活用に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。
- （相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

- 第四百六条** 国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官五人及び国際企画調整官一人を置く。

- 2 相互協議室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三百八十八条第一号に掲げる事務
 2 第三百八十九条第二号に掲げる事務のうち、外国居住者等所得相互免除法第十条第一項、第十四条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に規定する国税庁長官の確認に關すること。

- 3 相互協議室に、室長を置く。
 4 国際企画官は、命を受けて、国際業務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に當たる。

- 5 国際企画調整官は、命を受けて、国際業務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての調整その他専門的事項を處理する。

第二回 課税部及び徵收部

（資産評価企画官及び鑑定企画官）

- 第四百七条** 課税部に、資産評価企画官及び鑑定企画官それぞれ一人を置く。

- 2 資産評価企画官は、命を受けて、相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に必要な財産の評価に係る企画及び立案に當たる。

- 3 鑑定企画官は、命を受けて、次に掲げる事務を處理する。

- 一 課税部の所掌事務のうち分析、鑑定その他の技術的事項に係る企画及び立案に關すること。
 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に關する法律（平成十五年法律第九十七号）に基づく公表、指定、承認等、命令、確認、登録等、報告徵收及び立入検査等に關すること（酒類に係る場合に限る。）
 （消費税室及び審理室並びに課税企画官及び国際課税企画官）

- 第四百八条** 課税総括課に、消費税室及び審理室並びに課税企画官二人及び国際課税企画官一人を置く。

- 2 消費税室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三百九十三条第二号に掲げる事務のうち消費税の賦課に関する事務の調整に關すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課及び適格請求書発行事業者の登録等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等」という。）に関する事務の調整に關することを除く。）
 二 第三百九十三条第六号から第十号までに掲げる事務（第八号に掲げる事務のうち、軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等に関する法令の解釈に關することを除く。）
 三 消費税及びたばこ税等の賦課に関する法令の適用に關する事務の指導及び監督に關すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等に関する法令の適用に關する事務の指導及び監督に關することを除く。）
 四 前三号に掲げるもののほか、消費税及びたばこ税等の賦課に関する事務のうち、消費税及びたばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に關する事務で他の所掌に属しないものに關すること。

- 5 消費税室に、室長を置く。
 課税企画官は、命を受けて、課税総括課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（国際課税企画官の所掌に属するものを除く。）に當たる。

- 6 課税企画官は、命を受けて、課税総括課の所掌事務のうち国際課税に係るものその他の重要な専門的事項についての企画及び立案に當たる。

- 7 課税企画官は、命を受けて、課税総括課の所掌事務のうち国際課税に係るものその他の重要な専門的事項についての企画及び立案に當たる。

- （酒類業振興・輸出促進室）
第四百九条 酒税課に、酒類業振興・輸出促進室を置く。
 2 酒類業振興・輸出促進室は、第三百九十七条第五号及び第六号に掲げる事務のうち、酒類業の振興、酒類の輸出の促進及び国際的な事項に關する事務をつかさどる。
 3 酒類業振興・輸出促進室に、室長を置く。
 （国際徵收調整官）

- 第四百九条の二** 徵收課に、国際徵收調整官一人を置く。
 2 国際徵收調整官は、命を受けて、徵收課の所掌事務のうち国際徵收についての調整その他重要な専門的事項を處理する。

- （国税実査官）

- 第四百十条** 課税部及び徵收部を通じて国税実査官二百六十六人以内を置く。
 2 国税実査官は、課税部及び徵收部に分属し、命を受けて、課税部及び徵收部の事務を處理する。

第三回 調査査察部
(国際調査管理官)

第四百十一条 調査課に、国際調査管理官一人を置く。

2 国際調査管理官は、命を受けて、第四百二条各号に掲げる事務のうち海外取引（租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引を含む。第四百十二条第二項、第五百条第五項第二号、第五百三条及び第五百四条において同じ。）及び外国法人に係るもの処理する。

第四百十二条 調査課に、国税調査官六十三人以内を置く。

2 国税調査官は、命を受けて、調査課の事務を処理する。

(国税査察官)

第四百十三条 査察課に、国税査察官三十四人以内を置く。

2 国税査察官は、命を受けて、査察課の事務を処理する。

第二節 施設等機関

第一款 削除

第四百十四条から第四百二十四条まで 削除

第二款 税務大学校

(税務大学校の位置)

第四百二十五条 税務大学校は、東京都に置く。

(校長及び副校长)

第四百二十六条 税務大学校に、校長及び副校长一人を置く。

2 校長は、税務大学校の事務を掌理する。

3 副校長は、校長を助け、税務大学校の事務を整理する。

4 校長は、国税局長に対し、研修の実施に關し必要な資料又は情報の提供を求めることができる。

5 校長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。

(教頭)

第四百二十七条 税務大学校に、教頭一人を置く。

2 教頭は、第四百三十一条から第四百三十六条までに規定する事務を整理する。

(税務大学校に置く部等)

第四百二十八条 税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官七十五人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事一人を置く。

総務課

教務課

研究部

総合教育部

(総務課の所掌事務)

第四百二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 税務大学校の所掌事務に關する総合調整に關すること。

2 公文書類の審査及び進達に關すること。

3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

4 税務大学校の保有する情報の公開に關すること。

5 税務大学校の官印及び校印の保管に關すること。

6 校長の官印及び校印の保管に關すること。

7 職員の人事に關すること。

8 会計に關すること。

9 行政財産及び物品の管理に關すること（総務主事の所掌に屬するものを除く。）。

10 税務大学校の所掌事務に關し国税庁の他の部局に對して必要な資料及び情報の提供を求めること。

十一 前各号に掲げるもののほか、税務大学校の所掌事務で他の所掌に屬しないものを行うこと。

(教務課の所掌事務)

第四百三十一条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修の実施に関する基本方針の企画及び立案を行うこと。
- 二 研修の実施に関し必要な調査並びに資料の収集及び作成を行うこと。
- 三 教科書及び教材を作成し、及び頒布すること。(学務主事の所掌に属するものを除く。)。
- 四 通信研修の実施に関する事務を総括すること。
- 五 短期研修の実施に関する事務を総括すること。

(研究部の所掌事務)

第四百三十二条 研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税務に関する学術的な調査及び研究を行うこと。
- 二 税務に関する一般的な資料及び情報の収集整理及び提供を行うこと。
- 三 税務に関する国際協力をを行うこと。
- 四 国際協力に基づく研修を行うこと。
- 五 研究科の課程を実施すること。
- 六 前各号に掲げる事務に関する大学、研究機関その他の機関との連携及び協力をを行うこと。

(総合教育部の所掌事務)

第四百三十三条 総合教育部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 専門官基礎研修、社会人基礎研修、専攻税法研修、中等科、本科及び専科の課程を実施すること。
- 二 前号に掲げる事務に関する大学、研究機関その他の機関との連携及び協力をを行うこと。

(専門教育部の所掌事務)

第四百三十四条 教授及び教育官は、研修生に対し、税務行政に従事するため必要な知識の教授及びその指導並びに研究に従事する。

(総務主事の職務)

第四百三十五条 総務主事は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修に必要な施設及び物品の管理に関する事務。
- 二 庁内の管理に関する事務。
- 三 研修生にすること(学務主事の所掌に属するものを除く。)で他の所掌に属しないものを行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、研修の実施に関する事務(地方研修所において行うものを除く。)で他の所掌に属しないものを行うこと。

(学務主事の職務)

第四百三十六条 学務主事は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 研修生の入校、卒業又は修了の式典を行うこと。
- 二 授業計画の企画及び立案並びに試験を行うこと。
- 三 教科書及び教材(研究部、総合教育部及び専門教育部において実施する研修に用いるものに限る。)を作成し、及び頒布すること。
- 四 学籍簿の作成及び保管を行うこと。
- 五 図書及び租税に関する資料の管理を行うこと。

(副主事の職務)

第四百三十七条 副主事は、総務主事又は学務主事を助け、第四百三十五条又は第四百三十六条に規定する事務を処理する。

(地方研修所の名称及び位置)

第四百三十八条 地方研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌研修所	札幌市
仙台研修所	仙台市
関東信越研修所	和光市

東京研修所	船橋市																										
金沢研修所	金沢市																										
名古屋研修所	名古屋市																										
大阪研修所	枚方市																										
高松研修所	高松市																										
福岡研修所	福岡市																										
熊本研修所	熊本市																										
沖縄研修支所	浦添市																										
(地方研修所の所掌事務)																											
第四百三十九条 地方研修所は、税務大学校の所掌事務のうち普通科の課程その他の研修の実施に關することを分掌する(研究部、総合教育部及び専門教育部の所掌に属するものを除く。)。																											
2 地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百七十一人以内を置く。 (地方研修所長)																											
第四百四十条 地方研修所に、地方研修所長を置く。																											
2 地方研修所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。																											
(顧問)																											
第四百四十二条 この規則に定めるもののほか、税務大学校に關し必要な事項は、校長が定める。																											
2 校長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、国税庁長官の承認を受けなければならない。																											
3 顧問は、非常勤とする。																											
(雑則)																											
第四百四十三条 東京国税局及び大阪国税局に、情報システム監理官それぞれ一人を置く。																											
2 情報システム監理官は、命を受けて、情報システムの整備及び管理に資するため、情報システムに係る調整、情報システムに係る方式及びプログラムの作成、情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理、情報システムに係る指導及び監督その他国税局長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務を処理する。																											
(国税局に置く部)																											
第四百四十三条の二 国税局に、次の表に掲げる部を置く。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設置する部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">札幌国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">仙台国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">関東信越国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">東京国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 情報システム部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">金沢国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名古屋国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大阪国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 調査第三部 調査第四部 査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">広島国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">高松国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税部 徵収部 調査査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">福岡国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">熊本国税局</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(総務部の所掌事務)</td> <td style="padding: 5px;">総務部 課税部 徵収部 調査査察部</td> </tr> </tbody> </table>		名称	設置する部名	札幌国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部	仙台国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部	関東信越国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部	東京国税局	総務部 情報システム部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部	金沢国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部	名古屋国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部	大阪国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 調査第三部 調査第四部 査察部	広島国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部	高松国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部	福岡国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部	熊本国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部	(総務部の所掌事務)	総務部 課税部 徵収部 調査査察部
名称	設置する部名																										
札幌国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部																										
仙台国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部																										
関東信越国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部																										
東京国税局	総務部 情報システム部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査査察部																										
金沢国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部																										
名古屋国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部																										
大阪国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 調査第三部 調査第四部 査察部																										
広島国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部																										
高松国税局	総務部 課税部 徵収部 調査査察部																										
福岡国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査部 査察部																										
熊本国税局	総務部 課税第一部 課税第二部 徵収部 調査第一部 調査第二部 査察部																										
(総務部の所掌事務)	総務部 課税部 徵収部 調査査察部																										
第四百四十四条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。																											

第一目 特別な職の設置等

(次長)

第四百五十条 総務部並びに課税部並びに課税第一部並びに仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の徴収部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部並びに調査部並びに調査第一部並びに調査第二部並びに調査第三部並びに調査第四部並びに査察部に、次長それぞれ一人（札幌国税局の課税部にあっては、三人、東京国税局の課税第一部、徴収部、調査第一部及び査察部並びに熊本国税局の課税部並びに関東信越国税局の調査査察部にあっては、それぞれ二人）を置く。

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

(酒類監理官)

第四百五十二条 課税部及び課税第二部に、酒類監理官それぞれ一人を置く。

2 酒類監理官は、命を受けて、酒税課、鑑定官室、酒類業調整官及び統括国税調査官（酒税に係るものに限る。）の事務を整理する。

(国際監理官)

第四百五十二条 東京国税局の調査第一部に、国際監理官一人を置く。

2 国際監理官は、命を受けて、国際調査管理課、国際調査課、特別国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）及び統括国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外國法人に係るものに限る。）の事務を整理する。

第三目 総務部の内部組織

(総務部に置く課等)

第四百五十三条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事第一課
人事第二課
会計課
企画課
厚生課

考査課（東京国税局に限る。）

総務課
人事第一課
人事第二課
会計課
企画課
厚生課

情報システム課（大阪国税局を除く。）

情報システム第一課（大阪国税局に限る。）

情報システム第二課（大阪国税局に限る。）

税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）

国税広報広聴室
前項に掲げるもののほか、総務部に、統括国税管理官及び情報処理管理官（東京国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

3 統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	三人	一
仙台国税局	四人	一
関東信越国税局	四人	一
東京国税局	十七人	二
大阪国税局	二人	一
金沢国税局	八人	一
名古屋国税局	九人	一
高松国税局	三人	一
福岡国税局	三人	一
熊本国税局	二人	一
合計	五十九人	五人

(総務課の所掌事務)

第四百五十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 二二 国税局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二一 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 二〇 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 一九 国税局及び税務署の機構及び定員に関すること。
- 一八 国税局及び税務署の保有する情報の公開に関すること。
- 一七 国税局及び税務署の運営に関すること。
- 一六 税理士制度の運営に関すること。
- 一五 納税環境の整備に関する事務の総括に関すること。
- 一四 国税局及び税務署の事務能率の増進に関すること。
- 一三 国税局の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 一一 税務大学校地方研修所との連絡に関すること。
- 一二 管内地方情勢の調査に関すること。
- 一〇 前各号に掲げるものほか、国税局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (人事第一課の所掌事務)
- 四百五十五条 人事第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
 - 二 局長の官印及び序印の保管に関すること。
 - 三 国税局及び税務署の職員の任免、給与及び懲戒その他の人事に関する事務（人事第二課及び考査課の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 質問検査章その他の証票の管理に関する事務。
- (人事第二課の所掌事務)
- 四百五十六条 人事第二課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）をつかさどる。
- 一 職員の採用試験、服務並びに教養及び訓練に関する事務。
 - 二 税理士試験に係る庶務に関する事務。
 - 三 職員の身分上の特別調査に関する事務。
 - 四 職員の表彰に関する事務。
- (考査課の所掌事務)
- 四百五十七条 考査課は、前条第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。
- (会計課の所掌事務)
- 四百五十八条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税局及び税務署の会計及び監査に関する事務。
 - 二 印刷に関する事務。
 - 三 国税局及び税務署所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。
 - 四 国税局及び税務署所属の建築物の營繕に関する事務（厚生課の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 庁内の管理に関する事務。
- (企画課の所掌事務)
- 四百五十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税局の所掌に関する長期的な運営方針に関する事務。
 - 二 第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関する事務。
 - 三 国税局の所掌に関する調査及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
 - 四 国税局の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
 - 五 国税局の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関する事務。
- (厚生課の所掌事務)
- 四百六十条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国税局及び税務署の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
 - 二 国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に関する事務（国税局及び税務署の職員に関するものに限る。）。
 - 三 国税局及び税務署の職員に貸与する宿舎に関する事務。

四　国税局及び税務署所属の事務所その他の施設における高齢者、障害者等の円滑な利用の確保に関する方針についての企画に関すること。
 (情報システム課、情報システム第一課及び情報システム第二課の所掌事務)

第四百六十二条 情報システム課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報システム及びデータ活用に係る調整及び支援に関すること。

二　情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関すること。

三　情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理に関すること。

四　情報システムに係る指導及び監督に関すること。

2　情報システム第一課及び情報システム第二課を置く場合においては、それぞれの課は、国税庁長官の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。
 (税務相談室の所掌事務)

第四百六十三条 税務相談室は、税務一般に関する相談及び苦情に関する事務をつかさどる。

(国税広報広聴室の所掌事務)

第四百六十四条 国税広報広聴室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　広報（税務に関する広聴を除く。）に関すること。

二　税務に関する広聴の総括に関すること。

(統括国税管理官の職務)

第四百六十五条 統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

(情報処理管理官の職務)

第四百六十六条 情報処理管理官は、命を受けて、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十一条第一項第二号に掲げる事務

(税理士監理官及び人事調査官)

二　国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第四百六十一条第一項第四号に掲げる事務

(税理士監理官及び人事調査官)

第四百六十七条 総務部に、税理士監理官それぞれ一人並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の総務部に、人事調査官それぞれ一人を置く。

2　税理士監理官は、命を受けて、第四百五十四条第七号に掲げる事務のうち国税局長の指定するものを処理する。

(人事調査官)

3　人事調査官は、命を受けて、第四百五十五条第三号並びに第四百五十六条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長の指定するものを処理する。

(税務相談官)

第四百六十八条 総務部を通じて税務相談官五百六十二人以内を置く。

2　税務相談官は、命を受けて、第四百六十二条に規定する事務（納税者支援調整官の所掌に属するものを除く。）を処理する。

(納税者支援調整官)

第四百六十九条 総務部を通じて主任国税管理官七十三人以内を置く。

2　主任国税管理官は、命を受けて、第四百五十九条第二号に掲げる事務を処理し、及び国税管理官の行う事務を総括する。

(国税管理官)

第四百七十条 総務部を通じて国税管理官一万四千百八十三人以内を置く。

2　国税管理官は、命を受けて、第四百五十九条第二号に掲げる事務を処理する。

第三日の二 情報システム部の内部組織

(情報システム部に置く課等)

第四百七十二条 情報システム部に、次に掲げる課を置く。

2　情報システム開発課

情報システム運用課

2　前項に掲げるもののほか、情報システム部に、情報処理管理官八人を置く。

(情報システム開発課の所掌事務)

第四百七十三条 情報システム開発課は、国税庁の情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関する事務（情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(情報システム運用課の所掌事務)

第四百六十六条の七 情報システム運用課は、次に掲げる事務（情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国税庁の情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理に関すること。

二 データ活用に係る重要な専門的事項についての実施に関すること。

三 国税庁の情報システムの整備及び管理に関する事務のうち、国税庁長官が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、情報システム部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報処理管理官の職務)

第四百六十六条の八 情報処理管理官は、命を受けて、国税庁長官の定めるところにより、第四百四十四条の一各号に掲げる事務を分掌する。

第四百六十七条 課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条 課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
札幌国税局	課税部	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
仙台国税局	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 資料調査課 酒税課 鑑定官室
関東信越国税局	課税第一部	課税総括課 審理課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 機動課 資料調査第一課 資料調査第二課 国税訟務官室
東京国税局	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 資料調査課 審理課 個人課税課 資産課税課 機動課 資料調査第一課 資料調査第二課 資料調査第三課 国税訟務官室
金沢国税局	課税部	課税部 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 資料調査第三課 酒税課 鑑定官室
名古屋国税局	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 機動課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
大阪国税局	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 審理課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 機動課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
高松国税局	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
福岡国税局	課税第一部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
熊本国税局	課税第一部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
2 前項に掲げるもののほか、課税部又は課税第一部に審理官（課税第一部にあつては、仙台国税局、東京国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局に限る。）及び資産評価官を、課税第一部に企画調整官（東京国税局に限る。）を、課税第一部に統括国税実査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を、課税第一部に統括国税調査官（熊本国税局に限る。）を、課税第一部に統括国税調査官（仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。	課税第一部 課税第二部	課税第一部 課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税課 資料調査第一課 資料調査第二課 酒税課 鑑定官室
3 審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。	部名	審理官 資産評価官 企画調整官 統括国税実査官 統括国税調査官
名称	札幌国税局 仙台国税局 仙台国税局 東京国税局 関東信越国税局 金沢国税局 名古屋国税局	二人 一人 一人 一人 一人 一人 一人
課税第一部	課税第一部 課税第一部 課税第一部 課税第一部 課税第一部 課税第一部 課税第一部	二人 三人 二人 一人 三人 二人 一人
四人	一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人	七人 三人 二人 一人 三人 二人 一人
一人	一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人	三人 三人 二人 一人 一人 一人 一人

		大阪国税局		広島国税局		福岡国税局		高松国税局		熊本国税局		合計	
		課税第一部		課税第二部		課税第一部		課税第二部		課税第一部		課税第二部	
十一人	一人		二人		十一人								
十一人	一人		十一人										
一人													一人
二十五人				一人						一人	五人		一人
十二人	一人									三人		二人	十二人

六 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税第一部の資料総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（審理課の所掌事務）

第四百六十八条の三 審理課は、次に掲げる事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び酒税課の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、審理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 内国税の賦課に関する法令の適用に関すること（他課、統括国税実査官及び統括国税調査官の所掌に属するものを除く。）。

二 内国税の賦課に関する不服申立てに関する事務（他課、統括国税実査官及び統括国税調査官の所掌に属するものを除く。）。

第四百六十九条 個人課税課は、次に掲げる事務（他課及び統括国税実査官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 所得税等の賦課に関する事務のうち、所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。

二 所得税等の課税標準の調査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務（前号に掲げるものを除く。）。

三 所得税等の賦課に関する訴訟に関する事務。

四 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関する事務。

五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）。

（資産課税課の所掌事務）

第四百七十一条 資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課、資料調査第一課等及び資産評価官の所掌に属するもの並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課及び国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 相続税及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する事務のうち、相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務。

二 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の課税標準の調査並びに相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務。

三 相続税、贈与税及び譲渡所得等に係る所得税等の課税標準に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務。

四 資本金額又は出資金額が十億円以上である法人についての地価税の課税標準の調査及び地価税に規定する特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除に関する事務、同法第四節第四款に規定する収用等の場合の譲渡所得の特別控除に関する事務、同法第七十条に規定する承認に関する事務、同法第七十条の四及び第七十条の六に規定する納税猶予に関する事務その他の専門的事項に関する事務で、国税庁長官又は国税局長が特に必要があると認めるものについての調査及び検査に関する事務。

五 前号に掲げるもののほか、国税庁長官又は国税局長が特に必要があると認める地価税の課税標準の調査及び地価税に関する検査に関する事務。

六 前号に規定する調査及び検査に関する事務に係る不服申立てに関する事務。

七 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する調査に関する事務。

八 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関する事務。

九 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）で、国税局長が資産課税課において調査させ有必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

2 前項各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の資産課税課にあっては、第四百七十二条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（機動課の所掌事務）

第四百七十二条 機動課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査第一課等の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

四 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

五 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）で、処理困難なものとして国税局長が課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第三課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（酒税課の所掌事務）

第四百七十五条 酒税課は、次に掲げる事務（鑑定官室並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）に関する事務（酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）の管理に関すること。

二 酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（鑑定官室並びに酒税に係る課税標準の調査及び処分に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び統括国税調査官の所掌に属するものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。

三 酒税の課税標準の調査及び酒税に関する検査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び統括国税調査官の所掌に属するものを並びに前号に掲げるものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の製造場等に係る酒税の課税標準額、課税標準数量又は事業の規模その他の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に係る調査及び検査に関すること。

四 酒税の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものとし、前号に掲げるものを除く。）。

五 酒税の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び統括国税調査官の所掌に属するものを除く。）。

六 酒税の賦課に関する訴訟に関すること。

七 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。

八 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する制度の企画及び立案を除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに関する制度の企画及び立案を除く。）。

一〇 前項各号に掲げるもののほか、札幌国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局及び福岡国税局の酒税課にあっては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 酒税の課税標準の調査並びに酒税に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務で、財務省令で別に定めるものに関する制度の企画及び立案を除く。）。

二 前号に規定する調査及び検査に関する事務に係る不服申立てに関する制度の企画及び立案を除く。）。

（国税訟務官室の所掌事務）

第四百七十六条 国税訟務官室は、内国税の賦課及び酒税の保全に関する訴訟に関する事務をつかさどる。

（鑑定官室の所掌事務）

第四百七十七条 鑑定官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 間接国税課税物件の分析及び鑑定その他の間接国税の賦課に関する技術的事項に関する制度の企画及び立案を除く。）。

二 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。

三 酿造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関する制度の企画及び立案を除く。）。

（審理官の職務）

第四百七十七条の二 札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の審理官は、第四百六十八条の三各号に掲げる事務をつかさどる。

2 東京国税局及び大阪国税局の審理官は、第四百六十八条の三各号に掲げる事務のうち国税局長が指定するものを分掌する。

（資産評価官の職務）

第四百七十八条 資産評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に必要な財産の評価に関する制度の企画及び立案を除く。）。

二 土地評価審議会の庶務に関する制度の企画及び立案を除く。）。

（企画調整官の職務）

第四百七十九条 企画調整官は、課税第一部及び課税第二部（消費税課、酒税課及び鑑定官室を除く。）の所掌に属する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

（統括国税実査官の職務）

第四百八十一条 統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四百六十八条第一項第三号及び第六号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関する制度の企画及び立案を除く。）。

二 第四百六十八条の二第一号及び第二号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関する制度の企画及び立案を除く。）。

三 第四百七十四条第二号及び第五号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた重要事項に関する調査及び検査に関する制度の企画及び立案を除く。）。

四 第一号及び第三号に掲げる事務に係る不服申立てに関する制度の企画及び立案を除く。）。

熊本国税局 (管理運営課の所掌事務)	四人	一	四十一人
合計	十九人	四人	二人

第四百八十八条 管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納稅管理官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、機動課及び納稅管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 内国税の徵収に関する事務の管理に関すること（徵収課の所掌に属するものを除く。）。

二 内国税の徵収に関する事務の指導及び監督（徵収課の所掌に属するものを除く。）並びに国税局の所掌に係る税外諸収入の徵収に関すること（支出済となつた歳出の返納金の徵収に関することを除く。）。

三 内国税の徵収に関する法令の適用に関すること（徵収課の所掌に属するものを除く。）。

四 内国税の徵収に関する不服申立て及び訴訟に関すること（徵収課、特別国税徵收官、特別機動国税徵收官及び統括国税徵收官の所掌に属するものを除く。）。

五 内国税収入の概算に関すること。

六 内国税の還付に関すること。

七 納税時蓄組合に関すること。

八 国税通則法第四十三条第三項の規定により国税局長が引継ぎを受けた相続税及び贈与税の延納並びに相続税の物納に関する事務。

九 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関する事務。

十 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外國居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関する事務。

十一 前各号に掲げるもののほか、徵収部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（徵収課の所掌事務）

第四百八十九条 徵収課は、次に掲げる事務（統括国税徵收官の所掌に属するもの並びに東京国税局にあっては、機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、国税訟務官室、特別国税徵收官及び特別機動国税徵收官、大阪国税局にあっては、機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び特別国税徵收官、名古屋国税局にあっては、機動課、特別整理総括第二課、特別整理総括第三課及び特別国税徵收官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、特別国税徵收官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 内国税の滯納処分、納税の猶予及び徵収の共助の要請による徵収に関する事務の管理に関する事務。

二 内国税の滯納処分及び納税の猶予に必要な調査及び検査並びに内国税の滞納処分に必要な搜索に関する事務の指導及び監督に関する事務。

三 内国税の滞納処分、納税の猶予及び徵収の共助の要請による徵収に関する事務の管理に関する事務。

四 内国税の滞納処分及び納税の猶予に関する不服申立て及び訴訟に関する事務。

五 訴訟（内国税の滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。）に係る滞納処分の執行に関する事務。

六 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務。

七 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徵収に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）。

八 物価統制令第二十条に規定する割増金の徵収に関する事務。

九 保険料等の徵収に関する事務。

2 前項に規定するもののほか札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、福岡国税局及び熊本国税局の徵収課にあっては、第四百九十条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（機動課の所掌事務）

第四百九十条 機動課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百五十二条第一項各号に掲げる事務で、当該事務を所掌する税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた特定の事項に係る事務に関する事務。

二 第五百五十二条第一項各号に掲げる事務で、国税局長が必要があると認めた特定の事項に係る事務の指導に関する事務。

三 第五百五十二条第一項各号に掲げる事務のうち、滞納者の滞納金額その他の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた催告に関する事務。

（特別整理総括課、特別整理総括第一課及び特別整理総括第二課の所掌事務）

第四百九十二条 特別整理総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項又は国税徵收法（昭和三十四年法律第百四十七号）第一百八十二条第二項、第三項若しくは第百八十三条第三項の規定により国税局長が引継ぎを受けた滞納処分の執行、納税の猶予及び徵収の共助の要請による徵収に関するもの（以下この条、第四百九十四条、第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において「引継ぎに係る滞納処分等の事務」という。）の管理及び還付金等の還付に関する事務。

二 特別国税徵收官及び統括国税徵收官の所掌事務に関する方針及び計画の企画及び立案に関する事務。

三 特別国税徵收官及び統括国税徵收官の事務運営の統一及び調整に関する事務。

四 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徵収に関する事務のうち、滞納処分及び徵収の猶予に関するものの管理に関する事務。

2 特別整理総括第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前項第一号及び第五号に掲げる事務
- 二 特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌事務に関する方針及び計画の企画及び立案に関すること。
- 三 特別整理総括第二課の所掌事務に関する方針の企画及び立案に関すること。
- 四 特別整理総括第二課、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の事務運営の統一及び調整に関すること。

3 特別整理総括第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の行う徴収事務の結果の審理に関すること。
- 二 次に掲げる事務のうち差押財産の評価及び換価に関すること（国税証務官室の所掌に属するものを除く。）。

イ 引継ぎに係る滞納処分等の事務

ロ 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に係る事務のうち、滞納処分及び徴収の猶予並びに会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務（以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において「外国の租税に関する滞納処分等の事務」という。）。

- ハ 保険料等の徴収に関する事務のうち、滞納処分及び国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予並びに会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務（以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において「保険料等に係る滞納処分等の事務」という。）。

（国税証務官室の所掌事務）

第四百九十二条 国税証務官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内国税の徴収に関する不服申立てに関すること。

- 二 内国税の徴収に関する訴訟に関すること。

- 三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する不服申立てに関すること。

- 四 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する訴訟に関すること。

- 五 保険料等の徴収に関する不服申立てに関すること。

- 六 保険料等の徴収に関する訴訟に関すること。

七 第二号、第四号及び前号に掲げる訴訟に係る滞納処分の執行に関すること。

（納税管理官の職務）

第四百九十三条 納税管理官は、第四百八十八条第八号に掲げる事務をつかさどる。

（特別国税徴収官の職務）

- 第四百九十四条 特別国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特に処理困難なものとして国税局長の指定するもの（東京国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、國税証務官室及び特別機動国税徴収官、大阪国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び國税証務官室、関東信越国税局にあっては、特別整理総括第一課及び特別整理総括第二課、名古屋国税局にあっては、特別整理総括課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- 第一次に掲げる事務のうち引継ぎに係る滞納処分等の事務

イ 内国税の滞納処分の執行、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収に関すること。

ロ イに掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

- ハ 第四百八十九条第一項第六号及び第八号に掲げる事務

- 二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち次に掲げる事務

イ 調査に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において同じ。）に関するこ

と。

ロ 滞納処分の執行及び徴収の猶予に関する事務

ニ 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務

三 保険料等の徴収に関する事務のうち次に掲げる事務

イ 滞納処分の執行及び国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予に関する事務

ロ イに掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

ハ 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務

（特別機動国税徴収官の職務）

- 第四百九十五条 統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、國税証務官室及び特別機動国税徴収官、大阪国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、國税証務官室及び特別機動国税徴収官、関東信越国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び特別国税徴収官、名古屋国税局にあっては、特別整理総括課及び特別国税徴収官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（統括国税徴収官の職務）

特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	設置する課名
札幌国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
仙台国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
関東信越国税局	調査査察部	調査管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課
東京国税局	調査第一部　調査第二部　調査第三部　調査第四部	調査管理課　調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。 第五百九十条各号に掲げる事務
金沢国税局	査察部	査察管理課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察情報戦略課　査察国際課
名古屋国税局	調査部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　調査開発課
大阪国税局	調査第一部　調査第二部	調査管理課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課　査察管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
広島国税局	査察部	査察管理課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課
高松国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課　査察管理課　査察管理課
福岡国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課　査察管理課
熊本国税局		

- 第四百九十六条** 徴収部を通じて国税訟務官三十人以内を置く。
- 2 国税訟務官**は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- (国税査察官)**
- 第四百九十七条** 徴収部を通じて国税実査官六百四十二人以内を置く。
- 2 国税実査官**は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 第四百八十八条第二号、第四号、第八号及び第十号に掲げる事務**（同条第一号に掲げる事務にあっては、税外諸収入の徵収に関するものを、同条第四号に掲げる事務にあっては、国税訟務官の処理するものを除く。）
- 二 第四百八十九条第一項第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる事務**（国税訟務官及び国税徵収官の処理するものを除く。）
- 三 第四百九十三条に規定する事務**
- (国税徵収官)**
- 第四百九十八条** 徵収部を通じて国税徵収官千百十八人以内を置く。
- 2 国税徵収官**は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 引継ぎに係る滞納処分等の事務**
- 二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徵収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務**
- 三 保険料等に係る滞納処分等の事務**
- 四 第四百八十九条第一項第五号及び同条第二項に掲げる事務**
- 五 第四百九十条各号に掲げる事務**

第六目 調査査察部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部の内部組織

(調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等)

- 一 引継ぎに係る滞納処分等の事務**
- 二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徵収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務**
- 三 保険料等に係る滞納処分等の事務**
- (国税訟務官)**

- 2 国税訟務官**は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
- 一 第四百八十八条第二号、第四号、第八号及び第十号に掲げる事務**（同条第一号に掲げる事務にあっては、税外諸収入の徵収に関するものを、同条第四号に掲げる事務にあっては、国税訟務官の処理するものを除く。）

- 二 第四百八十九条第一項第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる事務**（国税訟務官及び国税徵収官の処理するものを除く。）

- 三 第四百九十三条に規定する事務**

(国税徵収官)

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
札幌国税局	調査査察部	一人	四人	四人	三人	三人
仙台国税局	調査査察部	一人	五人	五人	四人	四人
関東信越国税局	調査査察部	一人	七人	七人	六人	八人
東京国税局	調査第一部	三十五人	十六人	十六人	八人	八人
金沢国税局	調査第二部	一	七人	七人	一	一
名古屋国税局	調査第三部	一	十六人	十六人	一	一
大阪国税局	調査第四部	一	一	一	一	一
広島国税局	調査第一部	十二人	十一人	十一人	八人	八人
高松国税局	調査第二部	四人	五人	五人	四人	四人
福岡国税局	調査第三部	一人	三人	三人	二人	二人
熊本国税局	調査第四部	一人	五人	五人	三人	三人
合計	五十九人	百十九人	二十一人	三十一人	八十八人	三十三人

(調査管理課の所掌事務)

第五百条

関東信越国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際調査課並びに特別國税調査官及び統括國税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。
- 二 國税調査官の訓練に関すること（國際調査課の所掌に属するものを除く。）。

2 東京国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際調査管理課、國際調査課、事前確認審査課及び調査開発課並びに特別國税調査官及び統括國税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。
- 二 調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部の事務運営の統一及び調整に関すること。

3 前二号に掲げるもののほか、調査第一部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

4 大阪国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際調査管理課、國際調査課及び調査開発課並びに特別國税調査官及び統括國税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。
- 二 國税調査官の訓練に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

5 札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第五百四十四条各号に掲げる事務に關する調査の方針及び計画の企画及び立案に関すること。
- 二 第五百四十四条第二号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして國税局長が特別の調査を行う必要があると認めた特定事項に關する調査に関すること。
- 三 国税調査官の訓練に關すること。
- 四 第五百二一条各号に掲げる事務

(広域情報管理課の所掌事務)

第五百条の二 広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあつては、國際調査管理課、國際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあつては、國際調査管理課、國際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（法人税法第二条第十二条の七の二に規定する通算法人に係るもの、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十六条号に規定する連結申告法人に係るもの及び国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務の総括に関すること。
- 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項についての調査又は検査に関すること。
- 三 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
- 四 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項についての調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
- 五 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項についての調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
- （調査総括課の所掌事務）
- 第五百一条** 関東信越国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に係ること（国際調査課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、調査第二部、調査第三部又は調査第四部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- 2 東京国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に係ること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、調査第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- 3 名古屋国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に係ること（広域情報管理課及び国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
- 4 大阪国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に係すること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、調査第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- （調査審理課の所掌事務）
- 第五百二条** 調査審理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる調査又は検査の結果の審理に関する事務。
 - 二 第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に係る不服申立て及び訴訟に関する事務。
 - 三 前二号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項についての調査又は検査に関する事務。
- （国際調査管理課の所掌事務）
- 第五百三条** 東京国税局及び大阪国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国際調査課及び事前確認審査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務。
 - 二 海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関する事務。
- 2 名古屋国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国際調査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務。
 - 二 海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関する事務。
- （国際調査課の所掌事務）
- 第五百四条** 関東信越国税局の国際調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務。
 - 二 特別国税調査官及び統括国税調査官の行う調査又は検査のうち海外取引に係るものに限る。
 - 三 第五百十四条第一号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務。
 - 四 第五百十四条第二号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が認めたものに係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務。
 - 五 海外取引に関する調査技術の開発に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務。
 - 六 海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関する事務。

2 東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の国際調査課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課及び事前確認審査課、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 特別国税調査官及び統括国税調査官の行う調査又は検査のうち海外取引に係るものとの指導並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

二 第五百四十四条第一号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。

三 第五百十四条第二号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査を行いう必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。

四 海外取引に関する調査技法の開発に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務

第五百四条の二 事前確認審査課は、租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引及びこれに準ずるものとして国税局長が認めたものに係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百五条 調査開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特別国税調査官及び統括国税調査官の行う調査又は検査のうち電子計算組織による企業会計処理（以下「機械化会計」という。）に係るものとの指導並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務

二 第五百十四条第一号に掲げる事務のうち機械化会計に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務

三 国及び法人税法第二条第五号に規定する公共法人（地方公共団体にあっては、都道府県に限る。）についての消費税の課税標準の調査及び消費税に関する検査のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務

四 機械化会計に関する調査技法の開発に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関する事務

五 機械化会計に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関する事務

第五百六条 削除

（調査管理課の所掌事務）

第五百七条 関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百十六条第一項各号に掲げる事務に関する犯則事件の調査及び処分の方針及び計画の企画及び立案に関する事務

二 国税調査官の訓練に関する事務（東京国税局にあっては、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課、大阪国税局にあっては、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課の所掌に属するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、調査部（関東信越国税局にあっては、調査部とする。）の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務

2 札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事務

二 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに限る。次条及び第五百十条において同じ。）の結果の審理に関する事務

三 次条第一項第二号に掲げる事務

四 前三号に掲げるもののほか、調査査察部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務

（調査総括第一課及び調査総括第二課の所掌事務）

第五百八条 調査総括第一課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、調査管理課、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課、大阪国税局にあっては、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

二 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

3 東京国税局及び大阪国税局の調査総括第二課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、調査管理課、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課、大阪国税局にあっては、調査部、調査開発課、調査情報戦略課及び調査国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 前項第一号に掲げる事務

二 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分の結果の審理に関する事務

三 第一項第二号に掲げる事務

（調査広域課の所掌事務）

第五百八条の二 調査広域課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務のうち広域取引に係るものとの指導並びにこれに必要な資料及び情報の収集及び整理に関する事務

二 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務に関する広域取引に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(資料情報課の所掌事務)

第五百九条 資料情報課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、査察開発課、査察情報課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分に関する必要な経済調査に関すること。

二 第五百十五条に規定する事務のうち第五百十六条第一項第二号に掲げる事務に係るもの運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

三 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(査察審理課の所掌事務)

第五百十条 査察審理課は、次に掲げる事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分の結果の審理に関すること。

二 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(査察開発課の所掌事務)

第五百十一条 東京国税局の査察開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務のうち機械化会計に係るもの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分に関する事務

二 第五百十六条第一項第一号に掲げる事務に関する機械化会計に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関する事務

三 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(査察情報戦略課の所掌事務)

第五百十二条 査察情報戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務のうち機械化会計に係るもの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分並びに資料及び情報の収集及び整理に関する事務

二 第五百十六条第一項第二号に掲げる事務に関する海外取引に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関する事務

三 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(査察国際課の所掌事務)

第五百十三条 査察国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五百十六条第一項各号に掲げる事務のうち海外取引に係るもの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分並びに資料及び情報の収集及び整理に関する事務

二 第五百十六条第一項各号に掲げる事務に関する海外取引に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関する事務

三 国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

(特別国税調査官の職務)

第五百十四条 特別国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するものに係るもの（東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、査察管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査総括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。）を分掌する。

一 第五百十六条第一項各号に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、査察管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査総括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

二 所得その他の内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係ること。

三 資産再評価法（昭和二十五年法律第二百十号）に基づく再評価額等及び資産再評価法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十四号）附則第四項に規定する旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第二百四十二号）に基づく再評価限度額等の更正又は決定に関する事務

(情報企画分析官の職務)

第五百十四条の二 情報企画分析官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第五百条の二各号に掲げる資料及び情報の収集、整理及び分析に関する事務のうち総合的な事項に関すること。
- 二 前号に掲げる事務に関する調査の企画に関すること。

第五百五十五条 特別国税検察官は、命を受けて、国税局長が必要があると認めた特に重要な事項に係る次条第一項各号に掲げる事務を分掌する。

(統括国税検察官の職務)

- 第五百五十六条** 検察部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査検察部の統括国税検察官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、検察管理課、検察総括第一課、検察総括第二課、検察広域課、資料情報課、検察審理課、検察開発課、検察情報戦略課、検察国際課及び特別国税検察官、大阪国税局にあっては、検察管理課、検察総括第一課、検察総括第二課、資料情報課及び特別国税検察官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、検察管理課及び特別国税検察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- 一 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分並びに外国の犯則事件に関する外国との租税に関する協定の実施のために行う調査で、令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに関すること。
- 二 国税通則法第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分並びに外国の犯則事件に関する外国との租税に関する協定の実施のために行う調査をするために必要な資料及び情報の収集及び整理に関すること。
- 三 金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の統括国税検察官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務（特別国税検察官の所掌に属するものを除く。）及び検察部の所掌事務で他の所掌に属しないものを分掌する。

(国税検察官)

- 第五百五十七条** 調査検察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査第一部とする。）を通じて国税検察官二千七百八十八人以内を置く。
- 2 国税検察官は、命を受けて、第五百二十二条第一号並びに第五百四十四条各号に掲げる事務を処理する。

第二款 沖縄国税事務所

(次長)

- 第五百五十八条** 沖縄国税事務所に、次長三人を置く。
- 2 次長は、所長を助け、沖縄国税事務所の事務を整理する。

(沖縄国税事務所に置く課等)

- 第五百五十九条** 沖縄国税事務所に、次に掲げる課並びに統括国税管理官及び統括国税徵収官それぞれ一人を置く。

人事課	会計課	情報システム課	課税総括課	個人課税課	資産課税課	法人課税課	間税課	徴収課	資料調査課	調査課	査察課
-----	-----	---------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-----	-----

(総務課の所掌事務)

第五百六十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 沖縄国税事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 沖縄国税事務所及び税務署の保有する情報の公開に関すること。

五 沖縄国税事務所及び税務署の保有する個人情報の保護に関すること。

六 沖縄国税事務所及び税務署の機構及び定員に関すること。

七 税理士制度の運営に関すること。

八 納税環境の整備に関する事務の総括に関すること。

九 沖縄国税事務所及び税務署の事務能率の増進に関すること。

十 沖縄国税事務所の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十一 税務大学校地方研修所との連絡に関すること。

十二 管内地方情勢の調査に関すること。

十三 沖縄国税事務所の所掌に関する長期的な運営方針に関すること。

十四 第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

十五 沖縄国税事務所の所掌に関する統計及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供に関すること。

十六 沖縄国税事務所の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。

十七 沖縄国税事務所の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関すること。

十八 広報（税務に関する広聴を除く。）に関する事務の総括に関すること。

十九 税務に関する広聴の総括に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、沖縄国税事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課の所掌事務）

五百二十二条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

五百二十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（人事課の所掌事務）

五百二十二条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 六 所得税、法人税、地方法人税、相続税等、消費税及び印紙税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の所得の金額、事業の規模及び態様又は取得した財産の価額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する調査及び検査に関すること（前号に掲げるものを除く。）。
- 七 前三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。
- 八 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に係る事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。
- 九 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。
- 十 前各号に掲げるもののほか、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 第五百一十六条** 個人課税課は、第四百六十九条各号に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 第五百一十七条** 資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 第四百七十条第一項各号及び第四百七十二条第一号に掲げる事務（個人課税課の所掌事務）
- 二 土地評価審議会の庶務に関すること。
- （法人課税課の所掌事務）**
- 第五百一十八条** 法人課税課は、第四百七十二条第一号から第六号までに掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- （間税課の所掌事務）**
- 第五百一十九条** 間税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 消費税の賦課に関する事務のうち、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関すること）。
- 二 たばこ税等及び酒税の賦課に関する事務のうち、たばこ税等及び酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）。
- 三 たばこ税等及び酒税の課税標準の調査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）。
- 四 たばこ税等及び酒税の課税標準の調査並びにたばこ税等及び酒税に関する検査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び前号に掲げるものを除く。）で、当該調査及び検査の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。
- 五 酒税の賦課に関する法令の適用に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るもの除外）。
- 六 たばこ税等及び酒税の課税標準の調査並びにたばこ税等及び酒税に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務で、財務省令で別に定めるものに係るもの除外。
- 七 第三号、第四号及び前号に掲げる事務に係るたばこ税等並びに酒税の賦課に関する不服申立てに関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るもの除外）。
- 八 たばこ税等及び酒税の賦課に関する訴訟に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るもの除外）。
- 九 印紙の模造の取締りを行うこと。
- 十 間接国税課税物件の分析及び鑑定その他の間接国税の賦課に関する技術的事項に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るもの除外）。
- 十一 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。
- 十二 釀造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関する事務。
- 十三 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する事務。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務並びに酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事務（酒税の賦課に関する事務のうち、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務並びに酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに係るもの除外）。
- （資料調査課の所掌事務）**
- 第五百三十条** 資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 所得税、法人税、地方法人税、相続税等及び消費税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、沖縄国税事務所長が必要があると認めた特定事項に係る事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務。
- 二 所得税、法人税、地方法人税、相続税等及び消費税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの並びに第四百六十九条第一号、第四百七十条第一項第二号、第四百七十二条第二号及び前号に掲げるものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の所得の金額、事業の規模及び態様又は取得した財産の価額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する調査及び検査に関する事務。
- 三 印紙税の課税標準の調査及び印紙税に関する検査で、前二号に掲げる事務に伴い沖縄国税事務所長が必要があると認めた事項に関する調査及び検査に関する事務。

四 前三号に掲げる事務に係る不服申立てに關すること。

五 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に關する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に關するものを除く。）に關する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に關すること。

六 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に關する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に關するものを除く。）で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

第五百三十二条 徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徵收官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 内国税の徵収に関する事務の指導及び監督並びに沖縄国税事務所の所掌に係る税外諸収入の徵収に關すること（支出済となつた歳出の返納金の徵収に關することを除く。）。
- 二 内国税の徵収に関する事務の指導及び監督並びに内国税の滞納処分に必要な検査及び監査に關すること。
- 三 内国税の徵収に関する不服申立て及び訴訟に關すること。
- 四 内国税収入の概算に關すること。
- 五 内国税の還付に關すること。
- 六 納税時蓄組合に關すること。
- 七 紳士の組合に關すること。
- 八 国税通則法第四十三条第三項の規定により沖縄国税事務所長が引継ぎを受けた相続税及び贈与税の延納並びに相続税の物納に關すること。
- 九 内国税の滞納処分及び納税の猶予に必要な調査及び検査並びに内国税の滞納処分に必要な搜査に關する事務の指導及び監督に關すること。
- 十 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に關する法律に基づく更生事件に關すること。
- 十一 訴訟（内国税の滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。）に係る滞納処分の執行に關すること。
- 十二 第五百六十五条に規定する第五百五十二条第一項第一号に掲げる事務のうち、滞納者の滞納金額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた催告に關すること。
- 十三 内国税の賦課に關する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に關するもの以外のものに關すること。
- 十四 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の徵収（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国の租税に關する報告事項の管理に關すること。
- 十五 物価統制令第二十条に規定する割増金の徵収に關すること。
- 十六 保険料等の徵収に關すること。

（調査課の所掌事務）

第五百三十二条 調査課は、第五百二条各号及び第五百十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（査察課の所掌事務）

第五百三十三条 査察課は、第五百十六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（統括国税管理官の職務）

第五百三十四条 統括国税管理官は、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に關する事務をつかさどる。

（統括国税徵收官の職務）

第五百三十五条 統括国税徵收官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 引継ぎに係る滞納処分等の事務
- 二 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の徵収に關する事務のうち、調査に關する事務及び外国の租税に關する滞納処分等の事務
- 三 保険料等に係る滞納処分等の事務

（税務相談官）

第五百三十六条 沖縄国税事務所に、税務相談官五人以内を置く。

- 2 税務相談官は、命を受けて、税務一般に關する相談及び苦情に關する事務（納税者支援調整官の所掌に属するものを除く。）を處理する。

（納税者支援調整官）

第五百三十六条の二 沖縄国税事務所に、納税者支援調整官一人を置く。

（審理官）

第五百三十六条の三 沖縄国税事務所に、審理官一人を置く。

（審理官）

第五百三十六条の二 沖縄国税事務所に、納税者支援調整官一人を置く。

（企画調整官）

第五百三十六条の四 沖縄国税事務所に、企画調整官一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、第五百二十二条第十三号から第十七号までに掲げる事務のうち沖縄国税事務所長の指定するものを処理する。
 (国税広報広聴官)

第五百三十七条 沖縄国税事務所に、国税広報広聴官一人を置く。

2 国税広報広聴官は、命を受けて、第五百二十二条第十八号及び第十九号に掲げる事務のうち沖縄国税事務所長の指定するものを処理する。
 (国税訟務官)

第五百三十八条 沖縄国税事務所に、国税訟務官二人以内を置く。

2 国税訟務官は、命を受けて、第四百七十六条並びに第四百九十二条第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる事務を処理する。
 (鑑定官)

第五百三十九条 間税課に、鑑定官三人以内を置く。

2 鑑定官は、命を受けて、第五百二十九条第十号、第十一号(技術的事項に関するものに限る)及び第十二号に掲げる事務を分掌する。
 (酒類業調整官)

第五百三十九条の二 沖縄国税事務所に、酒類業調整官一人を置く。

2 酒類業調整官は、命を受けて、第五百二十二条第十一号及び第十三号に掲げる事務のうち沖縄国税事務所長が指定するものを処理する。
 (主任国税管理官)

第五百三十九条の三 沖縄国税事務所に、主任国税管理官十人以内を置く。

2 主任国税管理官は、命を受けて、第五百二十二条第十四号に掲げる事務を処理し、及び国税管理官の行う事務を総括する。
 (国税管理官)

第五百三十九条の四 沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十八人以内を置く。

2 国税管理官は、命を受けて、第五百二十二条第十四号に掲げる事務を処理する。
 (国税実査官)

第五百四十条 課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十三人以内を、徵收課に、国税実査官二十人以内を置く。

2 課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 第五百二十五条第三号から第九号までに規定する事務

二 第五百二十六条に規定する第四百六十九条第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

三 第五百二十七条に規定する第四百七十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項に掲げる事務

四 第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務

五 第五百二十九条第三号、第四号、第七号(国税調査官の処理するものを除く)及び第九号に掲げる事務

六 第五百三十条各号に掲げる事務

3 徵收課の国税実査官は、命を受けて、第五百三十二条第二号、第四号、第八号、第十四号及び第十六号に掲げる事務(同条第二号に掲げる事務にあっては、税外諸収入の徵收に関するものを、同条第四号、第十四号及び第十六号に掲げる事務にあっては、国税訟務官及び国税徵收官の処理するものを除く)を処理する。
 (国税調査官)

第五百四十二条 徵收課に、国税徵收官三十五人以内を置く。

2 国税徵收官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一 引継ぎに係る滞納処分等の事務

二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徵收に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務

三 保険料等に係る滞納処分等の事務

四 第五百三十二条第十二号及び第十三号に掲げる事務
 (国税調査官)

第五百四十三条 審査課に、国税調査官四十七人以内を置く。

2 国税調査官は、命を受けて、第五百十六条第一項各号に掲げる事務を処理する。

第三款 税務署

第一目 国税局の管轄区域内に置かれる税務署
(名称、位置及び管轄区域)

第五百四十四条 税務署の名称、位置及び管轄区域は、別表第九のとおりとする。

第五百四十五条 税務署は、国税局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

(税務署の所掌事務)

- 一 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- 二 税理士制度の運営に関すること。
- 三 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。)。
- 四 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 五 印紙の模造の取締りを行うこと。
- 六 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、税務署に属させられた事務

(副署長)

第五百四十六条 各税務署を通じて副署長四百九十人以内を置く。

- 3 2 副署長は、税務署長を助け、税務署の事務を整理する。
- 3 2 副署長を置く税務署は、国税庁長官が定める。

(税務署に置く課等)

第五百四十七条 税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

5 3 2 税務広報広聴官を置かない税務署にあっては、第五百四十九条に規定する事務は、総務課においてつかさどる。

5 3 2 統括国税徴収官を置かない税務署にあっては、第五百五十二条に規定する事務は、総務課においてつかさどる。

5 4 3 酒類指導官を置かない税務署にあっては、第五百五十四条に規定する事務は、統括国税調査官が分掌する。

5 4 3 税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百四十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて千十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて一千五百十一人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて三百三十一人以内とする。

(総務課の所掌事務)

第五百四十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税務署の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 三 税務署の保有する情報の公開に関する事務。
- 四 税務署の保有する個人情報の保護に関する事務。
- 五 税理士制度の運営に関する事務。
- 六 税務署の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。
- 七 稽査の実施に関する事務。
- 八 稽査の実施に関する事務。
- 九 稽査の実施に関する事務。
- 十 稽査の実施に関する事務。
- 十一 稽査の実施に関する事務。
- 十二 稽査の実施に関する事務。
- 十三 稽査の実施に関する事務。
- 十四 稽査の実施に関する事務。
- 十五 稽査の実施に関する事務。
- 十六 稽査の実施に関する事務。
- 十七 稽査の実施に関する事務。
- 一 広報(税務に関する広聴を除く。)に関する事務。

(税務広報広聴官の職務)

第五百四十九条 税務広報広聴官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

二 税務に関する広聴の総括に関すること。

(特別国税徴収官の職務)

第五百五十条 特別国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務のうち税務署長の指定するものを分掌する。

(特別国税調査官の職務)

第五百五十二条 特別国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第五百五十三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務のうち個人及び法人を通じた調査を要すると認められる個人若しくは法人で税務署長の指定するものに関すること。
- 二 第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事務のうち多額の資産若しくは所得を有すると認められる個人、特に多額の土地等を有すると認められる個人若しくは法人、多額の資産を譲渡したと認められる個人又は特に大規模な組織を有する法人、源泉徴収義務者、事業者若しくは製造場等で、税務署長の指定するものに関すること。
- 三 第四百七条第二項に規定する財産の評価に関する事務のうち重要なものに関すること。
- 四 第五百五十三条第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要なものに関すること。
- 五 前三号に掲げるもののほか、税務署長が特に必要があると認めた内国税に関する事項に係る第五百五十三条第一号から第四号までに掲げる事務
(統括国税徴収官の職務)

第五百五十二条 統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務(特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一 内国税の徴収に関する事務の管理に関すること。

二 内国税の還付に関する事務の管理に関すること。

三 内国税の徴収に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

四 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

五 納税時蓄組合に関すること。

六 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関する事務の管理に関すること。

七 税務署の所掌に係る税外諸収入の徴収に関すること。

八 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

九 物価統制令第二十条に規定する割増金の徴収に関すること。

十 保険料等の徴収に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事務のうち国税庁長官の定めるものについては、総務課において行わせることができる。

(統括国税調査官の職務)

第五百五十三条 統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務(特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

二 内国税の課税標準の調査及び内国税に関する検査に関する検査に関する事務の管理に関すること。

三 内国税の犯則事件の調査及び処分に関する事務の管理に関すること。

四 内国税の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の管理に関すること。

五 内国税の賦課に関する資料及び情報の収集に関する事務の管理に関すること。

六 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務の管理に関すること。

七 印紙の模造の取締りを行うこと。
(酒類指導官の職務)

第五百五十四条 酒類指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務の管理に関すること。

二 酒税の課税標準の調査及び酒税に関する検査に関する検査に関する事務の管理に関すること。

三 酒税の犯則事件の調査及び処分に関する事務の管理に関すること。

四 酒税の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の管理に関すること。

五 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。)。

六 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する事務の管理に関する事務の管理に関すること。

(国税徴収官)

第五百五十五条 各税務署を通じて国税徴収官六千二百七十二人以内を置く。

2 国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務を処理する。

(国税調査官)
第五百五十六条 各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八十七人以内を置く。

2 国税調査官は、命を受けて、第五百五十三条各号及び第五百五十四条各号に掲げる事務を処理する。

第二百五十七条 (税務署の所掌事務)

冲縄国税事務所の管轄区域内に置かれる税務署

(名称、位置及び管轄区域) 第二百五十七条 税務署の名称、位置及び管轄区域は、別表第十のとおりとする。

第五百五十八条 (税務署の所掌事務)

税務署は、沖縄国税事務所の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一 内国税の賦課及び徴収に関すること。

二 税理士制度の運営に関すること。

三 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。)。

四 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

五 印紙の模造の取締りを行うこと。

六 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、税務署に属させられた事務

第五百五十九条 (副署長)

各税務署を通じて副署長三人以内を置く。

2 副署長は、税務署長を助け、税務署の事務を整理する。

3 副署長を置く税務署は、国税庁長官が定める。

(税務署に置く課等)

第五百六十条 (税務署の所掌事務)

税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

2 税務広報広聴官を置かない税務署にあっては、第五百六十二条に規定する事務は、総務課においてつかさどる。

3 統括国税徴収官を置かない税務署にあっては、第五百六十五条に規定する事務は、総務課においてつかさどる。

4 酒類指導官を置かない税務署にあっては、第五百六十七条に規定する事務は、統括国税調査官が分掌する。

5 税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十二人以内とし、統括国税

徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて三十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

(総務課の所掌事務)

第五百六十二条 (税務課)

総務課は、第五百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

第五百六十三条 (税務広報広聴官の職務)

税務広報広聴官は、命を受けて、第五百四十九条各号に掲げる事務を分掌する。

第五百六十四条 (特別国税徴収官の職務)

特別国税徴収官は、命を受けて、第五百五十条に規定する事務を分掌する。

第五百六十五条 (特別国税徴収官の職務)

特別国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務(特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

第五百六十六条 (統括国税調査官の職務)

統括国税調査官は、命を受けて、第五百五十三条各号に掲げる事務(特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

第五百六十七条 (酒類指導官の職務)

酒類指導官は、命を受けて、第五百五十四条各号に掲げる事務を分掌する。

第五百六十八条 (国税徴収官の職務)

国税徴収官は、命を受けて、第五百五十五条に規定する第五百五十二条第一項各号に掲げる事務を処理する。

第五百六十九条 (国税調査官)

国税調査官は、命を受けて、第五百六十六条规定する第五百五十三条各号及び第五百六十七条に規定する第五百五十四条各号に掲げる事務を処理する。

2 国税調査官は、命を受けて、第五百六十六条规定する第五百五十三条各号及び第五百六十七条に規定する第五百五十四条各号に掲げる事務を処理する。

- 15 統括金融証券検査官は、第二百二十七条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査の実施に関する事務（特別金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- 16 （財務事務所財務課の所掌事務の特例）
財務事務所財務課は、第二百五十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、株式会社日本政策投資銀行法附則第二十二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二十二の項に規定する登記又は登録に関する必要な手続に関する事務をつかさどる。
- 17 監視部は、第二百六十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十一年法律第四十三号）がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- 18 統括監視官は、第二百九十二条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- 19 特別監視官（税関の監視部統括監視官の職務の特例）
税関の監視部統括監視官の職務の特例
特別監視官は、第二百九十三条に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、前項に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。
- 20 保税地域監督官（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）
保税地域監督官は、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。
- 21 各税関を通じて監視部に、当分の間、特定貨物検査官八人以内を置く。
（税関の監視部特定貨物検査官）
- 22 前項の特定貨物検査官は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務のうち、税関長の指定するものを処理する。
- 23 上席監視官（税関の監視部上席監視官の職務の特例）
上席監視官は、第二百九十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第十八項及び附則第十九項に規定する事務を処理する。
- 24 上席監視官（税関の監視部上席監視官の職務の特例）
上席監視官は、第二百九十九条第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十項に規定する事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。
- 25 上席調査官（税関の監視部上席調査官の職務の特例）
上席調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十項に規定する事務を処理する。
- 26 調査官（税関の監視部監視官の職務の特例）
調査官は、第二百九十九条第三項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十項に規定する事務を処理する。
- 27 税関支署（税関の監視部税関支署の所掌事務の特例）
税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、第三百四十三条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。
- 28 税関監視署（税関の監視部税関監視署の所掌事務の特例）
税関監視署及び税関支署監視署は、第三百四十三条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。
- 29 税關長（税關の監視部税關長の職務の特例）
税關長は、税關監視署又は税關支署監視署を指定して、第三百四十三条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を行わせることができる。
- 30 沖縄地区税關の監視部（沖縄地区税關の監視部の所掌事務の特例）
沖縄地区税關の監視部は、第三百四十六条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。
- 31 沖縄地区税關の監視部統括監視官（沖縄地区税關の監視部統括監視官の職務の特例）
沖縄地区税關の監視部統括監視官は、第三百六十一条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」とする。

44 当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税並びに」と、同第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「地方法人税及び復興特別法人税並びに」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税」と、第四百四十七条第十一号、第四百六十八条第一項第三号及び第四号、第四百六十八条の二第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百三十一条第一号及び第二号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

45 (国税庁の調査査察部調査課の所掌事務の特例) 国税庁の調査査察部調査課は、第四百二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、法人税の賦課に関する法令の解釈及び適用に関する事務のうち法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の承認等に係るものに関する事務をつかさどる。

附 則 (平成一一年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号) この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一九日財務省令第五号) この省令は、平成十三年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月八日財務省令第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三一日財務省令第三八号) 2 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

改正後の財務省組織規則別表第九浜松東の項の規定は、平成十三年三月一日から適用する。

附 則 (平成一三年五月一日財務省令第四三号) 2 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中財務省組織規則第一百九十六条第二十二条及び第二百十八条第一項第十二号の改正規定は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日財務省令第四七号) 抄

1 この省令は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第四百六十六条」を「第四百六十六条の二」に改める部分、第三百九十六条、第四百十五条、第四百十一条、第四百一条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百五十条、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百六十一条及び第四百六十六条の改正規定、第二章第二節第一款第三目中第四百六十六条の次に一条を加える改正規定、第四百六十七条、第四百六十八条、第四百七十二条、第四百七十三条、第四百八十条、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十七条から第四百九十九条まで、第五百七条から第五百九条まで、第五百一十六条から第五百一十八条まで、第五百一十五条、第五百五十五条、第五百五十六条及び第五百六十条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は、同年七月十日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一〇日財務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一日財務省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一一日財務省令第六六号)

この省令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の施行の日(平成十四年一月四日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一一日財務省令第三号)

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月一日財務省令第四号)

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

(施行期日) 2 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日財務省令第一七号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、附則第八項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日財務省令第二四号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日財務省令第一号)

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。ただし、第四百五条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十六条、第四百六十六条の二、第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定、第四百六十九条、第四百七十二条から第四百七十四条まで及び第四百七十六条の改正規定、

第四百七十七条の次に一条を加える改正規定、第四百八十二条、第四百八十五条、第四百九十条、第四百九十八条、第五百一十七条、第五百一十八条、第五百二十六条から第五百二十八条まで及び第五百三十六条の改正規定、第五百三十六条の次に一条を加える改正規定並びに第五百四十条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十八条及び第五百六十九条の改正規定は、同年七月十日から施行する。

附 則（平成一四年一月一日財務省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月六日財務省令第五九号）

この省令は、平成十四年十二月七日から施行する。ただし、第八条、第三十二条、第一百九十条、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十五条、第二百二十七条、

第二百二十九条、第二百三十二条及び附則第九項の改正規定は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年二月一八日財務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年二月三日財務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第二三号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第三門司の項の改正規定、別表第九徳山の項の改正規定及び同表光の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第三四号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第四四号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第四五号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第四六号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第六三号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日財務省令第五五号）抄

この省令は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月三〇日財務省令第六三号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月三〇日財務省令第七五号）抄

この省令は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一日財務省令第七三号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日財務省令第七五号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日財務省令第七三号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日財務省令第七五号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日財務省令第七五号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日財務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日財務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日財務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一日財務省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日財務省令第四〇号)

この省令は、平成十六年二月一日から施行する。ただし、別表第九相川の項、金沢の項、三国の項及び高山の項の改正規定中「益田郡」を「下呂市」に改める部分並びに同表関の項、吉田の項、壱岐の項及び厳原の項の改正規定は、平成十六年三月一日から、同表天草の項の改正規定は、同年三月三十日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二三日財務省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日財務省令第九号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、別表第三八代の項の改正規定は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月三〇日財務省令第四七号)

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日財務省令第四一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月三〇日財務省令第四八号)

(施行期日)抄

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日財務省令第五〇号)

抄

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三百八十七条を削る改正規定、第三百八十六条を改め、同条を第三百八十七条とする改正規定、第三百八十五条を改め、同条を第三百八十六条とする改正規定、第三百八十四条を第三百八十五条とし、第三百八十三条を第三百八十四条とする改正規定、第三百八十二条を改め、同条を第三百八十三条とする改正規定、第三百八十二条の次に一条を加える改正規定、第三百八十八条を削り、第三百八十九条を第三百八十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第四百六条、第四百十条、第四百十二条、第四百十三条、第四百六十六条の二、第四百六十七条、第四百七十条、第四百七十四条、第四百八十九条、第四百九十四条、第四百九十七条から第四百九十九条まで、第五百条の二、第五百八条、第五百六十条から第五百八十九条まで、第五百一十八条まで、第五百二十七条、第五百三十条及び第五百三十二条の改正規定、第五百三十九条の次に一条を加える改正規定、第五百四十条から第五百四十二条まで、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十条及び第五百六十八条の改正規定並びに附則第二項、第三項及び第四項の改正規定は、平成十六年七月十日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二一日財務省令第五九号)

抄

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、別表第三松山の項及び別表第九松山の項の改正規定は、平成十六年十月十二日から、別表第九太田の項の改正規定は、平成十六年十月十六日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日財務省令第六一号)

抄

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一日財務省令第六八号)

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二七日財務省令第七六号)

抄

この省令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日財務省令第七七号)

抄

この省令は、平成十六年十二月三十日から施行する。ただし、別表第三松山の項並びに別表第九大田原の項、川越の項、所沢の項、糸魚川の項、高田の項、長野の項、津の項、松阪の項、今津の項、松山の項、大洲の項、大分の項、白杵の項及び三重の項の改正規定は、平成十七年一月一日から、別表第四函館の項並びに別表第九秋田南の項、鈴鹿の項及び洲本の項の改正規定は、平成十七年一月十一日から、別表第三尾道糸崎の項及び今治の項の改正規定は、平成十七年一月十五日から、別表第三宇土の項の改正規定は、平成十七年一月十五日から、別表第三掛川の項の改正規定は、平成十七年一月十六日から、別表第九掛川の項の改正規定は、平成十七年一月十七日から、同表太田の項の改正規定は、平成十七年一月二十一日から、別表第三博多の項及び別表第九香椎の項の改正規定は、平成十七年一月二十四日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一日財務省令第二号)

抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九久留米の項及び大川の項の改正規定は、平成十七年二月五日から、別表第二吳の項並びに別表第三吳の項及び尾道糸崎の項の改正規定中「世羅郡・沼隈郡」を「世羅郡」に改める部分並びに別表第九關の項、竹原の項、三原の項及び西条の項の改正規定は、平成十七年二月七日から、別表第三青森の項及び八代の項並びに別表第九五所川原の項、彦根の項、近江八幡の項、阿蘇の項及び熊本東の項の改正規定中「上益城郡」の下に「(阿蘇税務署管内の地域を除く。)」を加える部分は、平成十七年二月十一日から、別表第二下関の項並びに別表第三下関の項並びに別表第九大月の項、中津川の項、下関の項及び長門の項の改正規定は、平成十七年二月十三日から、別表第九長浜の項の改正規定は、平成十七年二月十四日から、別表第二百六十八条、第二百七十七条、第二百八十七条、第二百八十八条、第三百三条、第三百四十三条及び別表第三名古屋空港の項の改正規定は、平成十七年二月十七日から、別表第九岩国

項及び柳井の項の改正規定は、平成十七年二月二十一日から、別表第九佐野の項の改正規定及び熊本東の項の改正規定中「江津二丁目」を「から江津四丁目まで、画図東一丁目、画図東二丁目」に改め、「三郎二丁目」の下に「下江津一丁目から下江津八丁目まで」を加える部分は、平成十七年二月二十八日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日財務省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九佐野の項の改正規定は、平成十七年三月三日から、別表第三宇野の項及び別表第九瀬戸の項の改正規定は、平成十七年三月七日から、同表糸魚川の項の改正規定は、平成十七年三月十九日から施行する。

附 則 (平成一七年三月八日財務省令第二五号)

この省令は、平成十七年三月二十日から施行する。ただし、別表第四東京の項並びに別表第九新潟の項、新発田の項、新津の項及び巻の項の改正規定は、平成十七年三月二十一日から、別表第二下関の項並びに別表第三境の項、宇野の項の改正規定中「和気郡・児島郡」を「和気郡」に改める部分、広島の項の改正規定中「広島市」を「広島市・三原市のうち本郷町上北方、本郷町下北方、本郷町善入寺、本郷町船木、本郷町本郷、本郷町南方」に改める部分、「豊田郡のうち本郷町」を削る部分、呉の項の改正規定中「本郷町・瀬戸田町」を「瀬戸田町」に改める部分、尾道糸崎の項の改正規定中「三原市」の下に「(本郷町上北方、本郷町下北方、本郷町善入寺、本郷町船木、本郷町本郷、本郷町南方)」に改める部分、「豊田郡のうち本郷町」を削る部分、呉の項の改正規定中「本郷町・瀬戸田町」を「瀬戸田町」に改める部分、「庄原市・賀茂郡」を「庄原市」に改める部分、下関の項及び宇部の項並びに別表第四神戸の項並びに別表第九秋田北の項、大曲の項、古河の項、岡山東の項、岡山西の項、児島の項、三原の項、宇部の項、長門の項、厚狭の項、丸龜の項、坂出の項及び日田の項の改正規定並びに尾道の項の改正規定中「因島市・御調郡」を「因島市」に改める部分は、平成十七年三月十二日から、別表第三尾道糸崎の項の改正規定中「豊田郡のうち瀬戸田町」に改める部分及び博多の項並びに別表第九土浦の項、下館の項、氏家の項、柏の項、大垣の項及び香椎の項の改正規定並びに尾道の項の改正規定中「赤磐市」を「赤磐市・真庭市・美作市」に改める部分は、平成十七年三月二十八日から、別表第三水島の項、宇野の項の改正規定中「赤磐市」を「赤磐市・真庭市・美作市」に改める部分及び尾道糸崎の項の改正規定中「甲奴郡・比婆郡」を削る部分並びに別表第九敦賀の項、小浜の項、津山の項、高梁の項、新見の項、久世の項、府中の項、庄原の項、宇佐の項及び三重の項の改正規定は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日財務省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九中村の項の改正規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日財務省令第四八号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表第九前橋の項及び桐生の項の改正規定は、平成十七年六月十三日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一日財務省令第五七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九玉島の項の改正規定は、平成十七年七月二日から、同表名古屋西の項の改正規定は、平成十七年七月七日から、第四百十条から第四百十三条まで、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百六十二条、第四百六十六条の二、第四百七十条、第四百七十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条から第五百条の二まで、第五百三条、第五百四十四条、第五百七条から第五百九条まで、第五百十三条、第五百二十四条、第五百六十六条から第五百八十八条まで、第五百二十七条、第五百三十条、第五百四十条から第五百四十二条まで、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五六六条及び第五百六十八条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は、平成十七年七月十日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一日財務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一日財務省令第六〇号)

この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一日財務省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九潮来の項の改正規定は、平成十七年九月二十日から施行する。

附 則 (平成一七年九月三〇日財務省令第七〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、別表第四及び別表第九卷の項の改正規定は同月十日から、別表第九潮来の項、島田の項、島原の項及び伊集院の項の改正規定は同月二十四日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月一日財務省令第八一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、別表第三及び別表第九廿日市の項の改正規定は平成十七年十一月三日から、別表第四並びに別表第九大野の項、粉河の項、知覧の項、伊集院の項及び加治木の項の改正規定は同年十二月五日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一日財務省令第八八号)

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、別表第九新津の項の改正規定中「朝日」を「あおば通一丁目、あおば通二丁目、朝日」に改める部分については公布の日から、同表会津若松の項及び喜多方の項の改正規定は平成十八年一月四日から、別表第三宇野の項、吳の項、福山の項及び坂出の項並びに別表第四福山税關支署因島出張所の項並びに別表第九宇都宮の項、栃木の項、竹原の項、三原の項、尾道の項、高松の項及び坂出の項の改正規定は同月二十三日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日財務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三戸畠の項並びに別表第九洲本の項及び直方の項の改正規定は平成十八年二月十一日から、別表第三大船渡の項並びに別表第九水沢の項、前橋の項、高崎の項、甲府の項及び山梨の項の改正規定は同月二十日から、別表第三八代の項及び別表第九菊池の項の改正規定は同月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一日財務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九小浜の項の改正規定は平成十八年三月三日から、同表北巨摩郡を削る部分は同月十五日から、同表高崎の項の改正規定は同月十八日から、同表水戸の項の改正規定中「西茨城郡」を削る部分は同月十九日から、別表第二名瀬の項の改正規定、別表第

三姫路の項の改正規定中「たつの市 加東郡」を「加東市 たつの市」に改める部分並びに同表博多の項及び三池の項の改正規定、別表第五の改正規定並びに別表第九田島の項、鹿沼の項、氏家の項、館山の項、三国の項、名古屋西の項、大津の項、社の項、須崎の項、中村の項、甘木の項、鳥栖の項及び大島の項の改正規定は同月二十日から、別表第二倉敷の項の改正規定、別表第三水島の項の改正規定及び別表第九玉島の項の改正規定は同月二十一日から、別表第二小樽の項の改正規定、別表第三札幌の項、小樽及び室蘭の項、留萌の項、成田の項並びに千葉の項の改正規定、同表姫路の項の改正規定中「加古郡 飾磨郡」を「加古郡」に改める部分及び「宍粟郡」を削る部分並びに別表第九室蘭の項及び八代の項の改正規定並びに別表第九室蘭の項及び岩見沢の項の改正規定、同表水戸の項の改正規定中「笠間市」を「笠間市 小美玉市（土浦税務署管内の地域を除く。）」に改める部分並びに同表土浦の項、前橋の項、桐生の項、館林の項、銚子の項、佐原の項、成田の項、東金の項、姫路の項、龍野の項、飯塚の項及び天草の項の改正規定は同月二十七日から、別表第三苦小牧の項及び佐世保の項の改正規定、別表第四の改正規定並びに別表第九浦河の項、成古川の項、佐世保の項、島原の項、平戸の項及び別府の項の改正規定は同月三十一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日財務省令第三一号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日財務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日財務省令第四〇号）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月一一日財務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は平成十八年六月二十六日から施行する。

附 則（平成一八年六月三〇日財務省令第四七号）抄

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百六十六条の二、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十九条から第五百十三条まで、第五百三十四条、第五百七十七条、第五百五十八条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は同月十日から施行する。

附 則（平成一八年八月一日財務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日財務省令第六二号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一四日財務省令第六七号）

この省令は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一〇日財務省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九二本松の項の改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二三日財務省令第七五号）

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年一月一九日財務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三宇野の項並びに別表第九岡山東、岡山西及び瀬戸の項の改正規定は、同月二十二日から、別表第三三池の項及び別表第九大牟田の項の改正規定は、同月二十九日から施行する。

附 則（平成一九年二月二日財務省令第三号）

この省令は、平成十九年二月五日から施行する。ただし、別表第九熊本東の項の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則（平成一九年三月九日財務省令第六号）抄

この省令は、平成十九年三月十一日から施行する。ただし、別表第三京都の項及び別表第九宇治の項の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二六号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二四号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二六号）抄

この省令は、平成十九年三月三十日から施行する。ただし、第三百九十三条、第四百十条、第四百十二条、第四百二十八条、第四百三十二条、第四百三十三条、第四百三十六条、第四百三十九条、第四百六十七条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十九条、第五百八条、第五百九十九条、第五百六十六条から第五百五十八条まで、第五百四十条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百四十九条、第五百五十六条及び第五百六十九条の改正規定並びに附則第二項及び附則第三項の改正規定は同月十日から施行する。

附 則（平成一九年七月二〇日財務省令第二二号）

この省令は、平成十九年七月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日財務省令第四八号)
(財務省組織規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日財務省令第四九号)
(施行期日)

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第二条 第十一条の規定による改正前の財務省組織規則第百九十六条第二十八号ヲ、第二百二十二条第一号レ、第二百二十七条第一項第三号ト、第二百五十三条第十七号ワ、第二百五十八条第一項第一号ワ及び第二百六十二条第十二号ヲの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第五七号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月一四日財務省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一一月三〇日財務省令第六〇号)
この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一九日財務省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月一日財務省令第四四号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月四日財務省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二一日財務省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二一日財務省令第一一号) 抄
(施行期日)

この省令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一〇年三月三一日財務省令第一九号)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一日財務省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月三〇日財務省令第四七号) 抄
(施行期日)

この省令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一〇年三月三一日財務省令第一九号)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一日財務省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月三〇日財務省令第四七号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
一 第一条並びに第二条中財務省組織規則第四百六条、第四百三十九条、第四百六十七条、第四百六十八条の二、第四百七十七条から第五百条の二まで、第五百三条、第五百四条、第五百十三条、第五百十四条、第五百五十七条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第二項の規定
平成二十年七月十日
二 第二条中財務省組織規則第二百十八条、第二百二十四条並びに第二百三十一条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第五項の改正規定
平成二十年七月十四日
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月四日財務省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日財務省令第六一号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月一四日財務省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月三一日財務省令第六八号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月一一日財務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百九十条の四第二項の改正規定は、平成二十年十二月十一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月二二日財務省令第八四号）抄

（施行期日）この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。

附 則（平成二十一年一二月二二日財務省令第八九号）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百八号）の施行の日（平成二十一年十二月三十一日）から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一月五日財務省令第一号）

この省令は、平成二十一年一月六日から施行する。

附 則（平成二十一年二月一日財務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三日財務省令第一一号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第九前橋の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三二日財務省令第二一号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三二日財務省令第二五号）抄

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年五月一日財務省令第三六号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第九前橋の項の改正規定は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則（平成二十一年五月二九日財務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年六月一日財務省令第三八号）

この省令は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則（平成二十一年六月二六日財務省令第四九号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二十一年六月一日財務省令第五〇号）

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第三条及び第十五条の改正規定は同月十日から施行する。

附 則（平成二十一年七月三日財務省令第五六号）

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二十一年六月三〇日財務省令第六〇号）

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第三条及び第十五条の改正規定は同月十日から施行する。

附 則（平成二十一年七月三日財務省令第六七号）

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二八日財務省令第六三号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月二六日財務省令第六七七号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月二八日財務省令第七七七号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月一一日財務省令第一号）

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月一日財務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月八日財務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九津島の項の改正規定は平成二十二年三月二十二日から、別表第二東海の項、別表第三三池の項並びに別表第九行田の項、浜松西の項、富士の項、熊本西の項、山鹿の項、宇土の項、宮崎の項及び加治木の項の改正規定は同月二十三日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三一日財務省令第二五号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第九長岡の項、小千谷の項、佐世保の項及び平戸の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三一日財務省令第二六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月八日財務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二三日財務省令第四一号）

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月三〇日財務省令第四四号）

1 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百二十八条、第四百六十七条、第四百六十八条の二、第四百七十二条、第四百七十七条の二、第四百八十二条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条及び第五百六十九条の改正規定は同月十日から施行する。

2 改正後の財務省組織規則別表第九旭川東の項の規定は、平成二十一年十月二十六日から適用する。

附 則（平成二十二年八月一六日財務省令第四七号）

この省令は、平成二十二年八月十六日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三一日財務省令第一一号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四五号）抄

1 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第三百九十三条、第四百十条、第四百十三条、第四百三十九条、第四百五十条、第四百六十七条、第四百七十二条、第四百七十五条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第五百四十七条、第五百四十九条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は同月十日から施行する。

附 則（平成二三年七月一日財務省令第四八号）

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年七月二九日財務省令第五一号）

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月一日財務省令第六四号）

この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月三〇日財務省令第六五号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年十一月一〇日財務省令第七四号）

この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二三年一月一四日財務省令第八〇号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別表第九川口の項の改正規定は同月十一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第二一号）

この省令は、平成二十四年三月三〇日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二四年四月一八日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第二三号）

この省令は、平成二十四年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一月四日財務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第二一号）抄

この省令は、平成二四年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年五月一八日財務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年六月二九日財務省令第四六号）

抄

1 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第九の改正規定 平成二十四年七月三日

二 第四百五条、第四百五条の二、第四百十条、第四百五十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百九十七条、第五百七条、第五百八条、第五百八条の二、第五百九条、第五百十六条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十二条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条及び第五百六十八条の改正規定並びに附則第二項の規定

平成二十四年七月十日

附 則 (平成二十四年七月二十日財務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月三十日財務省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月二十八日財務省令第六十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二十八日財務省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一〇月一日財務省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一日財務省令第三二号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月一日財務省令第三三号)

この省令は、平成二十五年三月十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月一日財務省令第二七号)

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月一日財務省令第二七号)

この省令は、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月一日財務省令第二七号)

この省令は、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月一日財務省令第二七号)

この省令は、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月一日財務省令第二七号)

この省令は、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月一日財務省令第二七号)

この省令は、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二六年一二月一二日財務省令第九二号）
この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成二六年一二月一九日財務省令第九七号）
この省令は、平成二六年十二月二十日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一月三〇日財務省令第二号）
この省令は、平成二十七年一月三十一日から施行する。
- 附 則**（平成二七年四月一日財務省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年五月一日財務省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年七月一日財務省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四百十条、第四百三十九条、第四百五十六条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百八十五条、第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十四条、第四百九十五条、第四百九十八条、第五百五十七条、第五百五十八条、第五百四十二条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定は、平成二十七年七月十日から施行する。
- 附 則**（平成二七年七月一五日財務省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年九月一八日財務省令第七一号）
この省令は、平成二十七年九月十九日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一〇月一日財務省令第七七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一二月一八日財務省令第八六号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一二月一八日財務省令第九二号）
この省令は、平成二八年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年三月一日財務省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年四月一日財務省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年六月一日財務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年六月二二日財務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年九月一日財務省令第六六号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年七月一日財務省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十四条、第三百九十条、第四百十五条の二、第四百六条、第四百八条、第四百十条、第四百十二条、第四百十五条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百一十七条、第五百一十八条、第五百二十二条、第五百三十四条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十七条、第五百五十八条、第五百五十九条の改正規定は、平成二十八年七月十日から施行する。
- 附 則**（平成二八年九月三〇日財務省令第六六号）
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年七月一〇月七日財務省令第七四号）
この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一〇月一四日財務省令第七五号）
この省令は、平成二十八年十月十五日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一二月一八日財務省令第八四号）
この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二九年三月三一日財務省令第二二号）
この省令は、平成二九年三月三一日から施行する。

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び第一百三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九西川口の項の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三百九十三条、第四百八条、第四百十条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百七十七条、第五百四十七条、第五百五十六条、第五百六十条、第五百六十八条及び第五百六十九条の改正規定並びに附則第

二項の改正規定は、同月十日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十日財務省令第四号）この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三百九十四条第五号の改正規定、第三百九十五条第五号の改正規定、第三百九十六条第六号の改正規定、第四百四十七条第六号の改正規定、第四百六十九条第四号及び第五号の改正規定、第四百七十二条第一項第八号及び第九号の改正規定並びに第五百五十一条第四号の改正規定は、

同年五月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百五十条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百八十八条、第四百八十九条、第四百九十二条、第四百九十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十七条及び第五百五十六条の改正規定は、同月十日から施行する。

附 題
(平成三〇年七月九日貿易省令第五二号)

附則（平成三〇年七月一七日財務省令第五六号）

この省令は、平成三十年七月十七日から施行する。
附 则
(平成三十一年二月二二日財務省令第五二四号)

附則（平成三〇年七月二七日貿易省令第五十七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二十五日財務省令第六三号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法
附則（平成二〇年一〇月一日財務省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年一月七日財務省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日財務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成三十一年四月二六日) 財務省令第三十六号

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日財務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次
五百八条、第四百五十三条、第四百六十六條、第四百八

条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百五十五条

附 則（令和元年七月一二日財務省令第一六号）
この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和元年一二月二七日財務省令第三九号) 抄

（施行期日）
この省令は、令和二年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月一日財務省令第四五号）

この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月一日財務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月一日財務省令第五七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四百六条、第四百七条、第四百九条、第四百十条、第四百十一条、第四百十三条、第四百四十九条、第四百五十一条、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百六十二条、第四百六十六条、第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定並びに第四百六十八条の二を第四百六十八条の三とし、第四百六十八条の次に一条を加える改正規定並びに第四百七十四条、第四百七十七条の二、第四百八十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百条、第五百条の二及び第五百一条の改正規定並びに第五百四条を削り、第五百三条を改め、同条を第五百四条とし、第五百二条の次に一条を加える改正規定並びに第五百四条の次に一条を加える改正規定並びに第五百四十三条及び第五百四十四条の改正規定並びに第五百四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第五百四十三条、第五百四十七条、第五百四十八条、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十六条、第五百六十条、附則第四十一項、附則第四十二項及び附則第四十三項の改正規定並びに次項の規定は、令和二年七月十日から施行する。

附 則（令和二年九月一八日財務省令第六四号）

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一日財務省令第七一号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年四月一日財務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月一日財務省令第五三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第四百六十六条の二」を「第四百六十六条の四」に改める部分並びに第一条、第四百五条の二、第四百八条、第四百十条、第四百十二条、第四百二十八条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百五十三条及び第四百五十九条の改正規定並びに第四百六十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四百六十七条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十七条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百一条、第五百四条、第五百十三条、第五百四十五条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百四十八条、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条、第五百五十三条、第五百五十四条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十七条、第五百五十八条、第五百五十九条、第五百六十条、第五百五十九条、第五百六十条、第五百五十九条及び第五百六十九条の改正規定並びに次項の規定は、令和三年七月十日から施行する。

附 則（令和三年七月三十日財務省令第五九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附 則（令和三年八月一日財務省令第六〇号）

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。

附 則（令和三年九月一日財務省令第六四号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日財務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一一月一日財務省令第七三号）

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年一一月一九日財務省令第七六号）

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。ただし、第三十二条（第一百九十六条、第二百二十七条及び第二百二十九条の改正規定は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年三月一日財務省令第四四号）

別表第四 (第三百四十三条関係)	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	
					鹿児島市
税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	佐賀市 烏栖市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡
所轄税関	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	熊本県のうち 長崎県のうち 佐賀県のうち 多久市 武雄市 鹿島市 嬉野市 杣島郡 藤津郡
函館	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	荒尾市 平戸市 松浦市 西海市の中島町、西海町天久保郷、西海町太田原郷、西海町面高郷、西海町黒口郷、西海町木場郷、西海町丹納郷、西海町中浦北郷、西海町中浦南郷、西海町七釜郷、西海町水浦郷、西海町横瀬郷 東彼杵郡 北松浦郡(小値賀町を除く。)
出張所名	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	熊本市 八代市 人吉市 水俣市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡 菊地郡 阿蘇郡 上益城郡 八代郡 華北
鉄道税関支署網走出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
札幌税関支署留萌出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
札幌税関支署紋別出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
札幌税関支署石狩出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
札幌税関支署旭川空港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
釧路税関支署十勝出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
青森税関支署山形出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
秋田船川税関支署秋田空港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
酒田税関支署秋田空港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
東京税関前橋出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
東京税関成田航空貨物出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
東京税関東京外郵出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
東京税関大井出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
東京税関立川出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署直江津出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署新潟東港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署柏崎出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署新潟空港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署相馬出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署福島空港出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
新潟税関支署日立出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
鹿児島税関支署つくば出張所	鹿児島島	八代島	佐世保市	佐世保	鹿児島県(出水市 出水郡を除く。)
つくば市	日立市	つくば市	つくば市	つくば市	福島県石川郡玉川村

鹿島税関支署茨城空港出張所	小美玉市	宇都宮市
横浜税関宇都宮出張所	横浜市	船橋市
千葉税関支署船橋市川出張所	市原市	木更津市
千葉税関支署木更津出張所	横浜市	横浜市
千葉税関支署姉崎出張所	横浜市	横浜市
横浜税関大黒埠頭出張所	横浜市	横浜市
横浜税関本牧埠頭出張所	横浜市	横浜市
横浜税関川崎外郵出張所	川崎市	川崎市
名古屋税關諭訪出張所	諭訪市	
清水税関支署興津出張所	静岡市	
清水税関支署浜松出張所	浜松市	
清水税関支署沼津出張所	沼津市	
清水税関支署田子の浦出張所	富士市	
清水税関支署御前崎出張所	焼津市	
清水税関支署御前崎出張所	御前崎市	
清水税関支署静岡空港出張所	牧之原市	
清水税関支署衣浦出張所	半田市	
豊橋税関支署蒲郡出張所	蒲郡市	
豊橋税関支署蒲郡出張所	常滑市	
名古屋税關中部外郵出張所	愛知県海部郡飛島村	
名古屋税關南部出張所	知多市	
名古屋税關西部出張所	津市	
四日市税關支署津出張所	尾鷲市	
四日市税關支署尾鷲出張所	尾鷲市	
伏木税關支署富山出張所	富山市	
伏木税關支署富山空港出張所	富山市	
金沢税關支署七尾出張所	七尾市	
金沢税關支署小松空港出張所	小松市	
敦賀税關支署福井出張所	福井市	
京都税關支署滋賀出張所	草津市	
舞鶴税關支署宮津出張所	宮津市	
和歌山税關支署下津出張所	岸和田市	
大阪税關南港出張所	大阪市	
堺税關支署岸和田出張所	泉南市	
大阪税關大阪外郵出張所	新宮市	
神戸税關六甲アイランド出張所	神戸市	
神戸税關ホーリー・アーランド出張所	神戸市	
姫路税關支署東播磨出張所	加古川市	
和歌山税關支署新宮出張所	玉野市	
大阪税關六甲アイランド出張所	備前市	
神戸税關六甲アイランド出張所	吳市	
神戸税關支署尾道糸崎出張所	尾道市	
水島税關支署宇野出張所	尾道市	
水島税關支署片上出張所	尾道市	
広島税關支署呉出張所	尾道市	
福山税關支署高松出張所	高松市	
坂出税關支署詫間出張所	三豊市	

税関支署名	別表第六（第三百八十一条の四関係） 沖縄地区税関の支署の名称、位置及び管轄区域	門司	松山税関支署今治出張所	今治市
			松山税関支署宇和島出張所	宇和島市
位置	管轄区域	新居浜税関支署三島出張所	四国中央市	
			高知税関支署須崎出張所	須崎市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	下関税関支署宇部出張所	宇部市	
			下関税関支署萩出張所	萩市
位置	管轄区域	徳山税関支署防府出張所	防府市	
			徳山税関支署平生出張所	山口県熊毛郡平生町
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	門司税関田野浦出張所	北九州市	
			門司税関田野浦出張所	北九州市
位置	管轄区域	戸畠税関支署若松出張所	北九州市	
			戸畠税関支署若松出張所	北九州市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	門司税関北九州空港出張所	北九州市	
			門司税関北九州空港出張所	北九州市
位置	管轄区域	門司税関福岡外郵出張所	福岡市	
			門司税関福岡外郵出張所	福岡市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	門司税関刈田出張所	福岡県京都郡刈田町	
			門司税関刈田出張所	福岡県京都郡刈田町
位置	管轄区域	伊万里税関支署唐津出張所	唐津市	
			伊万里税关支署唐津出张所	唐津市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	厳原税関支署比田勝出張所	对馬市	
			厳原税关支署比田胜出张所	对马市
位置	管轄区域	大分税関支署佐伯出張所	佐伯市	
			大分税关支署佐伯出张所	佐伯市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	大分税関支署津久見出張所	津久见市	
			大分税关支署津久见出张所	津久见市
位置	管轄区域	大分税关支署大分空港出张所	国东市	
			大分税关支署大分空港出张所	国东市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	細島税関支署宮崎空港出張所	宮崎市	
			细岛税关支署宫崎空港出张所	宫崎市
位置	管轄区域	細島税関支署油津出張所	日南市	
			细岛税关支署油津出张所	日南市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	三池税関支署久留米出張所	久留米市	
			三池税关支署久留米出张所	久留米市
位置	管轄区域	長崎税関支署空港出張所	大村市	
			长崎税关支署空港出张所	大村市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	八代税関支署熊本出張所	熊本市	
			八代税关支署熊本出张所	熊本市
位置	管轄区域	八代税関支署水俣出張所	水俣市	
			八代税关支署水俣出张所	水俣市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	八代税関支署三角出張所	宇城市	
			八代税关支署三角出张所	宇城市
位置	管轄区域	八代税關支署熊本空港出張所	熊本県上益城郡益城町	
			八代税关支署熊本空港出张所	熊本县上益城郡益城町
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	鹿児島税関支署枕崎出張所	枕崎市	
			鹿儿岛税关支署枕崎出张所	枕崎市
位置	管轄区域	鹿児島税關支署川内出張所	薩摩川内市	
			鹿儿岛税关支署川内出张所	萨摩川内市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	鹿児島税關支署鹿児島空港出張所	霧島市	
			鹿儿岛税关支署鹿儿岛空港出张所	雾岛市
位置	管轄区域	鹿児島税關支署志布志出張所	志布志市	
			鹿儿岛税关支署志布志出张所	志布志市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	鹿児島税關支署五島監視署	奄美市	
			鹿儿岛税关支署五岛监视署	奄美市
位置	管轄区域	鹿児島税關支署鳥取監視署	五島市	
			鹿儿岛税关支署鸟取监视署	五岛市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	鹿児島税關支署西郷監視署	島根県隱岐郡隱岐の島町	
			鹿儿岛税关支署西乡监视署	岛根县隐岐郡隐岐的岛町
位置	管轄区域	横須賀税關支署三崎監視署	下田市	
			横须贺税关支署三崎监视署	下田市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	清水税關支署下田監視署	三浦市	
			清水税关支署下田监视署	三浦市
位置	管轄区域	東京税關支署佐渡監視署	佐渡市	
			东京税关支署佐渡监视署	佐渡市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	新潟税關支署佐渡監視署	佐渡市	
			新潟税关支署佐渡监视署	佐渡市
位置	管轄区域	千葉税關支署銚子監視署	銚子市	
			千叶税关支署铭子监视署	铭子市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	横浜税關支署横浜監視署	横浜市	
			横滨税关支署横滨监视署	横滨市
位置	管轄区域	神戸税關支署神戸監視署	神戸市	
			神户税关支署神户监视署	神户市
税関支署名	別表第五（第三百四十三条関係） 税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置	名古屋税關支署名古屋監視署	名古屋市	
			名古屋税关支署名古屋监视署	名古屋市
位置	管轄区域	長崎税關支署長崎監視署	長崎市	
			长崎税关支署长崎监视署	长崎市

越 関 東 信												
	茨 城	福 島	山 形	秋 田								
日 水 戸	田 島 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 長 井 村 山 寒 河 江 新 庄 酒 田 鶴 岡 米 沢 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	大 曲 湯 沢 本 庄 大 館 横 手 能 代	秋 田 北 秋 田 南	佐 沼 築 館	大 河 原 氣 仙 沼	古 川 鹽 釜	石 卷 太 白 区	仙 台 南	石 卷 市	太 白 区	名 取 市
日 水 戸 市	町 南 会 津 郡 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 市 長 井 市 村 山 市 寒 河 江 市 新 庄 市 酒 田 市 鶴 岡 市 米 沢 市 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	横 手 市 能 代 市	秋 田 市	登 米 市	柴 田 郡 氣 仙 沼 市	塩 釜 市 大 崎 市	石 卷 市 太 白 区	仙 台 南	石 卷 市	太 白 区	名 取 市
日 水 戸 市	水 戸 市 南 会 津 郡 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 市 長 井 市 村 山 市 寒 河 江 市 新 庄 市 酒 田 市 鶴 岡 市 米 沢 市 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	横 手 市 能 代 市	秋 田 市 (秋 田 北 税 務 署 管 内 の 地 域 を 除 く。)	登 米 市	栗 原 市	柴 田 郡 氣 仙 沼 市	塩 釜 市 大 崎 市	石 卷 市 太 白 区	石 卷 市	太 白 区	名 取 市
日 立 市	水 戸 市 南 会 津 郡 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 市 長 井 市 村 山 市 寒 河 江 市 新 庄 市 酒 田 市 鶴 岡 市 米 沢 市 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	横 手 市 能 代 市	秋 田 市 (秋 田 北 税 務 署 管 内 の 地 域 を 除 く。)	登 米 市	栗 原 市	白 石 市 栗 原 市	氣 仙 沼 市 大 崎 市 加 美 郡 遠 田 郡	石 卷 市 太 白 区	石 卷 市	太 白 区	名 取 市
高 萩 市	笠 間 市	水 戸 市 南 会 津 郡 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 市 長 井 市 村 山 市 寒 河 江 市 新 庄 市 酒 田 市 鶴 岡 市 米 沢 市 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	横 手 市 能 代 市	秋 田 市 (秋 田 北 税 務 署 管 内 の 地 域 を 除 く。)	登 米 市	栗 原 市	白 石 市 角 田 市 刈 田 郡	石 卷 市 太 白 区	石 卷 市	太 白 区	名 取 市
北 茨 城 市	小 美 玉 市	水 戸 市 南 会 津 郡 二 本 松 相 馬 喜 多 方 須 賀 川 白 河 い わ き 郡 山 市 会 津 若 松	福 島 市 長 井 市 村 山 市 寒 河 江 市 新 庄 市 酒 田 市 鶴 岡 市 米 沢 市 山 形 市 大 仙 市 湯 沢 市 由 利 本 荘 市	横 手 市 能 代 市	秋 田 市 (秋 田 北 税 務 署 管 内 の 地 域 を 除 く。)	登 米 市	栗 原 市	白 石 市 角 田 市 刈 田 郡	石 卷 市 太 白 区	石 卷 市	太 白 区	名 取 市

新潟	埼玉	群馬	栃木	
新津潟	朝霞市 越谷市 上尾市 春日部市 東松山市 本庄市 所沢市 秩父市 行田市 大宮区 川口市 西川口 川越市 中之条町	富岡市 藤岡市 館林市 沼田市 伊勢崎市 桐生市 高崎市 前橋市 氏家大田原	高崎市 佐野市 鹿沼市 佐野市 柄木宇都宮	足利市 宇都宮市 潮来市 常陸太田市 土浦市 古河市 筑西市 龍ヶ崎市 下館市 古河市
秋葉区	朝霞市 越谷市 上尾市 春日部市 東松山市 本庄市 所沢市 秩父市 行田市 大宮区 川口市 川越市 吾妻郡中之条町	富岡市 藤岡市 館林市 沼田市 伊勢崎市 桐生市 高崎市 前橋市 大田原市 真岡市 佐野市 鹿沼市 佐野市 柄木宇都宮	高崎市 佐野市 鹿沼市 佐野市 柄木宇都宮	足利市 宇都宮市 潮来市 常陸太田市 土浦市 古河市 筑西市 龍ヶ崎市 下妻市 常總市 桜川市 結城郡 古河市
北区	朝霞市 越谷市 岩槻区 鴻巣市 本庄市 所沢市 秩父市 行田市 西区 中央区 北区 桜区 大宮区 南区 緑区	富士見市 深谷市 川口市 (西川口税務署管内の地域を除く。) 熊谷市 川口市 (西川口税務署管内の地域を除く。) 多野郡 太田市 富岡市 藤岡市 多野郡 甘樂郡 館林市 伊勢崎市 桐生市 高崎市 前橋市 田原市 真岡市 佐野市 鹿沼市 佐野市 柄木宇都宮	坂戸市 大里郡 川口市のうち川口一丁目から六丁目まで、飯塚一丁目から飯塚四丁目まで、仲町、原町、飯原町、南町一丁目、南町二丁目、宮町、緑町、西川口一丁目から西川口六丁目まで、荒川町、並木元町、並木一丁目から並木四丁目まで、南前川一丁目、南前川二丁目、前川町三丁目、前川町三丁目、前川一丁目から二十五番まで、前川二丁目から前川四丁目、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目一番から三十三番まで、前上町三番から十四番まで・二十二番から二十九番まで、上青木六丁目七番・八番・十七番から十九番まで、芝、芝新町、芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝一丁目から芝五丁目まで、芝桶ノ爪一丁目、芝桶ノ爪二丁目、芝下一丁目から芝下三丁目まで、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝宮根町、芝東町、芝園町、芝富士一丁目、芝富士二丁目、芝西一丁目、芝西二丁目、芝塚原一丁目、芝塚原二丁目、伊刈、柳崎一丁目から柳崎五丁目まで、小谷場	小山市 日光市 安中市 北群馬郡 小山市 下野市 下都賀郡 河内郡 行方市 錐田市 石岡市 猿島郡 下妻市 常總市 桜川市 結城郡 古河市 坂東市 猿島郡 下妻市 常總市 桜川市 結城郡 古河市
五泉市	志木市 八潮市 上尾市 比企郡	児玉郡 飯能市 加須市 羽生市 狹山市 入間市	ふじみ野市 入間郡	つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市
東蒲原郡	和光市 新座市	吉川市 三郷市 北本市 北足立郡 北葛飾郡のうち松伏町	(越谷税務署管内の地域を除く。)	那須塩原市 那須鳥山市 塩谷郡 那須郡のうち那珂川町
江南区				那須郡 (氏家税務署管内の地域を除く。)
南区				那須郡のうち那珂川町
西区				久慈郡

										東京										
										千葉										長野
柏 東 成 茂 佐 松 木 館 船 市 川 銚 子										千葉西										長野
金 田 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										千葉南										長野
市 東 成 茂 香 松 木 館 船 市 川 銚 子										千葉東										長野
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐久										佐渡
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										大町										高田
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										信濃中野										糸魚川
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										伊那										上田
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										諏訪										松本
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										飯田										長野
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										上越市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										木曾郡木曾町										糸魚川市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										中央区										花見川区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐久市										木曾郡木曾町
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										大町市										中野市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐久郡										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										小諸市										佐久郡
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										北安曇郡										北佐久郡
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐久市										南佐久郡
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										大町市										花見川区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										木曾郡										中央区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										浜区（千葉南税務署管内の地域を除く。）										花見川区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										中央区（千葉西税務署管内の地域を除く。）										稻毛区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										若葉区										美里区
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										中央区（千葉西税務署管内の地域を除く。）										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										中央区（千葉西税務署管内の地域を除く。）										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子										佐渡市										佐渡市
市 金 原 佐 原 戸 山 橋 川 銚 子																				

雪谷	蒲田	世田谷	北沢	足立	西新井			
大田区	蒲田	世田谷	北沢	足立区	足立区			
大田区のうち南千東一丁目から南千東三丁目まで、北千東一丁目から北千東三丁目まで、東雪谷一丁目から東雪谷五丁目まで、南雪谷一丁目から南雪谷五丁目まで、仲池上一丁目、仲池上二丁目、石川町一丁目、石川町二丁目、上池台一丁目から上池台五丁目まで、久が原一丁目から原六丁目まで、南久が原一丁目、南久が原二丁目、田園調布南、田園調布本町、田園調布一丁目から田園調布五丁目まで、鶴の木一丁目から鶴の木三丁目まで、千鳥一丁目から千鳥三丁目まで、雪谷大塚町、東嶺町、西嶺町、北嶺町	大田区	世田谷区	世田谷区	足立区	足立区			
大田区（大森税務署及び雪谷税務署管内の地域を除く。）	世田谷区（北沢税務署及び玉川税務署管内の地域を除く。）	世田谷区のうち代沢一丁目から北沢五丁目まで、代田一丁目から代田六丁目まで、羽根木一丁目、羽根木二丁目、大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目から松原六丁目まで、赤堤一丁目から赤堤五丁目まで、梅丘一丁目から梅丘三丁目まで、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目から宮坂三丁目まで、桜上水一丁目から桜上水五丁目まで、上北沢一丁目から上北沢五丁目まで、経堂一丁目から経堂五丁目まで、船橋一丁目から船橋七丁目まで、八幡山一丁目から八幡山三丁目まで、南烏山一丁目から南烏山六丁目まで、北烏山一丁目から北烏山九丁目まで、給田一丁目から給田五丁目まで、柏谷一丁目から柏谷四丁目まで、千歳台一丁目から千歳台六丁目まで	世田谷区のうち玉川田園調布一丁目、玉川田園調布二丁目、瀬田一丁目から瀬田五丁目まで、玉川一丁目から玉川四丁目まで、東玉川一丁目、東玉川二丁目、玉川台一丁目、玉川台二丁目、用賀一丁目から用賀四丁目まで、上用賀一丁目から上用賀六丁目まで、上用賀一丁目から上用賀六丁目まで、駒沢三丁目から駒沢五丁目まで、駒沢公園、深沢一丁目から深沢八丁目まで、奥沢一丁目から奥沢八丁目まで、尾山台一丁目から尾山台三丁目まで、等々力一丁目から等々力八丁目まで、玉堤一丁目、玉堤二丁目、新町一丁目から新町三丁目まで、桜新町一丁目、桜新町二丁目、上野毛一丁目から上野毛四丁目まで、野毛一丁目から野毛三丁目まで、中町一丁目から中町五丁目まで、宇奈根一丁目から宇奈根三丁目まで、岡本一丁目から岡本三丁目まで、大蔵一丁目から大蔵六丁目まで、鎌田一丁目から鎌田四丁目まで、砧公園	世田谷区	世田谷区	足立区	足立区	
中野区（練馬西税務署管内の地域を除く。）	中野区（練馬西税務署管内の地域を除く。）	杉並区のうち阿佐谷北一丁目から阿佐谷北六丁目まで、阿佐谷南一丁目から阿佐谷南三丁目まで、高円寺北一丁目から高円寺北四丁目まで、高円寺南一丁目から高円寺南五丁目まで、梅里一丁目、梅里二丁目、堀ノ内一丁目から堀ノ内三丁目まで、松ノ木一丁目から松ノ木三丁目まで、大宮一丁目、大宮二丁目、成田東一丁目から成田東五丁目まで、成田西一丁目から成田西四丁目まで、高井戸西一丁目から高井戸西三丁目まで、高井戸東一丁目から高井戸東四丁目まで、上高井戸一丁目から上高井戸三丁目まで、下高井戸一丁目から下高井戸五丁目まで、浜田山一丁目から浜田山四丁目まで、永福一丁目から永福四丁目まで、和田一丁目から和田三丁目まで、方南一丁目、方南二丁目、和泉一丁目から和泉四丁目まで	中野区	中野区	北区	北区		
板橋区（練馬区のうち大泉町一丁目から大泉町六丁目まで、大泉学園町一丁目から大泉学園町九丁目まで、高円寺南一丁目から大泉町南五丁目まで、梅里一丁目、梅里二丁目、堀ノ内一丁目から堀ノ内三丁目まで、松ノ木一丁目から松ノ木三丁目まで、大宮一丁目、大宮二丁目、成田東一丁目から成田東五丁目まで、成田西一丁目から成田西四丁目まで、高井戸西一丁目から高井戸西三丁目まで、高井戸東一丁目から高井戸東四丁目まで、上高井戸一丁目から上高井戸三丁目まで、下高井戸一丁目から下高井戸五丁目まで、浜田山一丁目から浜田山四丁目まで、永福一丁目から永福四丁目まで、和田一丁目から和田三丁目まで、方南一丁目、方南二丁目、和泉一丁目から和泉四丁目まで、大蔵一丁目から大蔵六丁目まで、鎌田一丁目から鎌田四丁目まで、砧公園）	板橋区	板橋区	荒川区	荒川区	豊島区	豊島区		
練馬区（練馬西税務署管内の地域を除く。）	練馬区（練馬西税務署管内の地域を除く。）	杉並区のうち大泉町一丁目から大泉町六丁目まで、大泉学園町一丁目から大泉学園町九丁目まで、高円寺南一丁目から大泉町南五丁目まで、梅里一丁目、梅里二丁目、堀ノ内一丁目から堀ノ内三丁目まで、松ノ木一丁目から松ノ木三丁目まで、大宮一丁目、大宮二丁目、成田東一丁目から成田東五丁目まで、成田西一丁目から成田西四丁目まで、高井戸西一丁目から高井戸西三丁目まで、高井戸東一丁目から高井戸東四丁目まで、上高井戸一丁目から上高井戸三丁目まで、下高井戸一丁目から下高井戸五丁目まで、浜田山一丁目から浜田山四丁目まで、永福一丁目から永福四丁目まで、和田一丁目から和田三丁目まで、方南一丁目、方南二丁目、和泉一丁目から和泉四丁目まで	板橋区	板橋区	北区	北区	北区	北区
足立区（西新井税務署管内の地域を除く。）	足立区（西新井税務署管内の地域を除く。）	杉並区のうち大泉町一丁目から大泉町六丁目まで、大泉学園町一丁目から大泉学園町九丁目まで、高円寺南一丁目から大泉町南五丁目まで、梅里一丁目、梅里二丁目、堀ノ内一丁目から堀ノ内三丁目まで、松ノ木一丁目から松ノ木三丁目まで、大宮一丁目、大宮二丁目、成田東一丁目から成田東五丁目まで、成田西一丁目から成田西四丁目まで、高井戸西一丁目から高井戸西三丁目まで、高井戸東一丁目から高井戸東四丁目まで、上高井戸一丁目から上高井戸三丁目まで、下高井戸一丁目から下高井戸五丁目まで、浜田山一丁目から浜田山四丁目まで、永福一丁目から永福四丁目まで、和田一丁目から和田三丁目まで、方南一丁目、方南二丁目、和泉一丁目から和泉四丁目まで	板橋区	板橋区	荒川区	荒川区	豊島区	豊島区
足立区のうち栗原一丁目から栗原四丁目まで、西新井一丁目から西新井七丁目まで、西新井本町一丁目から西新井本町五丁目まで、西新井栄町一丁目から西新井栄町三丁目まで、本木一丁目、本木二丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、興野一丁目、興野二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、扇一丁目から扇三丁目まで、谷在家一丁目から谷在家三丁目まで、鹿浜一丁目から鹿浜八丁目まで、加賀一丁目、加賀二丁目、皿沼一丁目から皿沼三丁目まで、舎人一丁目から舎人六丁目まで、舎人公園、舎人町、入谷町、入谷一丁目から入谷九丁目まで、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目から古千谷本町四丁目まで、梅田一丁目から梅田八丁目まで、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、伊興一丁目から伊興五丁目まで、東伊興一丁目から東伊興四丁目まで、西伊興町、西伊興一丁目から西伊興四丁目まで、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、新田一丁目から新田三丁目まで、小台一丁目、小台二丁目、梅島一丁目から梅島三丁目まで、島根一丁目から島根四丁目まで、椿一丁目、椿二丁目、江北一丁目から江北七丁目まで、関原一丁目から関原三丁目まで	板橋区	板橋区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区

金沢			神奈川												葛飾区																			
福井	石川	富山	山梨	横浜市												鶴見	東村山	日野	町田	武藏府中	青梅	立川	八王子	江戸川北	江戸川南	江戸川北	江戸川南							
福井	松任島	輪島	小七尾	金沢	礪波	魚津	高岡	富山	鰐沢	大月	山梨	甲府	大和厚木	相模原	小田原	藤沢	鎌倉	平塚	横須賀	川崎北	川崎南	横浜南	保土ヶ谷	鶴見	東村山	日野	町田	武藏府中	青梅	立川	八王子	葛飾		
福井市	白山市	輪島市	小七尾市	金沢市	砺波市	魚津市	高岡市	富山市	町	南巨摩郡	大月市	山梨市	甲府市	大和木市	中央区	小田原市	藤沢市	鎌倉市	平塚市	横須賀市	麻生区	港北区	青葉区	戸塚区	鶴見区	東村山市	日野市	町田市	府中市	青梅市	立川市	八王子市	葛飾区	
福井市	白山市	輪島市	小松市	七尾市	金沢市	砺波市	魚津市	高岡市	富山市	町	南巨摩郡	大月市	山梨市	甲府市	大和木市	中央区	小田原市	藤沢市	鎌倉市	平塚市	横須賀市	麻生区	港北区	青葉区	戸塚区	鶴見区	東村山市	日野市	町田市	府中市	青梅市	立川市	八王子市	江戸川区
福井市	白山市	輪島市	小松市	七尾市	金沢市	砺波市	魚津市	高岡市	富山市	町	南巨摩郡	大月市	山梨市	甲府市	大和木市	中央区	小田原市	藤沢市	鎌倉市	平塚市	横須賀市	麻生区	港北区	青葉区	戸塚区	鶴見区	東村山市	日野市	町田市	府中市	青梅市	立川市	八王子市	江戸川区
吉田郡	野々市市	珠洲市	加賀市	能美市	鳳珠郡	能美郡	七尾市	金沢市	砺波市	魚津市	氷見市	射水市	高岡市	西八代郡	大和市	厚木市	山梨市	甲府市	甲府市	鎌倉市	多摩区	川崎区	中原区	緑区(横浜市)	戸塚区	鶴見区	小平市	日野市	町田市	府中市	青梅市	立川市	八王子市	江戸川区

江戸川区（江戸川南税務署管内の地域を除く。）

江戸川区のうち春江町五丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、一之江町、二之江町、船堀一丁目から船堀七丁目まで、北葛西一丁目から北葛西五丁目まで、宇喜田町、西葛西一丁目から西葛西八丁目まで、中葛西一丁目から中葛西八丁目まで、南葛西一丁目から南葛西七丁目まで、堀江町、東葛西一丁目から東葛西九丁目まで、清新町一丁目、清新町二丁目、臨海町一丁目から臨海町六丁目まで

